



TPP11とASEANの貿易、投資、産業への影響

2018年3月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



競輪の補助事業

この報告書は、競輪の補助により作成しました。

<http://hojo.keirin-autorace.or.jp>

は し が き

2015年10月、参加12カ国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム）で大筋合意された TPP（環太平洋パートナーシップ協定）は世界の GDP の約 4 割を占めるメガ FTA として期待されていたが、2017 年 1 月に就任したばかりのトランプ大統領によって米国が TPP から離脱、発効が困難となった。しかし、日本の主導により残った 11 カ国（TPP11）による交渉を進めた結果、2017 年 11 月に CPTPP（包括的で先進的なパートナーシップ協定）として大筋で合意、2018 年 3 月にはチリで署名式が行われる。米国の離脱によって経済規模は縮小したが、高いレベルの自由化を実現した 21 世紀型の FTA としての TPP11 の意義は大きい。

TPP11 には ASEAN からブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムの 4 カ国が参加している。これらの国は TPP11 による関税の引き下げや投資の自由化で直接的に影響を受けるほか、現時点で参加をしていないタイやインドネシアなどにおいても（米国の復帰などの）状況が変化すれば TPP11 に加わる可能性もある。また、TPP11 による貿易投資の自由化が、ASEAN が進める AEC（ASEAN 経済共同体）や RCEP（東アジア包括的経済連携）の進展を促すと考えられる。

今年度の報告書では TPP11 による ASEAN への影響を分析するため、TPP11 の概要と関税の引き下げがもたらす効果、ならびに投資規定について調査を行った。また、実際に TPP を活用する企業の視点から、TPP における原産地規則と原産地証明手続きのメリット・デメリットを考察するとともに、FTA 環境の変化が ASEAN 自動車産業へ与える影響、およびベトナムの電機電子産業と ASEAN の交通インフラ整備の現状を調査した。

なお、本報告書の各章の見解は、執筆者の属している機関および国際貿易投資研究所の公式の見解ではないことにご留意頂きたい。

本報告書が、ASEAN で事業を行い、あるいは計画している機械工業企業、中小機械工業の各位に資することが出来れば幸甚である。

平成 30 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 旨

第 1 章 米国の TPP 離脱と CPTPP 合意の意義

2017 年 1 月のトランプ大統領の就任とともに米国は TPP を離脱した。TPP は「漂流」を懸念されたが、米国以外の 11 カ国（TPP11）は 2017 年 5 月から協議を開始し 11 月に大筋合意に達した。20 項目を停止（凍結）した協定は「包括的で先進的なパートナーシップ協定（CPTPP）」と名付けられた。11 月時点では署名日までに確定することになっていた 4 項目についても 2018 年 1 月に合意に達したことにより協定文が確定し 3 月 8 日にチリで署名を行うことになった。

TPP11 は各国の思惑が異なることに加え、ニュージーランドの政権交代などがあり、交渉難航が予想されていたが、日本が主導権をとり集中的に交渉した結果、短期間で高い自由化レベルと高水準のルールを含む協定として合意に達した。停止された項目は、知的財産が 11 と最も多く、大半が米国が主張してきたルールである。

米国が抜けることで経済規模が小さくなったことは確かだが、21 世紀型 FTA としての CPTPP の意義は大きいし、経済効果も小さくない。CPTPP が合意に達した直後に、米国のトランプ大統領は TPP 復帰を検討するとの発言を行った。真意や見通しは不明だが、TPP 脱退による不利益を被る米国の産業界の働きかけがあったことは想像に難くない。CPTPP 参加国の課題は早期の発効であり、参加国を拡大し FTAAP に発展することである。そのため、米国の復帰が不可欠であり、米国の参加を働きかけていくことが重要である。

本論では、第 1 節で米国の TPP 離脱以降 TPP11 の交渉の経緯をたどり第 2 節で CPTPP の概要および停止（凍結）項目を詳しく検討している。第 3 節で CPTPP の意義を確認するとともに効果について考察し、第 4 節で米国の復帰の重要性を論じている。

第 2 章 TPP11 の関税引き下げによる ASEAN（ベトナム・マレーシア）への影響

TPP11（CPTPP）には ASEAN 加盟国のうち、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、ベトナムの 4 カ国が参加している。このうち、ベトナムは米国向け輸出の比率が高く、米国の離脱によって最も影響を受けた国となった。

米国の TPP 離脱によって域内貿易の中心は北米から日本および ASEAN に移ったが、これらの国々の間では既に FTA が発効し関税の引き下げが行われている。ベトナムからの輸出における TPP の関税削減の効果は繊維製品・履物がほとんどを占める一方で、マレーシ

アからの輸出は MFN 税率の低い電気機器が中心のため、TPP による関税削減の効果はあまり大きなものではない。ただし、繊維製品で TPP の原産地規則を満たすためには原糸の生産から縫製まで TPP 域内で行う必要があり、原糸や生地を中国から多く輸入しているベトナムが TPP を活用するためには国内で糸や生地を作るか、TPP 域内から調達しなければならない。

TPP は最終的な関税の撤廃率はほぼ 100%に近いと、既存の FTA で関税の引き下げが進んでいても、ある時点で TPP を利用したほうが関税を多く節約できるようになる場合が増える。TPP 参加国との貿易において現在は別の FTA を利用している場合、TPP 発効後のどの時点で切り替えるか判断をする必要がある。

第 3 章 TPP 協定の原産地規則の利用と課題について

～ 日本及び ASEAN の FTA 原産地規則との比較 ～

現在、世界中で約 300 の FTA が発効し、それぞれの FTA 原産地規則が異なるという状況が生じている。企業が FTA を活用し、輸入関税の減免というメリットを享受するためには、その FTA ごとに定められた原産地規則を充足する必要がある。しかし、製品の原産地の判断基準が FTA ごとに異なり、原産地表示の規則とも異なる、という現状は、生産現場を混乱させている。

この状況を改善させる方法の 1 つとして、メガ FTA と呼ばれる多数国間の FTA で統一した規則に合意することが挙げられる。そうすれば、その協定に参加する国の間では統一された規則で FTA 活用ができる。ところが、実際には、二国間 FTA の方が企業にとって使い勝手の良い原産地規則になっていることが多いと、メガ FTA の活用が進まない可能性がある。例えば、メガ FTA の 1 つである TPP 協定の原産地規則は、ASEAN や日本の FTA と比較すると、メリットがあり、救済措置も定められているが、活用の際には企業が検討しておくべき点も多い。

第 4 章 ASEAN への投資と TPP11 の投資規定

ASEAN は先進国の技術や資本、知識、さらには企業経営ノウハウを直接投資として自らの工業化に利用し、経済成長を実現してきた。ASEAN にとって直接投資は経済成長の「糧」であり、その目的の先に ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) や ASEAN 経済共同体 (AEC)、ASEAN+1FTA の構築がある。

一方、日本にとって海外投資の自由化と海外進出企業の安定した事業環境の創出は、近年の重要な経済アジェンダである。日本は経常収支黒字の大半を投資で稼ぐ構造にシフトしていることを踏まえ、「貿易投資立国」としての発展を目指している。日本政府は、高いレベルの質を確保する投資協定を、2020年までに100カ国・地域にまで拡げることを目指している。その協定のモデルが環太平洋経済連携協定（TPP）である。TPP協定における「投資」の特徴は、①高いレベルの投資自由化と保護を規定、②ネガティブ・リスト方式の採用、③投資財産の設立段階および設立後の「内国民待遇」および「最恵国待遇」、④投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護および保障、⑤特定措置の履行要求（現地調達、技術移転等）の原則禁止、⑥正当な補償等を伴わない収用の禁止、等であり、先進性・革新性を備える。

今後、日本が高いレベルの質を確保した投資協定網を構築するに際しての試金石は、TPPに参加していないASEAN6カ国や中国、韓国が参加している東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）での採用・移管である。既にEPAが締結されていても、TPPの枠組みの下での保護や自由化の範囲や水準は、より深掘りされており、EPAを補完する役割が期待されている。

海外に進出している日系企業の拠点数は7万1820拠点にのぼる。RCEP参加国に進出している日本企業の割合は全産業で65.7%、製造業で55.8%に及ぶ。RCEPでTPP水準の投資協定が導入できれば、日本が抱えるアジア生産ネットワークの大半が高水準の投資協定の傘の下に入ることになり、日本企業によるRCEP域内での生産ネットワーク構築の一層の進展が期待出来る。

RCEPの下での一刻も早い投資家の保護・投資自由化の実現に向け、投資規律部分については先行合意または部分合意の可能性も念頭に置きつつ交渉すべきである。交渉に際し、RCEPにおける非TPP参加国、特にASEANの非参加国の理解を促す必要があるが、日本などTPP参加国がASEAN経済共同体（AEC）の下での投資規律のTPP水準へのアップグレードに協力することが近道であろう。

第5章 FTA環境の変化とASEAN自動車産業—AEC・トランプショック・TPP11の影響—

ASEANを取り巻くFTA環境は大きく変化してきている。昨年、設立50周年を迎えたASEANは、2015年12月には遂にAECを創設し、更に経済統合を深化させようとしている。2018年1月にはAECの関税撤廃が完了した。ベトナムなどCLMV諸国における自動

車などの猶予品目の関税も撤廃された。

他方、2008 年からの世界金融危機後の構造変化の中で、TPP が大きな意味を持ち始め ASEAN にも大きな影響を与えてきたが、2017 年 1 月に就任したトランプ大統領によるアメリカの TPP 離脱は、ASEAN にも大きな負の影響を与えている。このような状況の下で日本は、2017 年 5 月には TPP11 を提案して交渉を推進してきた。

ASEAN の自動車産業も、急速に発展してきている。ASEAN では、成長とともに所得が上昇して自動車を購買できる中間層も急速に増大し、自動車の生産・販売・輸出も大きく拡大してきた。

上記の ASEAN を取り巻く FTA 環境の変化、すなわち ASEAN における関税撤廃やトランプショックを含めた大きな枠組みの変化などが、急速に発展してきた ASEAN 自動車産業にも、大きな影響を与えている。

第 6 章 ASEAN の電機電子産業と交通・運輸分野の改善

ーベトナムにおける非日系企業の躍進ー

ASEAN 地域経済統合にともなう AEC の形成と、ブループリントなどに示された交通インフラ整備の方向と、それをテコとしたアジア新興国の企業が躍進する状況をベトナム北部を事例に概観している。東アジアの生産ネットワークの変化と、チャイナプラスワンとしての ASEAN への生産シフトが進んでいる。韓国によるベトナムへの直接投資が大きく伸びており、ハノイ周辺におけるエレクトロニクス企業の立地は、近年スマートフォン生産に代表される韓国メーカーの躍進がめざましい。また交通インフラ整備は、ASEAN・GMS の枠組みによる特にソフトインフラ（交通円滑化）への比重が高まりつつあり、従来の交通協定整備に加えて電子通関システム導入の効果が大きいとみられる。ハノイの都市交通整備の進展と 100km 圏のハイフォンとの連結性改善による一体化は進んでおり、こうした動きと産業立地はリンクして進展している。

目 次

第 1 章 米国の TPP 離脱と CPTPP 合意の意義	1
亜細亜大学 アジア研究所 教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 石川 幸一	
第 2 章 TPP11 の関税引き下げによる ASEAN (ベトナム・マレーシア) への影響	27
(一財) 国際貿易投資研究所 主任研究員 吉岡 武臣	
第 3 章 TPP 協定の原産地規則の利用と課題について ～ 日本及び ASEAN の FTA 原産地規則との比較 ～	43
パナソニック株式会社 渉外本部 国際渉外部 企画課 主幹 上之山 陽子	
第 4 章 ASEAN への投資と TPP11 の投資規定	58
国土舘大学 政経学部 准教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 助川 成也	
第 5 章 FTA 環境の変化と ASEAN 自動車産業 —AEC・トランプショック・TPP11 の影響—	95
九州大学大学院 経済学研究院 教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 清水 一史	
第 6 章 ASEAN の電機電子産業と交通・運輸分野の改善 —ベトナムにおける非日系企業の躍進—	118
福井県立大学 地域経済研究所 教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 春日 尚雄	

第1章 米国の TPP 離脱と CPTPP 合意の意義

亜細亜大学 アジア研究所 教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
石川 幸一

はじめに

2017 年 1 月のトランプ大統領の就任とともに米国は TPP を離脱した。TPP は「漂流」を懸念されたが、米国以外の 11 カ国 (TPP11) は 2017 年 5 月から協議を開始し 11 月に大筋合意に達した。20 項目を停止 (凍結) した協定は「包括的で先進的なパートナーシップ協定 (CPTPP)」と名付けられた。11 月時点では署名日までに確定することになっていた 4 項目についても 2018 年 1 月に合意に達したことにより協定文が確定し 3 月 8 日にチリで署名を行うことになった。

TPP11 は各国の思惑が異なることに加え、ニュージーランドの政権交代などがあり、交渉難航が予想されていたが、日本が主導権をとり集中的に交渉した結果、短期間で高い自由化レベルと高水準のルールを含む協定として合意に達した。停止された項目は、知的財産が 11 と最も多く、大半が米国が主張してきたルールである。

米国が抜けることで経済規模が小さくなったことは確かだが、21 世紀型 FTA としての CPTPP の意義は大きいし、経済効果も小さくない。CPTPP が合意に達した直後に、米国のトランプ大統領は TPP 復帰を検討するとの発言を行った。真意や見通しは不明だが、TPP 脱退による不利益を被る米国の産業界の働きかけがあったことは想像に難くない。CPTPP 参加国の課題は早期の発効であり、参加国を拡大し FTAAP に発展することである。そのためには、米国の復帰が不可欠であり、米国の参加を働きかけていくことが重要である。

本論では、第 1 節で米国の TPP 離脱以降 TPP11 の交渉の経緯をたどり第 2 節で CPTPP の概要および停止 (凍結) 項目を詳しく検討している。第 3 節で CPTPP の意義を確認するとともに効果について考察し、第 4 節で米国の復帰の重要性を論じている。

第1節 米国の TPP 離脱と TPP11 交渉

TPP (環太平洋パートナーシップ協定) は、2010 年 3 月に P4 メンバーのブルネイ、チ

リ、ニュージーランド、シンガポールに米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた 8 か国で交渉を開始し、同年 10 月にマレーシア、2011 年 12 月にメキシコとカナダ、2013 年 7 月に日本が交渉に参加し参加国は 12 カ国となった。交渉は難航したが、2015 年 10 月に大筋合意に達し、2016 年 2 月にニュージーランドで署名を行った。その後、各国の承認を経て発効する見通しだったが、TPP 離脱を主張していたトランプ候補が 2016 年の米国大統領選挙で当選し、2017 年 1 月 20 日に就任すると 23 日に大統領令に署名し TPP 離脱を表明した。TPP の発効には、署名から 2 年以内に全署名国が承認するか、2 年以降に 2013 年時点の GDP で TPP 全署名国の GDP の 85%を超える 6 か国が承認することが必要である。米国は GDP の約 60%を占めており、米国が承認しなければ TPP は発効しない。米国の離脱で TPP が発効する可能性はなくなったのである。TPP は RCEP（東アジア地域包括的経済連携）と並んで FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)への道筋と位置付けられており、大筋合意に達すると韓国、タイ、フィリピン、インドネシア、台湾などから TPP 参加の意思を表明し、TPP が拡大し FTAAP となる可能性が高まった。しかし、発効の見通しがなくなったことから台湾が 6 月に TPP11 への関心を表明した以外に新たな TPP 参加への動きは表面化していない。

TPP 交渉を推進してきた米国の離脱は大きな衝撃を与えたが、米国を除いた 11 カ国は米国抜きで TPP(TPP11)を実現するために 5 月から交渉を開始した。これは、TPP がアジア太平洋の国々をカバーする初のメガ FTA であること、極めて高いレベルの自由化を実現したこと、新たなルールを盛り込んだ「21 世紀型の貿易協定」であること、同時に途上国メンバーの要求にも対応した「ガラス細工」とも形容される絶妙なバランスの取れた協定であることなどによる。TPP は消滅させてしまうと失うものが極めて大きな協定だったのである。

TPP11 交渉は、3 月 15 日のチリでの閣僚会合で TPP の戦略的・経済的意義を確認し 5 月にハノイで TPP 閣僚会合を行うことを決定、トロントでの準備会合を経て 5 月 21 日にベトナムで閣僚会合を開催し TPP の早期発効を追求すること、米国の参加を促進する方策を含めた今後の選択肢の検討を政府高官に指示し、選択肢の検討は 11 月の APEC 会合までに完了させることを閣僚声明で打ち出した。高級事務レベル（首席交渉官）会合は 7 月に箱根、8 月にシドニー、9 月に東京、10 月に舞浜と短期間に集中して実施され、11 月 9 日のベトナムのダナンでの TPP 閣僚会合で新協定の条文、凍結リストを含む合意パッケージに全閣僚が大筋合意（英文では core elements「中核」に合意）するに至った。カナダ

が 9 日夜に大筋合意していないと姿勢を翻したが、10 日夜に再度閣僚会合を開催しカナダを含めて合意内容を再確認したという一幕があった。その後、2018 年 1 月 22－23 日の東京での首席交渉官会合で TPP11 の協定文を最終的に確定するとともに 11 月の閣僚会議で残されていた 4 つの課題の取り扱いで合意するとともに 3 月 8 日にチリで署名式を行うことで合意した。

TPP 交渉では、原産地規則、知的財産、ISDS、労働などの分野での米国の主張に対し反対していた途上国を中心とする他の交渉参加国は米国市場へのアクセス改善へのいわば代償として米国に対して譲歩を行った。従って、米国が離脱すると利益のバランスが崩れるため TPP11 交渉に消極的と報じられていた。前政権が TPP 交渉を行っていたカナダの現政権は米国製自動車部品を TPP11 の原産地比率に組み込めなくなることや乳製品などの供給管理政策、文化保護などで不満を抱いていた（注 1）。一方、10 月に発足したニュージーランドの新政権は TPP11 に消極的だったが酪農業界の強い要求を受けて TPP11 推進に方針を転換した。

こうした状況でスタートした TPP11 交渉は当初の目標通り 11 月には大筋合意に達した。極めて短期間に集中的な交渉を行い、高いレベルを維持しながら凍結項目を 22 に抑え 21 世紀の FTA というべき内容の維持を実現したことは高く評価すべきである。また、日本政府が交渉を主導したことも特筆すべきであろう。

第 2 節 TPP11(CPTPP)の概要と凍結項目

1. CPTPP の概要

TPP11 の正式な名称は、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP) である。条文は、次のとおりである。

前文

第 1 条 TPP 協定の組み込み

第 2 条 特定の規定の適用の停止（凍結）

第 3 条 効力発生

第 4 条 脱退

第 5 条 加入

第 6 条 本協定の見直し

第 7 条 正文

附属書が停止（凍結）される規定のリストとなっている。

2018 年 2 月 21 日に寄託国（ニュージーランド）により公表された条文案およびアインベトナム商工大臣と茂木大臣の共同記者会見によると（注 2）、第 1 条で、12 カ国で署名した TPP 協定（以下 TPP）を組み込む（第 30.4 条、第 30.5 条、第 30.6 条、第 30.8 条を除く）ことを規定し、第 2 条で停止（凍結）する 20 項目を列挙しており、これとは別に詳細を署名日までに具体化する項目が 4 項目となっている。第 3 条は発効要件で 6 か国が国内手続きの完了を寄託者に通報した日から 60 日で発効するとしている。第 4 条脱退、第 5 条加入、第 7 条正文（英語、フランス語、スペイン語を公式の言語とする）は TPP と同様の規定である。第 6 条は、TPP が発効する見込みとなった場合などにいずれかの締約国の要請があったときに CPTPP 協定の改正などを含む必要な見直しを行うという趣旨である。また、関係締約国が別段の決定を下さない限り、11 カ国の間で TPP に関連して署名された全てのサイドレターは原則として維持される。

凍結される項目は次のとおりである。

表 1 CPTPP で凍結される項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 少額急送貨物（第 5 章 税関当局および貿易円滑化）・ ISDS（第 9 章 投資）・ 急送便附属書（第 10 章 国境を越えるサービス）・ 金融サービス最低基準待遇規定（第 11 章 金融サービス）・ 電気通信紛争解決（第 13 章 電気通信）・ 政府調達（参加条件）（第 15 章 政府調達）・ 政府調達（追加的交渉）（第 15 章 政府調達）・ 知的財産の内国民待遇（第 18 章 知的財産）・ 特許対象条項 （同）・ 審査遅延に基づく特許期間延長 （同）・ 医薬承認審査に基づく特許期間延長 （同）・ 一般医薬品データ保護（同）・ 生物製剤データ保護（同） |
|--|

- ・著作権等の保護期間（同）
 - ・技術的保護手段（同）
 - ・権利管理情報（同）
 - ・衛星・ケーブル信号の保護（同）
 - ・インターネット・サービス・プロバイダ（同）
 - ・保存及び貿易（第 20 章 環境）
 - ・医薬品・医療機器に関する透明性（第 26 章 透明性及び腐敗行為の防止）
- （2018 年 1 月合意）
- ・国有企業附属書Ⅳ（マレーシア）（第 17 章 国有企業）
 - ・サービス・投資に関する適合しない措置附属書Ⅱ（ブルネイ）石炭産業

（出所）内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11 協定の合意内容について」2017 年 11 月 11 日

11 月の大筋合意では、①国有企業附属書Ⅳ（マレーシア）、②サービス・投資に関する適合しない措置附属書Ⅱ（ブルネイ）14 頁石炭産業、パラグラフ 3、③紛争解決（貿易制裁）第 28. 20 条（ベトナム）、④文化例外（カナダ）の 4 項目が全ての締約国間でコンセンサス方式により署名日までに具体化する項目となった。

2018 年 1 月 22－23 日に東京で首席交渉官会合が開催され、マレーシア、ブルネイの経過措置起算日については凍結で合意し、ベトナムの労働とカナダの文化例外については、発効後に取り扱いについて各国とサイドレターを取り交わすことで合意した。凍結項目が確定したことから協定文が確定し、3 月 8 日にチリで署名式を行うことで合意した。

2. 凍結項目について

新聞報道では、凍結項目の候補はおよそ 50 項目となっていた（注 3）。最終的には上述のように 22 項目が凍結となり、アパレルの原産地規則、電子商取引（データの自由な流通確保）など交渉が難航と報じられていた事項は最終的に凍結とならず、国有企業はマレーシアの留保表のみが凍結対象となり、ISDS も凍結対象とする分野が限定された。

凍結項目は、知的財産関連（第 18 章）が 11 と最も多く、その多くは米国が主張し米韓 FTA でも規定されているものである。政府調達関連が 2 項目、紛争解決関連が 3 項目（うち ISDS 関連が 2 項目）、サービス貿易・投資が 2 項目、国有企業が 1 項目、環境が 1 項目、貿易円滑化関連が 1 項目、医薬品・医療機器の透明性 1 項目となっている。章別にみ

ると、投資章が 1 項目、金融サービス章が 1 項目、電気通信章が 1 項目となっているが、これらは紛争解決に関する規定である。

①急送少額貨物（第 5 章 7 条 1 (f) の第 2 文）

第 5 章 7 条は、急送貨物（Express Shipment）は税関書類の提出後 6 時間以内に引き取りの許可を行うと規定されている。凍結されるのは、自国の定める価額又はそれ以下の価額の少額貨物に關税を課さないことが規定されているが、「当該額を関連する要素を考慮して定期的に検討する」という部分である。急送貨物の規定および少額貨物を非課税とする規定には影響しない。

②ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第 9 章 1 条 定義「投資に関する合意」、「投資の許可」関連の脚注 5～11、19 条の 1 請求の仲裁への付託 (a) (i) B 及び C、(b) (i) B 及び C（投資の許可又は投資に関する合意）末尾ただし書き 脚注 31、19 条の 2 請求の仲裁への付託 脚注 32、19 条 3 請求の仲裁への付託 (b)「投資の許可又は投資に関する合意」の削除、22 条の 5 仲裁人の選定、25 条の 2 準拠法、附属書 9-L 投資に関する合意）

第 9 章は投資章である。投資章では、資源開発、インフラ建設などに関連した投資についての ISDS の適用が停止になった。「投資合意」では、①国内当局が規制する天然資源に関する権利（探査、採取、精製、運送、分配および販売）、②発電又は配電、浄水、電気通信などのサービスを公衆による消費のために提供する権利、③道路、橋、水路、ダム又はパイプラインの建設などの経済基盤の整備に係る事業を行う権利を付与する書面による合意が対象となっている。ISDS は豪州が反対しており、豪州とニュージーランド間では ISDS は適用されない（注 4）。

（国境を越えるサービス貿易）

③急送便附属書（附属書 10-B 5 及び 6）

第 10 章国境を越えるサービスの貿易章の附属書 10-B 急送便サービスの 5 及び 6 が停止されている。5 は、「郵便独占の対象とされたサービス提供者が独占的な郵便サービスから生じる収入を用いて当該提供者自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならない」という規定であり、6 は、「郵便独占の対象者とされ

たサービス提供者が急送便サービスの提供に関し、第 9. 4 条（内国民待遇）、第 10. 3 条（内国民待遇）、又は第 10. 5 条（市場アクセス）の規定に基づく自国の義務に反する態様で自国の領域において自己の独占的地位を濫用して活動することがないことを確保する」という規定である。5 は内部相互補助（cross-subsidization）の禁止規定であり、米韓 FTA（第 12 章附属書 12B）など米国の FTA に盛り込まれている規定である。

④金融サービス最低基準待遇関連規定（第 11 章 2 条（b）脚注 3、附属書 11-E）

ISDS の金融サービスの投資への適用を停止する規定である。停止される 2 条（b）は、ISDS 規定が第 9. 6 条（待遇に関する最低基準）、第 9. 7 条（武力紛争又は内乱の際の待遇）、第 9. 8 条（収用及び補償）、第 9. 9 条（移転）、第 9. 14 条（特別な手続き及び情報の要求）、第 9. 15 条（利益の否認）の規定に締約国が違反したとの請求のみのため第 11 章に組み込まれ、この章の一部を成すという規定である。

⑤電気通信紛争解決（第 13 章 21 条 1（d））

第 13 章電気通信の 21 条電気通信に関する紛争の解決の 1（d）が停止となっている。

1（d）は、「当該各締約国の電気通信規制機関の決定により法的に保護されている利益により悪影響を受けた企業が、当該電気通信機関その他の関連する機関に対して当該決定の再検討のため、申し立て、又は請求することができること。いずれの締約国も、当該電気通信規制機関その他の関連する機関が当該決定は係争中には執行されないとの決定を行う場合を除くほか、再検討の申請を行ったことが当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。締約国は、自国の法令に従い、再検討が可能な状況を制限することができる」との規定である。13.21 条の規定は米国 FTA モデルの規定を参照したものである（注 5）。

⑥政府調達（参加条件）（第 15 章 8 条 5）

第 15 章政府調達の 8 条参加のための条件の「5 労働者の権利（Labour Rights）」が停止となっている。米国は、政府調達において、物品・サービスの生産国で国際労働条件が守られていることを政府調達参加の条件とすることを 2007 年の超党派合意で決定していた。5 の規定は、「この条の規定は、物品が生産され、又はサービスが行われる領域において、調達機関が、労働者の権利（締約国において認められ、かつ、第 19. 3 条に規定する

もの)に関連する法令が遵守されることを促進することを妨げるものではない。ただし、調達機関がとる措置が、第 26 章(透明性および腐敗行為の防止)の規定に適合する態様で規定される場合において、締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は締約国間の貿易に対する偽装した制限になるような態様で適用されないときに限る」という規定である。

⑦政府調達(追加的交渉)(第 15 章 24 条 2 の一部)

第 15 章政府調達の 24 条追加的な交渉の 2 の「この協定の効力発生の日の後 3 年以内に」が停止となる。2 は「締約国は、この協定の効力発生の日の後 3 年以内に、適用範囲の拡大を達成するため、交渉(地方政府に関する適用範囲を含む)を開始する」と規定されている。脚注として、「締約国が別段の合意をする場合を除くほか、締約国は、第 15. 24 条 2 に規定する交渉が、この協定の効力発生の後 5 年後以降に開始されることに合意する。交渉はいずれかの締約国の要請により開始される」が付されている。政府調達では、米国をはじめニュージーランド、ベトナム、マレーシア、メキシコが地方政府機関を対象外としている。地方政府を含む対象機関の拡大、基準額の改定などの交渉の開始を 3 年以内から 5 年以内に繰り延べしたことになる。

⑧知的財産の内国民待遇(第 18 章 8 条、脚注 4 の第 3~4 文)

第 18 章知的財産の 8 条は内国民待遇であり、「全ての種類の知的財産について知的財産権の保護に関し、自国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える」ことが規定されている。脚注 4 は、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びに特にこの章の規定が適用される知的財産権の使用に関する事項を含める(第 1 文)、68 条(技術的手段)に規定する効果的な技術的手段の回避の禁止及び 69 条(権利管理情報)に規定する権利管理情報に関する規定を含める(第 2 文)というものである。凍結される脚注 4 の最後の 2 文は、「著作物、実演及びレコードに関し、特にこの章の規定が適用される知的財産権の使用に影響される事項には、この章に規定する著作権及び関連する権利に基づく使用に関するあらゆる形態の支払金(利用許諾の手数料、使用料、衡平な報酬、補償金等)を含む。」および「第三文の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条 1 に注に規定する「知的所有権の使用に関する事項」についての締約国の解釈に影響を及ぼすものではない」というものである。

⑨特許対象事項（第 18 章 37 条 2、37 条 4 の第 2 文）

第 18.37 条は、特許を受けることができる対象事項（**Patentable Subject Matter**）を規定している。1 で、各締約国は新規性、進歩性及び商業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について特許を取得できるようにすることが規定されている。3 で、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は自然若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができることが規定されている。また、(a) 人又は治療のための診断方法、治療方法及び外科的な方法、(b) 微生物以外の動物並びに非生物的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法、を特許の対象から外すことができると規定されている。

停止される 2 は、既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法のうちいずれかとして請求の範囲に記載されている発明について特許が与えられることを確認するという規定であり、**TRIPS** 協定にない規定である。同じく 4 は、微生物以外の植物を特許の対象から除外することができるとの規定であり、停止される第 2 文は、1 の規定に適合する方法で、かつ、3 の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認するという規定であり、**TRIPS** 協定と異なっている（注 6）。

⑩特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整 第 18. 46 条

第 18. 46 条 特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整（**Patent Term Adjustment for Unreasonable Granting Authority Delays**）では、不合理又は不必要な遅延を回避するために効率的かつ適時に特許出願を処理するために最善の努力を払うこと、不合理な遅延がある場合には当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、特許権者の要請があるときには特許期間を調整すること、不合理な遅延には、出願した日から 5 年又は出願の審査の請求が行われた後 3 年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含むことなどが規定されている。これは、米韓 FTA に盛り込まれている規定であり、出願後 4 年あるいは審査請求から 3 年を不当な遅延としている（18.8 条 6 (a)）。TPP 交渉では米国が導入を提案しカナダやニュージーランドが反対していたとされる（注 7）。

⑪不合理な短縮についての特許期間の調整 第 18. 48 条

第 18. 48 条は、第 C 款医薬品に関する措置に置かれており、不合理な短縮についての特許期間の調整（Patent Term Adjustment for Unreasonable Curtailment）について規定している。各締約国は、不合理又は不必要な遅延を防止することを目的として、効率的かつ適時に医薬品の販売承認の申請を処理するため最善の努力を払うこと、販売承認の手続きの結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものにすることなどが規定されている。米韓 FTA では、新薬の製造販売許可のために特許保護期間が不当に短縮される場合は特許保護期間を調整するという規定がある（18. 8 条 6 (b)）。米国では最長で 5 年延長することが認められており、TPP 交渉では米国は 5 年の延長を主張し、豪州、ニュージーランド、チリ、マレーシア、ベトナム、シンガポール、カナダなどが反対したといわれる（注 8）。

⑫開示されていない試験データその他のデータの保護（Protection of Undisclosed Test or Other Data）

一般医薬品のデータの保護期間についての規定が凍結される。第 18. 50 条では、1 (a) で締約国は、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、当該医薬品の安全性及び有効性の開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該締約国の領域における当該新規の医薬品の販売承認の日から少なくとも 5 年間、以前にそのような情報を提出した者の承諾を得ないで、第 3 者が同一又は類似の製品を販売することを認めてはならないと規定されている。(b)では、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、当該医薬品の先行する販売承認についての証拠の提出を認める場合には、当該新規の医薬品の販売承認の日から少なくとも 5 年間、同様の承認を得ないで、第 3 者が先行する販売承認に関する証拠に基づき、同一又は類似の製品を販売することを認めてはならないことが規定されている。2 では、(a) で、以前に承認された医薬品の新規の効能、新規の製剤又は新規の投与の方法を対象とする販売承認の裏付けとして要求され、提出される新規の臨床上の情報について 1 の規定を少なくとも 3 年間準用すること、(b) で、以前に承認されていない化学物質を含む新規の医薬品について、1 の規定を少なくとも 5 年間準用することが規定されている。3 では、1 および 2 と 51 条（生物製剤）の規定にかかわらず、貿易関連知的所有権協定及び公衆の衛生に関する宣言（ドーハ宣言）などに従い、公衆の健康を保護するための措置を取ることができると規定している。

医薬品のデータ保護期間は TPP 交渉米国と他の国が対立した分野である。米国では、医薬品のデータ保護期間は、一般医薬品は 5 年（適用拡大期間を含めると 8 年）、生物製剤は 12 年である。TPP 交渉では米国は一般医薬品 5 年（適用拡大期間を含め 8 年）、生物製剤は 12 年を主張し、ジェネリック薬品の製造に大きな影響を受ける国々（オーストラリア、ニュージーランドなど 8 カ国）が反対をしたとされる（注 9）。

⑬生物製剤 第 18.51 条

第 18. 51 条 生物製剤 (Biologics) では、1 (a) で、新規の生物製剤の保護について、最初の販売承認に関し、生物製剤又は生物製剤を含む医薬品の販売承認に関し、当該医薬品の最初の販売の日から少なくとも 8 年間、50 条の 1 及び 3 の規定を準用して実施することによる効率的な市場の保護について定めること、(b) で、最初の販売承認の日から少なくとも 5 年間、効果的な市場の保護を実施することなどが定められている。

⑭著作権及び関連する権利の保護期間 第 18. 63 条

第 18. 63 条 著作権及び関連する権利の保護期間 (Terms of Protection for Copyright and Related Rights) では、著作物、実演又はレコードの保護期間の計算について、自然人の生存期間に基づいて計算される場合は、著作者の生存期間及び死の後少なくとも 70 年、自然人の生存期間に基づいて計算されない場合は、当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりにから少なくとも 70 年、創作から 25 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合は創作の年の終わりにから少なくとも 70 年と規定されている。

著作権保護期間は、TRIPS 協定では 50 年であるが、米国、EU 加盟国、豪州、韓国などが 70 年への延長を行っており、OECD 加盟国では日本、カナダ、ニュージーランド以外の 31 カ国が 70 年となっていた。

⑮技術的保護手段（第 18 章 68 条）

第 18. 68 条 技術的保護手段 (Technological Protection Measures: TPMs) では、技術的保護手段を回避する行為や装置に関する行為を犯罪行為とし、刑事罰および民事救済措置を設けることを規定している。技術的保護手段とは著作物へのアクセスを管理する（アクセスコントロール）ための手段である。対象となる行為は、(a) 保護の対象となる

著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であって、そのような行為を知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら行うもの、(b) 次の要件を満たす装置、製品若しくは部品を製造し、輸入し、若しくは頒布し、若しくは公衆にこれらの販売若しくは貸与を申し出、若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満たすサービスの提供を公衆に申し出、若しくは当該サービスを提供する行為。(i) 効果的な技術的手段を回避することを目的として、この (b) に規定する行為を行う者が販売を促進し、宣伝し、又は販売すること、(ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業的意味のある目的又は用途が限られていること、(iii) 効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。

各締約国は、いずれかの者が故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために (a) 及び (b) に掲げるいずれかの行為に従事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続き及び刑罰を定めるとしている。

技術的保護手段は、米国では 1998 年のデジタル・ミレニアム著作権法で技術的手段についての規定が導入されており、米韓 FTA でも規定されている (18. 4 条 7) (注 10)。技術的保護手段は、偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA : 27. 5 条、6 条) に規定されている。ACTA に参加しているのは、11 カ国で TPP 参加国では、日本、豪州、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、米国の 7 カ国である。

⑯権利管理情報 (第 18 章 69 条)

権利管理情報 (Right Management Information (RMI)) は、1 で、著作者、実演家、又はレコード製作者の著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果になることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を際限なく行う者が救済措置について責任を負い、救済措置に従うことを定めている。(i) 権利管理情報を除去し、又は改変する行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの、(ii) 権利管理情報が際限なく改変されたことを知りながら当該権利管理情報を頒布し、又は頒布のために輸入する行為、(iii) 権利管理情報が際限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により使用が可能となる状態に置く行為。各締約国は、いずれかの者が、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のため

に（i）から（iii）までの行為に従事した場合について適用される刑事上の手続き及び刑罰を定める。

権利管理情報とは、(a) 著作物、実演若しくはレコード、著作物の製作者、実演の実演家若しくはレコード製作者又は著作物、実演者若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報、(b) 著作物、実演又はレコードの使用の条件に係る情報、(c) (a) 及び (b) に定める情報を表す数字又は符号である。権利管理情報は、米国のデジタル・ミレニアム著作権法で規定されており、米韓 FTA（18.4 条 8）にも含まれており、ACTA（27.7 条）でも規定されている。

⑰衛星・ケーブル信号の保護（第 18 章 79 条）

第 18. 79 条衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝達信号の保護（Protection of Encrypted Program-Carrying Satellite and Cable Signal）では、次の行為を犯罪とすると規定している。(a) 装置又はシステムが、衛星放送用の暗号化された番組伝達信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該信号を復号化することを補助するために使用することが意図されたものであることなどを知りながら行う当該装置又はシステムの製造、組立て、変更、輸入、輸出、販売、賃貸又は他の方法による頒布、(b) 衛星放送用の暗号化された番組伝送信号について、当該信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該信号が復号化されたことを知りながら故意に行う（i）当該信号の受信、（ii）当該信号の更なる配信。さらに、衛星放送用に暗号化された番組伝送信号又はその内容に利害関係を有しており、かつ、1 に規定する行為により損害を受けた者のために民事上の救済措置を定めること、故意による次の行為について刑罰又は民事上の救済措置を定めている。(a) 機器がケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の許諾を得ない受信に使用されることが意図されたものであることを知りながら行う当該機器の製造又は頒布、(b) ケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく行う当該信号の受信又は他の者による受信の補助。この規定は米韓 FTA に盛り込まれている（18.7 条）。

⑱インターネット・サービス・プロバイダ（第 18 章 82 条、附属書 18-E、附属書 18-F）

第 18. 82 条 法的な救済措置並びに免責（Legal Remedies and Safe Harbours）は、

第 J 節 インターネット・サービス・プロバイダ に置かれている。82 条は、1 でオンラインの環境で生じる著作権の侵害に権利者が効果的な行動をとることを認める権利行使の手続きを TRIPS 協定第 41 条の規定に適合する形態で提供することの重要性を認めること、著作権の侵害に対処するために権利者が法的な救済措置を利用することができることを確保し、インターネット・サービス・プロバイダが提供するオンライン・サービスに関する適当な免責を確立し、又は維持することが規定されている。法的な救済措置と免責の枠組み、インターネット・サービス・プロバイダが重大な虚偽の表示に依拠した結果、利害関係者の損害を生じさせるものであることを知りながら虚偽の表示を行う者を相手方とする金銭上の救済措置を行うことが自国の法制で可能であることを確保すること、著作権侵害について法的に十分な主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダからその保有する侵害者を特定する情報を求める場合、迅速に入手できるための手続きを定めることなどが規定されている。

インターネット・サービス・プロバイダの規定は TRIPS 協定にない新しい規定であり、法的責任と救済措置は米韓 FTA (18.10 条 30) で盛り込まれている。

⑭ 保存及び貿易 (第 20 章 17 条 5 の一部)

保存及び貿易 (貿易と闘うための措置) 第 20. 17 条 5、「又は他の関係法令」及び脚注 26

第 20 章は環境章であり、17 条「保存及び貿易 (Conservation and Trade)」は、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処する (combating the illegal take of, and illegal trade in, wild fauna and flora) ことの重要性を認識し、絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく義務の履行のための措置の採用、維持、実施、野生動植物の保存を促進し、違法な採捕、取引に対処することを約束することなどが規定されている。17 条の 5 では、信頼性のある証拠によれば野生動植物を保存し、保護し、又は管理することを主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること、当該措置には、当該措置の抑止になり得る制裁、罰則その他の効果的な措置を含めること、違法に採捕され、又は取引された野生動植物であって、自国の領域において積み替えられたものの取引に対処するための措置をとるように努めることが規定されている。停止されるのは、又は他の関係法令 (or another applicable law) と脚注 26 である。脚注 26 は、「他の関係法令」とは、採捕又は取引が生じる場所を管轄する国又は地域の法令をいい、

野生動植物が当該法令に違反して採捕され、又は取引されたかどうかの問題について関係するものとするというものである。停止により他国・地域の関係法令に違反する野生動植物の採捕、取引などへの対処はこの規定の対象外になる。

野生動植物の違法取引への対処については、USTR の「保存と TPP についてのグリーンペーパー」TPP は違法動植物の採捕と貿易の問題を取り上げるための機会であるとして提案がなされている（注 11）。ただし、「自国の法令に違反して採捕、輸出され」となっている。

②⑩医薬品・医療機器に関する透明性（附属書 26-A.3）

医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施 附属書 26-A 第 3 条 手続きの公正な実施

第 26 章は透明性及び腐敗行為の防止（Transparency and Anti-Corruption）の規定である。附属書第 26-A は、医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施（Transparency and Procedural Fairness or Pharmaceutical Products and Medical Devices）に関する規定であり、停止されるのは第 3 条「手続きの公正な実施(Procedural Fairness)」である。第 3 条では、締約国は、自国の国の保健医療当局が自己の運用する国の保健医療制度の下で償還を目的として新たな医薬品若しくは医療機器を一覧に掲載するため又は当該償還の額を設定するための手続きを運用し、又は維持する場合には次のことを行うことが規定されている。(a) 申請手続きが一定の期間に完了すること、(b) 申請を評価する手続規則、方法、原則及び指針の開示、(c) 申請者および公衆の意見提出の機会、(d) 国の保健医療当局による勧告又は決定の根拠を理解するための十分な書面による情報の提供、(e) 一覧への掲載を行わない旨の勧告、決定により直接影響を受ける申請者が次の手続きを利用可能とする、(i) 独立の審査手続き、(ii) 内部の審査手続き、(f) 秘密とされる情報を保護しつつ、公衆に対して当該勧告又は決定に関する書面による情報を提供することが規定されている。

豪州、ニュージーランド、カナダなど公的薬価制度を持つ国に対して、米国は米国の革新的な医薬品がこれらの国の医薬品市場へのアクセスで不利になることへの懸念を持ち透明性などを要求していた。ニュージーランドについては、Pharmac(Pharmaceutical Management Agency)の透明性と予測可能性の欠如、煩瑣手続きを米国企業は批判していた。豪州には、医薬品の卸売価格を管理する医薬品支援制度（Pharmaceutical Benefit

System: PBS) 米豪 FTA では、米国企業が機会を得ることができるような協議と透明性を高めるメカニズム設置で合意している (注 12)。

⑪ 国有企業附属書Ⅳ (マレーシア)

マレーシアの表の留保事項 2 の適合しない活動の範囲中「この協定の署名の後」の規定が凍結される。国有企業章の 4 条 (無差別待遇と商業的考慮) および 6 条 (非商業的な援助) の規定をブミプトラ (マレー人) 企業などについて留保することが規定されており、マレーシア政府と国有企業はブミプトラ企業への優遇 (物品購入、非商業的援助) を続けることができる。ペトロナスによる優先調達を制限していく経過措置の起算日を凍結した。マレーシアは起算日を署名日から発効日に修正することを要求していた (注 13)。

⑫ サービス・投資に関する適合しない措置附属書Ⅱ (ブルネイ) 14 頁石炭産業、パラグラフ 3

留保事項 9 の概要 3 中「この協定の後の」規定が凍結される。「この協定の署名の後」とは、この協定がブルネイについて効力を生じた後を」というものとすることに合意した。概要 3 中「採用し、又は維持す適合しない措置」とは、この協定がブルネイについて効力を生じる日の後に採用し、又は維持する適合しない措置を意味することに了解した。

サイドレターを取り交わす項目は、ベトナムの労働 (第 28 章 20 条) とカナダの文化例外である (注 14)。新聞報道では、ベトナムは労働法制の整備までの猶予期間を長くすることを要求し、カナダはフランス語の自国産コンテンツへの優遇策の一部容認を求めている。菅原 (2018) によると、ベトナムの労働については、ベトナムが協定発効後 10 年間の適用猶予を求めたのに対しメキシコが長すぎると反対していた。カナダについては、TPP でも文化産業をサービス・投資自由化の例外 (留保) としていたが、TPP11 でデジタル環境でも規制が可能であることを主張し、サイドレターで確認することになったという。菅原 (2018) によると、カナダは自動車の規格・基準に関するサイドレターを日本と、自動車の原産地規則に関するサイドレターをマレーシアと取り交わすことになった。

第3節 CPTPP の意義と効果

1. 高い自由化率と大半のルールは維持

米国の TPP 離脱の後には、「TPP は死んだ」といった見出しの報道がなされたが、一部項目が凍結されたものの CPTPP という形で TPP は存続することになった。改めて TPP の意義を確認すると、①アジア太平洋地域の初の広域 FTA であり、FTAAP への主要な道筋であること、②関税撤廃では極めて高い自由化レベルを実現したこと、③新たなルールを盛り込んだ 21 世紀型 FTA であること、④中国を牽制するルールが含まれていることの 4 点があげられる。

アジア地域の広域 FTA としては、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）が 2013 年から交渉中であるが 2017 年中に合意できず交渉は 2018 年にずれこんでいる。RCEP はインドの抵抗により高い自由化率は期待できず、ルール分野でも知財などで TPP のルールを入れるかどうかの議論があるが TPP のように新たなルールが盛り込まれることは期待できない。

CPTPP の 22 の凍結項目はルール関連であり、市場アクセス面では TPP の規定と約束はそのまま維持される。TPP の高い自由化率（関税撤廃率）は CPTPP でも変わっていない（表 2）。ルール分野では、電子商取引、知的財産、国有企業、労働などの主なルールが CPTPP でも維持されている（表 3）。

表 2 CPTPP の自由化率（関税撤廃率）

	品目数ベース	貿易額ベース
日本	95%	95%
カナダ	99%	100%
豪州	100%	100%
ニュージーランド	100%	100%
シンガポール	100%	100%
メキシコ	99%	99%
チリ	100%	100%
ペルー	99%	100%
マレーシア	100%	100%
ベトナム	100%	100%
ブルネイ	100%	100%

（出所）内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP における関税交渉の結果」

表 3 CPTPP で維持されている主なルール

繊維・繊維製品：原産地規則（3 工程基準）
税関当局及び貿易円滑化：迅速通関、急送貨物
投資：ISDS（インフラ、資源開発を除く）、広範な特定措置の履行要求禁止、地方政府の措置に関する国家級協議メカニズム
電子商取引：情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピューター関連設備の設置要求などの禁止、ソースコードなどの移転要求禁止
国有企業：商業的考慮に従った行動と無差別待遇、非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない
知的財産：商標関係の国際的協定の締結義務、地理的表示の保護、営業秘密の不正取得に対する刑事罰の導入、故意による商業的規模の著作物の違法な複製等の非親告罪化、
労働：労働における原則と基本的権利（ILO 宣言）を自国の法律などで採用・維持

（出所）「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」内閣官房 TPP 政府対策本部 2015 年 10 月 5 日 により作成。

2. 中国を牽制する効果が期待される規定

オバマ大統領は、2015 年 10 月の「TPP についての声明」で、「中国のような国にグローバル経済のルールを書かせることはできない」と述べている。TPP には中国は参加していないが、国有企業が大きな役割を果たし国際ルールと異なる独自のルールや慣行を採用している中国への牽制が隠れた意図だった。TPP には国有企業の経済における比重の高いベトナムとマレーシアが参加しており、国有企業と民間企業の対等な競争条件の確保は米国企業の TPP 交渉での重要な目標であった。ほかにも中国を牽制する効果を持つ規定が数多く含まれている。鈴木（2016）を参考にそうした規定を下記のように整理した（表 4）（注 15）。

表 4 中国けん制効果が期待される TPP の規定

① 物品の貿易：輸出税の新設・維持の禁止（第 2.16 条）、輸入許可手続きの透明性（第 2.13 条）、輸出許可手続きの透明性（第 2.14 条）
② 貿易上の救済：セーフガード措置の乱用の抑制（第 6.2 条）
③ 貿易の技術的障害（TBT）：透明性、規格、適合性評価手続きの際の他の締約国の利

害関係者の参加と意見提出の機会（第 8.7 条）

- ④ 投資：地方政府の措置への締約国の義務の適用（第 9.2 条）、設立段階での内国民待遇（第 9.4 条）、WTO の TRIMS 協定および二国間 FTA での規定を超える広範な特定の措置の履行要求の禁止（第 9.9 条）、ISDS 手続きの採用（第 9.17 条－29 条）、中国が締結した二国間投資協定、FTA では、設立段階の内国民待遇は規定されていない。なお、ISDS は規定されている。
- ⑤ サービス貿易：ラチェット条項（第 10.7 条）、地方政府の措置への締約国の義務の適用（第 10.1 条）
- ⑥ 金融サービス：透明性および特定の措置の実施（第 11.13 条）、自主規制団体、支払いおよび清算の制度（第 11.14 条）、紛争解決および金融サービスにおける投資紛争（第 11.21 条、22 条）
- ⑦ 電気通信：国際移動端末ローミング（第 13.6 条）
- ⑧ 電子商取引：デジタル・プロダクトへの無差別待遇（第 14.4 条）、情報の電子的手段による国境を超える移転（第 14.11 条）、コンピューター関連設備（サーバなど）の設置要求の禁止（第 14.13 条）、大量販売用ソフトウェアの販売・利用条件としてソースコードの移転やアクセス要求などの禁止（第 14.17 条）。電気通信に関連した中国の独自のルールと TPP の規定については、鈴木（2016）に詳細な解説がある（注 16）。
- ⑨ 政府調達：調達の効果を減殺する措置の禁止（第 15.4 条）
- ⑩ 国有企業：無差別待遇および商業的考慮（第 17.4 条）、非商業的援助（第 17.6 条）および悪影響（第 17.7 条）
- ⑪ 知的財産：広く認識されている商標（第 18.22 条）、不正商品表示、著作権侵害への刑事罰の義務化（第 18.68 条）、地理的表示の保護または認定手続きの整備（第 18.32 条）、権利行使（民事関連：第 18.72－75 条）、権利行使（刑事関連：第 18.77 条）、
- ⑪ 労働：労働者の権利（第 19.3 条）
- ⑫ 透明性および腐敗行為の防止：透明性（第 26.B 節）、腐敗行為と戦うための措置（第 26.7 条）、腐敗行為の防止に関する法律の適用および執行（第 26.9 条）

（出所）鈴木（2016）を参考に作成。

3. 米国離脱の影響および CPTPP の効果

TPP の名目 GDP は 28 兆 8295 億ドルで世界の名目 GDP の 38.3% (2016 年、以下同じ) を占め、CPTPP は 10 兆 2051 億ドルで 13.6% とほぼ 3 分の 1 の規模になる。米国が TPP 参加 12 カ国の GDP の 64.6% を占めていたためである。CPTPP では、日本 (4 兆 9365 億ドル) の日本が最大でカナダ (1 兆 5297 億ドル) が 2 位、豪州 (1 兆 2616 億ドル) が 3 位、メキシコ (1 兆 469 億ドル) が 4 位となる (表 5)。1 兆ドルを超えるのはこの 4 か国で、その他 7 カ国は 3000 億ドル以下と小規模である。TPP の人口は 8 億 1793 万人で世界の人口の 11.2% だったが CPTPP は 4 億 9463 万人で世界の人口の 6.8% となり、TPP12 の約 6 割となる。日本 (1 億 2696 万人)、メキシコ (1 億 2227 万人) が 2 位、ベトナム (9269 万人) が 3 位である。

GDP と貿易で圧倒的な比重を持つ米国の離脱により TPP の魅力が損なわれることは確かである。ベトナム、マレーシアなど米国と FTA を締結していない途上国は米国市場へのアクセスの魅力により米国の主張を受け入れてきただけに失望が大きかったと思われる。TPP の輸入規模は 4 兆 5274 億ドルであり、CPTPP は 2 兆 3396 億ドルにほぼ半減する。しかし、中国 (1 兆 5247 億ドル)、ASEAN (1 兆 388 億ドル) を上回り、ドイツ、フランス、英国の合計額を上回っており、決して小さくはない。日本の場合、TPP への日本の輸出 (2016 年、以下同じ) は 2125 億ドル、輸入は 1646 億ドルだが (表 6)、CPTPP 向けの輸出は 825 億ドル、輸入は 973 億ドルに減少する。ただし、TPP11 の GDP は 10 兆 2050 億ドルであり、中国 (11 兆 2321 億ドル) の 9 割に相当する。日本の CPTPP への輸出は EU 向け (734 億ドル) を上回っており、CPTPP の重要性は小さくない。

日本政府が発表した経済効果分析によると、CPTPP がいない場合に比べ日本の実質 GDP は 1.49% 押し上げられ、労働供給は 0.7% (約 46 万人) 増加すると見込まれる (注 17)。なお、TPP の実質 GDP 押し上げ効果は 2.59% である。

TPP は日本にとり米国との FTA ができることを意味し、米国との FTA がある韓国企業に対する不利が是正されることが期待されたが、米国の離脱でそうした効果はなくなった。一方、FTA を締結していなかったカナダとニュージーランドとの FTA ができることになる。次に、CPTPP は既存の FTA の自由化を前進させている。たとえば、日豪 FTA では 82.6% だった豪州の即時関税撤廃率が TPP では 94.2% に高まっている。農水産品 (食品を含む) の日本以外の 10 カ国の関税撤廃率は、最終的に 94.1% (カナダ) から 100% (NZ, ブルネイ、豪州、シンガポール) となる。ベトナム向けの水産物は全ての生鮮魚・冷凍魚

について即時撤廃になるなど各国の農水産品の高いレベルの自由化は、日本の農林水産品、食品の市場アクセスを改善し輸出促進に寄与するだろう。

上述のサービス貿易の自由化、政府調達の開放到に加え、投資自由化と保護、基準・規格（TBT）と検疫（SPS）の透明性向上などルール面の規定も日本企業へのメリットが大きい。

ASEAN4 カ国の TPP での合意は日本企業にも大きな機会とビジネス環境の改善をもたらす。物品の貿易では、二国間 FTA では例外となっていたベトナムの 3000cc 超の乗用車の高率関税（関税率 77%、80%、10 年目）が撤廃される。米、牛肉、果物、醤油、日本酒などの関税も段階的に撤廃される。日本食が人気なこれらの国への輸出の追い風になる。サービス貿易の自由化でも進展があった。ベトナムでは、日本の小売業の進出の障害となっていた経済需要テスト（出店審査制度）が発効後 5 年の猶予期間を経て撤廃される。マレーシアでは、コンビニへの外資出資が禁止されたが 30%まで出資できるように緩和された。マレーシアでは、①外国銀行の支店数の上限拡大（8→16）、②外国銀行の店舗以外の新規 ATM 設置制限の原則撤廃など金融自由化も行なわれた。

ASEAN では、政府調達の開放も大きな成果である。公共工事など政府調達は、WTO の政府調達協定参加国（約 40 カ国）間では相互に開放していたが、不参加国の政府調達市場は開放されていなかった。TPP 参加国で政府調達協定に参加しているのは日本を含め 4 カ国（日、米、加、シンガポール）に過ぎない。その他の国の政府調達市場は TPP で開放されることになった。とくに、二国間 EPA でも開放されていなかったベトナム、マレーシア、ブルネイの政府調達市場が開放されるのは大きい。政府調達市場は GDP の 10%とも言われており、インフラ輸出などの効果が期待できる。

凍結された項目では、資源開発、インフラ投資に対する ISDS の適用が日本のインフラ輸出に弾みをつけることが期待されていただけに影響が懸念されるが、それ以外の項目は国内法、日本の EPA や ACTA に規定されている項目などで大きな影響はないと考えられる。著作権保護期間の死後 70 年への延長は著作権法の改正を CPTPP 署名後に今国会に提出する予定である。

表 5 TPP 参加国の GDP と人口 (2016 年)

	GDP (10億ドル)	人口 (100万人)	輸入 (億ドル)
米国	18,624.45	323.3	21,878
カナダ	1,529.76	36.23	4,029
豪州	1,261.65	24.39	1,893
ニュージーランド	181.71	4.75	344
ペルー	195.30	31.48	363
チリ	247.03	18.2	533
メキシコ	1,046.93	122.27	3,871
マレーシア	296.54	31.63	1,686
シンガポール	296.97	5.61	2,830
ブルネイ	11.40	0.42	27
ベトナム	201.31	92.69	1,748
日本	4,936.5	126.96	6,072
TPP合計	28,829.55	817.93	45,274
CPTPP合計	10,205.10	494.63	23,396

(出所) IMF、World Economic Outlook, October 2017、ジェトロ (2017)「世界貿易投資報告書 2017」

表 6 日本の TPP 参加国との貿易 (2016 年、単位:100 万ドル)

	日本の輸出	日本の輸入
米国	130,019	67,371
カナダ	8,174	9,218
豪州	14,158	30,537
ニュージーランド	2,195	2,347
ペルー	716	1,338
チリ	1,558	5,389
メキシコ	10,677	5,796
マレーシア	12,125	17,214
シンガポール	19,796	7,454
ブルネイ	83	1,688
ベトナム	13,008	16,256
TPP合計	212,508	164,609
CPTPP合計	82,489	97,238

(出所) ジェトロ「日本の貿易」

第4節 重要な米国の復帰

CPTPP は 3 月 8 日にチリで調印を行うことになっており、早い時期の発効が期待される。今後、CPTPP への参加国を増加させ、CPTPP を FTAAP に進めることが必要だが、現状では CPTPP への参加意思を表明している国はない。TPP12 への関心を表明した国も CPTPP への関心は薄れている。参加国の拡大には米国の復帰が重要である。注目されるのは、トランプ大統領の TPP 復帰検討発言である。トランプ大統領は 1 月 25 日の CNBC のインタビューおよび 26 日のダボス会議での演説で「TPP が良いものになれば TPP をやる」、「TPP 参加国と多国間で通商協議をする用意がある」と述べた（注 18）。トランプ発言の真意は不明だが、共和党の支持母体である商工団体や農畜産団体が TPP 復帰を要求しており、中間選挙を控えて方針見直しを迫られたと報じられている（注 19）。

米国の TPP 離脱の不利益は明らかである。浦田秀次郎氏らの分析では、TPP による米国の 2030 年の国民所得は 1310 億ドル（0.5%）押し上げられるが、TPP を離脱し CPTPP ができると 20 億ドルのマイナスとなる（注 20）。TPP 離脱による米国の逸失利益は大きい。たとえば、CPTPP では、日本は牛肉の関税を 16 年で 38.5%から 9%に削減する。米国の競合相手である豪州は関税削減の利益を享受できるが、米国企業へは 38.5%の関税が適用され日本市場で極めて不利になる。コメについては、日本は米国に対して SBS 方式（売買同時入札方式）で 7 万トン（3 年間は 5 万トン）の国別輸入枠を設定していたが、この輸入枠はなくなる。

TPP は、アジア市場での米国企業の利益の確保を目指すとともに米国の産業界の主張するルールを盛り込むべく米国は交渉を主導してきた。TPP で採用された多くのルールは米国企業の要望をベースにしたものが多い（表 7）が、米国企業はそれらを享受できない。また、TPP には米国が多額の貿易赤字を抱える中国を牽制できる規定が数多く含まれている。トランプ大統領が TPP の規定を読み、内容を理解したとは考えられないが、TPP の内容を知れば米国産業界に利益をもたらすものであることを理解できるのではないかな。

表 7 TPP ビジネス連合が提言する「TPP 協定の中核 15 原則」

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 包括的協定：除外される製品やサブセクターがないよう貿易投資に関するすべての要素をカバー。2. ビジネス上有意義な協定：関税全廃、サービス、投資はネガティブリストで全分野を開放、知財は米韓 FTA などに準拠。 |
|--|

3. 2011 年に最終合意。
4. 貿易を簡素化し競争力を高める協定：簡素で効果的、一貫した規則を実現。
5. 貿易を促進し生産とサプライチェーンを強化する協定：貿易歪曲的障壁を排除し国境を超えた物理的連携を強化。
6. 規制の整合性を強化する協定
7. 最高水準の知財保護を備えた協定：米国法と同レベルの最新保護。
8. 対内・対外投資を促進し保護する協定：既存の通商協定の投資保護をベース。
9. 透明性を向上させ腐敗を減らす協定：政府の透明性、国内国外の贈収賄を刑事罰化。
10. オープンで均等な調達機会を促進する協定：WTO 政府調達協定、既存 FTA の弱点を克服する代替的方法。
11. 公平な競争と競争環境を促進する協定：国有企業との公平な環境での競争。
12. 価格を下げ、消費者の選択肢を広げ、競争を促進する協定
13. 市場アクセスの後退を禁じる協定：市場アクセス、投資・知財保護を減少させない。
14. 追加参加国を歓迎し、新たな通商・投資課題に対処できる生きた協定
15. 法の支配、環境および労働者の保護を促進する協定

(出所) 佐々木高成 (2012) 214 ページ。原資料は、U.S. Business Coalition For TPP, Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement Principles, September 30, 2010

米国の復帰について CPTPP 参加国の思惑は様々といわれる。カナダとメキシコは NAFTA の再交渉を行っているし、豪州、シンガポール、チリ、ペルーは 2 国間 FTA を締結している。豪州は日本市場への牛肉の輸出では米国が復帰しない方が有利である。しかし、TPP の効果と期待されている役割の強化、そして TPP への参加国の拡大により FTAAP を実現するためには米国の復帰は不可欠である。こうした大義に基づき米国の復帰を実現すべきである。米国が復帰する見通しがつけば、TPP への参加意思を表明したインドネシア、タイ、フィリピン、韓国なども再度参加に動く可能性が大きい。トランプ大統領は復帰のための再交渉を想定しているようだが、ガラス細工と称され、各国の利害のバランスが取れた TPP の再交渉は極めて困難である。TPP に参加するのであれば TPP12 への復帰を要求すべきであろう。米国は 2 国間 FTA を要望したマレーシアなどに対し、TPP 交渉への参加を要求しており、2 国間協定を要求してきた場合は米国に TPP への復帰を要求すればよい。TPP11 が締結され承認する国が増えれば、RCEP 交渉を推進する圧力となる。CPTPP の承認、CPTPP 参加国の拡大への働きかけ、米国の TPP への復帰交渉、RCEP

交渉の合意が 2018 年の日本の通商戦略への課題である。中長期的には米国の復帰、参加国の拡大を図り、最終的には中国の参加を目標とすべきである。

<注>

1. 高橋俊樹（2017a）「TPP11 の大筋合意と日本のこれからの選択」ITI コラム、高橋俊樹（2017b）「TPP11 にカナダは署名するか」ITI コラム
2. 「環太平洋パートナーシップ協定に関する包括的及び先進的な協定」暫定仮訳 内閣官房 TPP 政府対策本部 2018 年 2 月 22 日、「アイン越商工大臣と茂木大臣の TPP11 共同記者会見の概要」内閣官房 TPP 政府対策本部、2017 年 11 月 11 日
3. 2017 年 9 月 16 日付け日本経済新聞「TPP11 凍結項目絞る」および 2017 年 11 月 2 日付け日本経済新聞「TPP 月内合意に進展」
4. New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade TPP Fact Sheet
5. 東條吉純（2016）「電気通信」RIETI『Web 解説 TPP 協定』。
6. 鈴木将文「知的財産（特許及び不開示データ）RIETI『Web 解説 TPP 協定』。
7. 増田耕太郎（2014）「医薬品と TPP」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著『TPP 交渉の論点と日本』文眞堂、123－124 ページ。
8. 増田（2014）124－125 ページ。
9. 増田（2014）126－128 ページ。
10. 「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」文化審議会著作権部会 法制・基本問題小委員会 平成 28 年 2 月
11. 高橋俊樹（2017a）「TPP11 の大筋合意と日本のこれからの選択」ITI コラム、高橋俊樹（2017b）「TPP11 にカナダは署名するか」ITI コラム
12. 石川幸一「TPP 交渉の論点と米国などの姿勢」『季刊国際貿易と投資』No.92 2013 年夏号、36 ページ。
13. Ministry of International Trade and Industry, Malaysia, “Media Statement on the Conclusion of CPTPP in Tokyo”
14. 2018 年 1 月 24 日付け日本経済新聞「カナダ・ベトナムに配慮」および菅原（2018）。
15. 鈴木（2016）202－205 ページ。本項の記述は、石川（2018）をベースにしている。
16. 鈴木（2016）61－66 ページ。
17. 「日 EU・EPA 等の経済効果分析（概要）」内閣官房 TPP 等政府対策本部、2017 年 11 月。浦田秀次郎氏、ピーター・ペトリ氏らの分析では、2030 年の日本の国民所得への影響は TPP12 が 2.5%、TPP11 は 0.9%の押し上げ効果がある（2017 年 11 月 6 日付け日本経済新聞経済教室「TPP11 の行方 離脱の不利益米に説得を」）。
18. 2018 年 1 月 26 日日本経済新聞「米、TPP 復帰検討」、同 1 月 27 日付け「米、多国間協議の用意」。
19. 2018 年 1 月 27 日付け日本経済新聞。
20. 2017 年 11 月 6 日付け日本経済新聞「経済教室 TPP11 の行方 離脱の不利益 米に説得を」

<参考文献>

- 石川幸一（2013）「TPP 交渉の論点と米国などの姿勢」『季刊国際貿易と投資』No.92 2013 年夏号。
- 石川幸一（2018）「米国の TPP 離脱と日本の FTA 戦略」、浦田編（2018）所収。
- 浦田秀次郎編（2018）『ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開』日本国際問題研究所。
- 佐々木高成（2012）「米国と TPP 産業界の狙い」、山澤逸平・馬田啓一『通商政策の潮流と日本 FTA 戦略と TPP』勁草書房。
- 清水一史（2018）「TPP と ASEAN」浦田編（2018）所収。
- 菅原淳一（2017）「大筋合意に至った TPP11」『みずほインサイト』2017 年 11 月 13 日、みずほ総合研究所。
- 菅原淳一（2018）「TPP11 署名と今後の展望」『みずほインサイト』2018 年 2 月 15 日、みずほ総合研究所
- 鈴木英夫（2016）『新覇権国家中国×TPP 日米同盟』朝日新聞出版。
- 高橋俊樹（2017a）「TPP11 の大筋合意と日本のこれからの選択」ITI コラム。
- 高橋俊樹（2017b）「TPP11 にカナダは署名するか」ITI コラム。
- 増田耕太郎（2014）「医薬品と TPP」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著『TPP 交渉の論点と日本』文眞堂。
- 文化審議会著作権部会 法制・基本問題小委員会（2016）「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要」。
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2017）「TPP11 協定の合意内容について」。
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2017）「アイン越商工大臣と茂木大臣の TPP11 共同記者会見の概要」内閣官房 TPP 政府対策本部（2018）「TPP 首席交渉官会合結果概要」。
- 内閣官房 TPP 政府対策本部、外務省経済局監修（2017）『環太平洋パートナーシップ協定 TPP』日本国際問題研究所。
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2018）「環太平洋パートナーシップ協定に関する包括的及び先進的な協定」暫定仮訳
- 経済産業研究所、Web 解説 TPP。
- Ministry of International Trade and Industry, Malaysia(2018)、“Media Statement on the Conclusion of CPTPP in Tokyo”
- U.S. Copyright Office (1998, “The Digital Millennium Copyright Act of 1998”
(<https://www.copyright.gov/legislation/dmca.pdf#search=%27Millenium+deigital+Copyrighte+Act%27>)
- USTR (2011),”USTR Green Paper on Conservation and the Trans-Pacific Partnership”
(<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets/2011/ustr-green-paper-conservation-and-trans-pacific-partnership>)
- USTR,”KORUS FTA Final Text” (<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text>)

第2章 TPP11の関税引き下げによる ASEAN(ベトナム・マレーシア)への影響

(一財)国際貿易投資研究所 主任研究員

吉岡 武臣

はじめに

21世紀のメガ FTA として期待されていた TPP（環太平洋パートナーシップ協定）は 2015 年 10 月に大筋合意に達した後、トランプ大統領による米国の離脱によって協定の発効が困難となった。しかし、残りの 11 カ国による交渉が進められた結果、CPTPP（包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定）として改めて 2017 年 11 月に閣僚間での合意に達した。この合意に対しカナダは当初難色を示していたが、要望していた自国のコンテンツ保護に関する「文化例外」の措置について協定とは別の補助文書を結ぶことで調整がまとまり、2018 年 3 月にチリで署名式が行われることとなった。

TPP11 には ASEAN 加盟国のうち、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、ベトナムの 4 カ国が参加している。その他のタイやインドネシアなど 6 カ国は TPP11 に参加しておらず、ASEAN 加盟国で参加、不参加が分かれている。今後、TPP11 が発効すれば ASEAN 各国の貿易にも変化が生じるものと考えられる。今年度の調査では、ASEAN の TPP11 参加国のうちベトナムとマレーシアを中心に上げ、TPP11 がもたらす貿易への影響を分析した。

第1節 ASEANの相手国・地域別および TPP・RCEP の貿易額

ASEAN の TPP11 参加 4 カ国の輸出入額を、TPP11 と米国離脱前の TPP12、RCEP といったメガ FTA、ならびに ASEAN、EU28 カ国、米国、中国、日本の地域・国別で比較したのが表 1 である。

輸出では、TPP11 に参加している ASEAN4 カ国（ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム）のうち、マレーシア、シンガポールは ASEAN 向けの輸出が他の国・地域を大きく上回る。一方、ブルネイは日本向け、ベトナムは米国向けの輸出が最も多く、次いで EU28 と、欧米の比重が高い。また、TPP（TPP11、TPP12）と RCEP 向けの輸出では、4 カ国とも RCEP が TPP より輸出額は上回っている。これは TPP に参加していない

RCEP 参加国（中国や他の ASEAN の国）への輸出額が多いためである。

表 1: ASEAN の TPP11 参加国の輸出額(2016 年)

	輸出額(FOB価格、100万ドル)						FTA		
	国・地域						TPP11	TPP12	RCEP
	ASEAN	EU28	米国	中国	日本	世界			
ブルネイ	954	37	33	212	1,700	4,651	2,451	2,484	4,391
マレーシア	55,655	19,272	19,354	23,753	15,250	188,163	59,133	78,487	115,041
シンガポール	95,098	30,039	22,589	42,249	14,922	330,182	74,817	97,406	187,440
ベトナム	21,688	33,649	37,540	26,351	15,228	186,472	29,965	67,505	80,780

(出所) Direction of Trade Statistics (IMF) ※以下、表 1～3 まで同様

輸入では、ASEAN の TPP11 参加 4 カ国のうちブルネイ、マレーシア、シンガポールは ASEAN からの輸入額が最も多いのに対し、ベトナムは中国からの輸入額が ASEAN を上回る。また、TPP (TPP11、TPP12) と RCEP の比較では、ブルネイを除いては RCEP が TPP の輸入額を大きく上回る。ブルネイは輸入における米国の比率が高く、米国からは主に航空機や携帯電話などが輸入されている。

表 2: ASEAN の TPP11 参加国の輸入額(2016 年)

	輸入額(CIF価格、100万ドル)						FTA		
	国・地域						TPP11	TPP12	RCEP
	ASEAN	EU28	米国	中国	日本	世界			
ブルネイ	1,219	203	848	147	157	2,983	1,262	2,110	1,774
マレーシア	41,390	16,684	13,419	34,306	13,734	177,332	41,568	54,987	106,734
シンガポール	61,601	38,177	30,458	40,229	19,638	281,976	61,580	92,038	148,049
ベトナム	25,765	11,782	11,087	46,496	14,693	185,368	29,564	40,651	125,065

米国が離脱する前の TPP12 と米国離脱後の 11 カ国による TPP11 の輸出入額の割合と差を算出したところ（表 3）、ベトナムの輸出における TPP11 の割合は、米国が離脱する前の TPP12 と比べて 36%から 16%と 20%ポイントも減少した。同様に、マレーシアにおいても TPP11 は TPP12 より 10%ポイント輸出に占める割合が減少している。一方、輸入では米国の比率が高いブルネイで 28%ポイント減少したほか、シンガポールで約 11%ポイント減少した。ベトナムとマレーシアでは、米国の TPP 離脱は輸入より輸出に与える影響が大きく、ベトナムのように米国への輸出比率の高い国では、米国の TPP 離脱は大きな輸出機会の損失となった。

表 3: 輸出入に占める TPP11、TPP12 の割合と差 (2016 年)

【輸出】 全体に占める比率(%)				【輸入】 全体に占める比率(%)			
	TPP12	TPP11	TPP12とTPP11の差		TPP12	TPP11	TPP12とTPP11の差
ブルネイ	53.4	52.7	0.7	ブルネイ	70.7	42.3	28.4
マレーシア	41.7	31.4	10.3	マレーシア	31.0	23.4	7.6
シンガポール	29.5	22.7	6.8	シンガポール	32.6	21.8	10.8
ベトナム	36.2	16.1	20.1	ベトナム	21.9	15.9	6.0

(注) 比率は各国の輸出入総額に占める割合。

第 2 節 米国の TPP 離脱による域内貿易の変化

次に、米国離脱前の TPP12 と離脱後の TPP11 で域内貿易の比率がどのように変化したかを分析した。TPP12 における域内貿易の中心は米国で、TPP12 カ国の輸出額 1 兆 8500 億ドルの 3 分の 1 以上は米国からの輸出、TPP12 カ国からの輸出先も約半分が米国向けであった。TPP12 では特に米国－メキシコ、米国－カナダといった北米間の貿易の比重が大きいのが特徴である (表 4)。グレーの箇所は 2017 年時点で FTA が結ばれていない国だが、日本から米国への輸出で域内貿易の 7%、米国から日本への輸出で 3%と比較的高いほか、マレーシアから米国、ベトナムから米国への輸出も域内貿易の比率が 1%を上回っている。

表 4: 米国を含む TPP12 カ国の域内貿易における各国間の貿易シェア (2016 年、単位: %)

相手国													
輸出国	日本	シンガポール	ブルネイ	マレーシア	ベトナム	オーストラリア	ニュージーランド	チリ	ペルー	メキシコ	カナダ	米国	TPP12
日本		1.1										7.0	11.5
シンガポール				1.9								1.2	5.3
ブルネイ													0.1
マレーシア		1.5										1.0	4.2
ベトナム												2.0	3.6
オーストラリア	1.3												3.0
ニュージーランド													0.8
チリ													1.0
ペルー													0.6
メキシコ												16.3	17.4
カナダ												16.1	17.1
米国	3.4	1.4				1.2				12.5	14.3		35.4
TPP12	8.3	4.5	0.1	3.7	2.4	3.5	0.8	1.0	0.7	13.7	15.8	45.4	100.0

(注) 輸出額 (FOB 価格) をもとに作成。各国間の値はシェアが 1%を超えるもののみ記載した。グレーの箇所は FTA が締結されていない国 (2017 年時点)。表 5 も同様。

(出所) 「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の概要・データ集」日本貿易振興機構、2013 年をもとに筆者がデータを更新した。貿易データの出所は Direction of Trade Statistics (IMF)

米国離脱後の TPP11 では、域内貿易の総額は約 3500 億ドル、米国の離脱前と比べ約 5 分の 1 と大きく減少する。域内貿易の比重も TPP12 の北米中心から、日本およびシンガポール、マレーシア、ベトナム、オーストラリアといったアジア・オセアニアの比率が増加した（表 5）。しかし、これらの国の間では既に別の FTA が発効している。そのため、TPP11 の税率が既存の FTA の税率を下回らない限り、TPP11 による関税削減の恩恵は発生しない。2017 年の時点で FTA が発効しておらず、かつ域内貿易の比率が 1%を超えるのは日本とカナダ間のみである。

表 5: 米国離脱後の TPP11 の域内貿易における各国間の貿易シェア (2016 年、単位: %)

輸出国	相手国											
	日本	シンガポール	ブルネイ	マレーシア	ベトナム	オーストラリア	ニュージーランド	チリ	ペルー	メキシコ	カナダ	TPP11
日本		5.6		3.4	3.7	4.0				3.0	2.3	23.2
シンガポール	4.2			9.7	3.2	2.7						21.0
ブルネイ												0.7
マレーシア	4.3	7.7			1.6	1.8						16.6
ベトナム	4.3											8.4
オーストラリア	6.6	1.3		1.2			1.8					12.4
ニュージーランド						1.6						2.9
チリ	1.4											2.7
ペルー												1.4
メキシコ	1.1										2.9	5.5
カナダ	2.3									1.6		5.3
TPP11	25.6	16.1	0.4	15.9	9.6	11.7	3.3	1.8	1.4	6.7	7.7	100.0

第 3 節 TPP11 の関税撤廃率

TPP11 で関税の引き下げが行われても、既存の FTA によって関税が撤廃されている場合、または関税が下がっても実際にその製品が輸入されていなければ、実質的な恩恵は得られない。そこで、ASEAN の TPP11 参加国のうち、ベトナムとマレーシアを取り上げて、関税譲許表と実際の輸入額をもとに TPP11 の影響を分析した。

内閣官房 TPP 政府対策本部の資料によると、TPP の関税撤廃率は日本を除いてほぼ 100%と自由化率は非常に高い。ベトナムも最終的な関税の撤廃率は高いが、発効時点での関税撤廃率は農林水産品で約 40%、工業製品で 70%と他の国と比べると若干低い（表 6）。マレーシアは農林水産品の即時撤廃率は約 97%と高い一方、工業製品の即時撤廃率は約 80%とメキシコやペルーと同程度の水準となっている。

表 6: TPP の関税撤廃率(品目数ベース、単位: %)

農林水産品

	即時撤廃率	段階的撤廃率	非撤廃率 (関税割当・削減等)
※米国	55.5	43.3	1.2
カナダ	86.2	7.9	5.9
オーストラリア	99.5	0.5	0.0
メキシコ	74.1	22.3	3.6
マレーシア	96.7	2.9	0.4
シンガポール	100.0	0.0	0.0
チリ	96.3	3.2	0.5
ペルー	82.1	13.9	4.0
ニュージーランド	97.7	2.3	0.0
ベトナム	42.6	56.8	0.6
ブルネイ	98.6	1.4	0.0
11カ国平均	84.5	14.0	1.5
日本	51.3	29.7	19.0

工業製品

	即時撤廃率	段階的撤廃率	非撤廃率
※米国	90.9	9.1	0.0
カナダ	96.9	3.1	0.0
オーストラリア	91.8	8.0	0.2
メキシコ	77.0	22.6	0.4
マレーシア	78.8	21.2	0.0
シンガポール	100.0	0.0	0.0
チリ	94.7	5.3	0.0
ペルー	80.2	19.8	0.0
ニュージーランド	93.9	6.1	0.0
ベトナム	70.2	29.8	0.0
ブルネイ	90.6	9.4	0.0
11カ国平均	86.9	13.0	0.1
日本	95.3	4.7	0.0

(注) 工業製品の「段階的撤廃率」は原資料の「関税撤廃率」から「即時撤廃率」を引いて算出。同様に「非撤廃率」は「100%」から「関税撤廃率」を引いて算出した。

(出所)「TPP における関税交渉の結果」(内閣官房 TPP 政府対策本部、2015 年)をもとに作成

また、ベトナムの TPP 譲許表をもとに関税撤廃率を品目分野別に集計すると、TPP11 発効 1 年目の関税撤廃率は表 6 と同様、70%を下回る(表 7)。品目分野別では、繊維製品・履物および化学工業品では発効時点から関税撤廃率が高いのに対し、食料品・アルコールや輸送用機械・部品は撤廃率が低く、11 年目でも食料品・アルコールで約 90%、輸送用機械・部品は 81%と他の品目に比べ関税撤廃のペースは遅い。

表 7: TPP11 におけるベトナムの品目分野別の関税撤廃率(単位: %)

HSコード	品目分野	1年目	6年目	11年目	最終(21年目)
1-15	農水産品	53.2	86.6	98.5	99.5
16-24	食料品・アルコール	10.0	60.8	89.6	98.4
25-27	鉱物性燃料	76.7	76.7	97.6	97.6
28-38	化学工業品	88.6	98.8	100.0	100.0
39-40	プラスチック・ゴム製品	57.7	90.2	100.0	100.0
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	67.0	100.0	100.0	100.0
44-49	木材・パルプ	75.9	100.0	100.0	100.0
50-67	繊維製品・履物	99.0	99.6	99.9	100.0
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	62.2	91.9	100.0	100.0
84	機械類・部品	75.5	92.8	100.0	100.0
85	電気機器・部品	56.3	100.0	100.0	100.0
86-89	輸送用機械・部品	38.7	56.5	81.0	100.0
90-92	光学機器・楽器	81.5	100.0	100.0	100.0
93-97	雑製品	51.6	97.5	100.0	100.0
	全体	66.7	90.2	97.9	99.8

(注) 1. 撤廃率は品目数ベース 2. 自動車の CKD 部品は集計から除外 3. 同一の HS コードで複数の税率が設定されている場合、別の品目として集計 4. 関税割当で無税分の輸入枠が設定されている品目(中古車)は”関税が撤廃される”ものとして集計

(出所) ベトナムの TPP 譲許表より作成

マレーシアもベトナムと同様、TPP11 発効時点では輸送用機械・部品の関税撤廃率は約 40%と低いですが、発効 11 年目には撤廃率 92.4%に達する（表 8）。なお、表 6 の内閣官房 TPP 政府対策本部の資料では、マレーシアの農水産品で関税が撤廃されない品目、非撤廃率は 0.4%である。しかし、マレーシアの TPP 譲許表を確認したところ、発効 16 年目の時点で関税が撤廃されていない品目は確認できなかった。なお、マレーシアの食料品・アルコールで 11 年目まで関税が残っている品目は、ビールやワイン、ウイスキーなどのアルコール類、たばこ等が該当する。

表 8:TPP11 におけるマレーシアの品目分野別の関税撤廃率(単位: %)

HSコード	品目分野	1年目	6年目	11年目	最終（16年目）
1-15	農水産品	96.9	96.9	100.0	100.0
16-24	食料品・アルコール	87.9	87.9	87.9	100.0
25-27	鉱物性燃料	97.5	99.5	100.0	100.0
28-38	化学工業品	92.3	99.0	100.0	100.0
39-40	プラスチック・ゴム製品	75.0	86.1	100.0	100.0
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	100.0	100.0	100.0	100.0
44-49	木材・パルプ	91.3	99.8	100.0	100.0
50-67	繊維製品・履物	98.6	100.0	100.0	100.0
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	65.7	79.3	100.0	100.0
84	機械類・部品	84.2	98.8	100.0	100.0
85	電気機器・部品	81.8	98.9	100.0	100.0
86-89	輸送用機械・部品	39.8	65.9	92.4	100.0
90-92	光学機器・楽器	100.0	100.0	100.0	100.0
93-97	雑製品	82.3	96.3	96.7	100.0
	全体	85.7	93.9	99.0	100.0

(注) 1. 撤廃率は品目数ベース 2. HS98（その他）は除外して集計
(出所) マレーシアの TPP 譲許表より作成

第 4 節 ベトナムからの輸出における FTA・TPP11 の影響(対米国、日本、カナダ)

次に、ベトナムにおける TPP11 の影響として、米国および日本、カナダへの輸出、ならびに米国と日本からの輸入の際の関税削減の効果を試算した（注 1）。米国は TPP11 には参加をしていないが、米国の TPP 離脱による影響を把握するために試算を行った。なお、試算に用いた MFN 税率と輸入額は 2016 年時点、TPP11 の税率は発効 1 年目のものである。MFN 税率と TPP11 の税率は各品目分野の税率を合計して平均した単純平均と、実際

のベトナムからの輸入額を加味した加重平均、両方の値を算出した。

1. 米国

米国の MFN 税率は全体の単純平均で 4.3%、加重平均は 6.9%と加重平均のほうが高い。米国のベトナムからの輸入は比較的税率の高い繊維製品・履物が多く、繊維製品・履物の MFN 税率は単純平均が 9.0%であるのに対し、加重平均は 16.6%と大きく上回る。TPP11 の税率も同様に単純平均（1.8%）より加重平均（4.9%）のほうが高い。

ベトナムからの輸入額をもとにした TPP11 による関税の削減額、すなわち MFN 税率の関税額との差額は、削減額のほとんどを繊維製品・履物が占めている。ベトナムからの輸入は電気機器・部品も多いが、電気機器・部品は MFN 税率が加重平均で 0.4%と低く、関税削減額は少ない。また、農水産品は米国の MFN 税率は単純平均で 4.9%と比較的高く、ベトナムからの輸入額も約 28 億ドルあるが、ベトナムから輸入されている品目（例えば「その他のシュリンプ及びプローン（HS：0306.17）」など）は MFN 税率がほぼ無税のため、実際の関税の削減効果は約 100 万ドル程度と非常に小さい。

表 9: 米国のベトナムからの輸入税率(MFN、TPP11)および関税削減額(単位: %、100 万ドル)

HSコード	品目分野	単純平均		加重平均		輸入額・関税削減額	
		MFN	TPP11	MFN	TPP11	輸入額	削減額
1-15	農水産品	4.9%	2.0%	0.0%	0.0%	2,775	1
16-24	食料品・アルコール	11.3%	6.8%	2.2%	1.6%	624	4
25-27	鉱物性燃料	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	9	0
28-38	化学工業品	3.5%	0.3%	1.3%	0.5%	262	2
39-40	プラスチック・ゴム製品	3.7%	1.1%	3.5%	2.5%	669	7
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4.9%	0.0%	10.7%	0.0%	1,100	118
44-49	木材・パルプ	1.1%	0.1%	2.1%	0.0%	304	6
50-67	繊維製品・履物	9.0%	1.8%	16.6%	4.9%	15,574	1,802
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2.6%	1.0%	1.6%	0.2%	1,401	19
84	機械類・部品	1.3%	0.5%	0.3%	0.1%	2,372	5
85	電気機器・部品	1.8%	0.6%	0.4%	0.1%	10,437	35
86-89	輸送用機械・部品	2.4%	1.1%	1.5%	1.2%	280	1
90-92	光学機器・楽器	1.6%	0.4%	1.2%	0.9%	452	1
93-97	雑製品	3.0%	0.6%	0.2%	0.0%	4,682	7
	全体	4.3%	1.3%	6.9%	2.0%	40,941	2,008

(注) 関税削減額は (MFN 税率×輸入額) - (TPP11 税率×輸入額) で算出。従量税は除外した。MFN 税率と輸入額は 2016 年時点のもの、TPP11 の税率は発効 1 年目のものを適用し、関税割当は枠内の税率で計算した。

(出所) 米国関税率表、TPP 譲許表、Global Trade Atlas より作成

2. 日本

日本のベトナムからの輸入税率と関税削減額は表 10 のとおりである。日本の MFN 税率と TPP11 の税率に加え、ベトナムとの既存の FTA である AJCEP（日アセアン包括的経済連携協定）と JVEPA（日ベトナム経済連携協定）の税率も交えて比較を行った。なお、AJCEP は 2008 年 12 月、JVEPA は 2009 年 10 月に発効している。

日本の MFN 税率は機械類・部品や電気機器・部品などの工業製品はほぼ無税であり、AJCEP や JVEPA、TPP11 でも関税はほとんど撤廃されている。これに対し、農水産品や食料品・アルコール、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、繊維製品・履物は単純平均の MFN 税率で 7% から 15% 程度と比較的高い関税が課せられている。

表 10 の AJCEP と JVEPA の税率は関税引き下げの途中の 2017 年時点、TPP11 の税率は発効 1 年目の税率のため単純な比較は難しいが、農水産品や食料品・アルコールでは関税の引き下げが進んでいる AJCEP や JVEPA よりも発効 1 年目の TPP11 のほうが税率は低い。従来の日本の FTA と比べて TPP11 は一歩踏み込んだ関税の譲許を行った結果だと考えられる。

ベトナムからの輸入額を加味した加重平均税率では、農水産品および食料品・アルコールの TPP11 の税率は AJCEP、JVEPA を下回る。これに対し、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、さらにベトナムからの輸入の多くを占める繊維製品・履物の TPP11 の税率は AJCEP、JVEPA を上回っている。日本のベトナムからの輸入については、AJCEP、JVEPA、TPP11 いずれも繊維製品・履物が関税削減効果のほとんどを占めているが、発効 1 年目の TPP11 の関税削減額は JVEPA、AJCEP と比べると少ない。

表 10: 日本のベトナムからの輸入税率および関税削減額(MFN、AJCEP、JVEPA、TPP11)
(単位: %、100 万ドル)

HSコード	品目分野	単純平均				加重平均			
		MFN	AJCEP	JVEPA	TPP11	MFN	AJCEP	JVEPA	TPP11
1-15	農水産品	7.3	5.0	5.0	4.5	2.2	0.9	0.8	0.4
16-24	食料品・アルコール	15.6	10.6	10.9	10.4	7.4	1.9	1.8	1.4
25-27	鉱物性燃料	0.7	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
28-38	化学工業品	2.4	0.1	0.1	0.1	1.6	0.3	0.3	0.3
39-40	プラスチック・ゴム製品	2.5	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.9	4.7	4.9	8.0	8.7	0.9	1.4	7.8
44-49	木材・パルプ	2.1	0.7	0.7	0.6	0.9	0.3	0.3	0.3
50-67	繊維製品・履物	7.1	0.7	0.7	1.0	9.3	1.0	1.1	2.3
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0
84	機械類・部品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
85	電気機器・部品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
86-89	輸送用機械・部品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
90-92	光学機器・楽器	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
93-97	雑製品	2.2	0.0	0.0	0.1	0.7	0.0	0.0	0.0
	全体	4.9	1.9	2.0	2.0	3.7	0.4	0.5	1.0

削減額

HSコード	品目分野	輸入額	AJCEP	JVEPA	TPP11
1-15	農水産品	823	11	12	11
16-24	食料品・アルコール	528	29	29	32
25-27	鉱物性燃料	303	0	0	0
28-38	化学工業品	471	6	6	6
39-40	プラスチック・ゴム製品	713	24	24	24
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	538	42	39	5
44-49	木材・パルプ	759	4	4	5
50-67	繊維製品・履物	4,628	385	378	318
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	821	9	9	9
84	機械類・部品	1,128	0	0	0
85	電気機器・部品	3,466	0	0	0
86-89	輸送用機械・部品	526	0	0	0
90-92	光学機器・楽器	354	1	1	1
93-97	雑製品	1,045	7	7	12
	全体	16,101	517	509	422

(注) 関税削減額は (MFN 税率×輸入額) - (FTA または TPP11 税率×輸入額) で算出。従量税は除外した。MFN、AJCEP、JVEPA 税率は 2017 年時点、輸入額は 2016 年、TPP11 の税率は発効 1 年目のものを適用し、関税割当は枠内の税率で計算した。

(出所) 日本関税率表、TPP 譲許表、Global Trade Atlas より作成

3. カナダ

ベトナムはこれまでカナダと FTA を締結していないため、TPP11 が発効すればベトナム

ムーカナダ間にとって初の FTA となる。

カナダの MFN 税率は、単純平均では農水産品（19.1%）および食料品・アルコール（16.2%）が他の品目分野より高い（表 11）。これに対して TPP11 の税率は農水産品を除くと各品目分野の税率は 0～1% 台と低く、特に食料品・アルコールは 0.6% と MFN 税率と比べて大幅に関税が引き下げられる。

加重平均の税率を見ると、農水産品、食料品・アルコールの MFN 税率は単純平均よりも大きく低下している。ベトナムからの農水産品の輸入は MFN 税率の低い品目（殻つきでないカシューナッツ（HS:0801.32）や、その他のシュリンプ及びプローン（HS:0306.17）など）が多いためである。

カナダのベトナムからの輸入において最も TPP11 の関税削減効果が高いのは、米国や日本と同様、繊維製品・履物である。繊維製品・履物は加重平均で MFN 税率は 16.9%、TPP11 の税率は 9.5% と税率そのものは比較的高いが、それぞれの税率差は 7% ポイント以上あるため、TPP11 を利用するメリットは大きい。ただし、カナダのベトナムからの繊維製品・履物の輸入額は約 11 億ドルと前述の米国、日本と比べて少ないため、TPP11 の関税削減効果は約 1 億ドル程度に過ぎない。

表 11: カナダのベトナムからの輸入税率 (MFN、TPP11) および関税削減額 (単位: %, 100 万ドル)

HSコード	品目分野	単純平均		加重平均		輸入額・関税削減額	
		MFN	TPP11	MFN	TPP11	輸入額	削減額
1-15	農水産品	19.1	18.0	0.4	0.4	292	1
16-24	食料品・アルコール	16.2	0.6	2.8	2.7	76	2
25-27	鉱物性燃料	0.4	0.0	0.1	0.1	6	0
28-38	化学工業品	1.3	0.0	2.7	2.7	18	0
39-40	プラスチック・ゴム製品	1.8	0.2	4.6	3.8	59	2
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	3.1	0.0	9.0	9.0	118	11
44-49	木材・パルプ	1.0	0.0	3.0	3.0	21	1
50-67	繊維製品・履物	5.2	1.5	16.9	9.5	1,127	107
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.5	0.0	2.3	2.3	141	3
84	機械類・部品	0.4	0.0	0.0	0.0	255	0
85	電気機器・部品	1.4	0.0	0.2	0.2	1,255	3
86-89	輸送用機械・部品	5.4	1.8	5.4	5.4	26	1
90-92	光学機器・楽器	1.7	0.0	0.2	0.2	25	0
93-97	雑製品	4.3	0.3	6.8	5.7	324	19
	全体	5.6	2.9	6.4	4.0	3,744	150

(注) 関税削減額は (MFN 税率×輸入額) - (TPP11 税率×輸入額) で算出。従量税は除外した。MFN 税率と輸入額は 2016 年時点のもの、TPP11 の税率は発効 1 年目のものを適用し、関税割当は枠内の税率で計算した。

(出所) カナダ関税率表、TPP 譲許表、Global Trade Atlas より作成

以上の米国、日本、カナダの3カ国において、ベトナムからの輸入は繊維製品・履物と電気機器・部品が大きな割合を占める。しかし、電気機器・部品（輸入の多くは携帯電話）はMFN税率が低いため、輸入額は多いにもかかわらず既存のFTAやTPP11による関税削減の効果は少ない。一方で繊維製品・履物はMFN税率が比較的高く、関税の引き下げによって大きな効果が得られる。米国、日本、カナダの3カ国いずれもベトナムからの輸入におけるFTAおよびTPP11の関税削減効果は繊維製品・履物がほとんどを占めており、ベトナムの繊維・履物業界にとってFTAの影響は大きい。逆に言えば、繊維や履物以外の品目においてFTAやTPP11による関税の引き下げは（全体から見れば）それほど大きな影響を及ぼさないと考えられる。

第5節 ベトナムの輸入におけるFTA・TPP11の影響（対米国、日本）

第4節とは逆に、ベトナムが米国および日本から輸入をする際の、ベトナム側のTPP11およびFTAの効果を分析した。なお、ベトナムは米国とはFTAを締結していないので、日本とのFTAであるJVEPA、AJCEPを取り上げた。

ベトナムのMFN税率は食料品・アルコール、輸送用機械・部品といった品目分野で単純平均税率が20%台と高く、その他にも農水産品や繊維製品・履物など税率が10%を超える分野も多い（表12）。そのため、ベトナムの全体の平均税率は10.6%と第4節の米国、日本、カナダの税率と比べて高い。なお、AJCEPはJVEPAに先んじて発効し、関税の引き下げが進んでいるが、ベトナムにおいては全体の平均税率ではAJCEPが6.3%、JVEPAが5.4%と後から発効したJVEPAのほうが低くなっている。これは、例えば「バラ（切花）（HS0603.11）」のようにAJCEPでは段階的に関税が引き下げられるのに対し、JVEPAでは発効時点で関税が撤廃された品目が多かったことに起因している。

TPP11の税率は発効時点では全体で6.1%と、AJCEP(6.3%)よりわずかに低く、JVEPA(5.4%)を上回る。しかし、TPP11の発効から11年目には平均税率は全体で0.2%まで下がり、食料品・アルコールを除くと全ての品目分野の税率は1%以下となる。なお、既存のFTAであるAJCEP、JVEPAとTPP11、どれを利用すればメリットが最大限に得られるかはTPP11の発効時期によって異なる。例えば繊維製品・履物ではTPP11発効時に関税撤廃される品目が多く、既存のAJCEP、JVEPAと比べてTPP11のほうが税率は低い。

表 12: ベトナムの品目分野別の関税率(MFN、AJCEP、JVEPA、TPP11)(単純平均 単位: %)

単純平均

HSコード	品目分野	MFN	AJCEP	JVEPA	TPP11 (1年目)	TPP11 (11年目)	TPP11 (21年目以降)
1-15	農水産品	13.8	7.9	7.5	7.0	0.2	0.2
16-24	食料品・アルコール	28.0	19.6	19.7	25.8	1.7	0.7
25-27	鉱物性燃料	5.4	4.6	3.3	3.9	0.6	0.6
28-38	化学工業品	3.2	1.9	1.2	1.3	0.0	0.0
39-40	プラスチック・ゴム製品	8.5	5.7	3.8	5.6	0.0	0.0
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	12.5	6.9	7.0	7.1	0.0	0.0
44-49	木材・パルプ	9.8	4.6	2.7	3.8	0.0	0.0
50-67	繊維製品・履物	13.0	4.7	3.2	0.3	0.0	0.0
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	10.0	5.5	4.0	5.4	0.0	0.0
84	機械類・部品	4.6	2.5	2.0	3.0	0.0	0.0
85	電気機器・部品	8.6	4.8	3.9	6.6	0.0	0.0
86-89	輸送用機械・部品	25.0	23.4	22.9	24.0	0.9	0.0
90-92	光学機器・楽器	4.5	2.1	1.5	2.9	0.0	0.0
93-97	雑製品	16.0	8.1	7.5	8.7	0.0	0.0
	全体	10.6	6.3	5.4	6.1	0.2	0.1

(注) 従価税のみを対象に計算。MFN、AJCEP、JVEPA の税率は 2017 年時点。TPP11 で無税の関税割当枠が設置される品目は全て 0% で集計した。表 13 も同様

(出所) ベトナム関税率表、TPP 譲許表、Global Trade Atlas をもとに作成

ベトナムが日本から輸入している繊維製品・履物の輸入額は約 8 億ドルと機械類・部品や電気機器・部品などと比べて少ないが、TPP11 による関税の削減額は最も多い(表 13)。また、ベトナムの米国からの輸入額は日本の約半分の 77 億ドルに対し、TPP11 による関税削減額は 1 億ドル弱と日本の約 3 分の 1 以下に過ぎない。米国からの輸入は電気機器・部品をはじめ、全体的にもともと MFN 税率の低い品目为中心なためである。

表 13: ベトナムの品目分野別の関税削減額(日本、米国)(単位: 100 万ドル)

HSコード	品目分野	日本				米国	
		輸入額	AJCEP	JVEPA	TPP11	輸入額	TPP11
1-15	農水産品	89	3	5	10	812	15
16-24	食料品・アルコール	36	3	3	1	655	10
25-27	鉱物性燃料	55	1	2	2	38	0
28-38	化学工業品	691	12	18	17	615	13
39-40	プラスチック・ゴム製品	1,172	39	65	25	337	4
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	14	1	1	2	165	5
44-49	木材・パルプ	235	12	17	10	347	2
50-67	繊維製品・履物	807	61	62	85	962	20
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2,876	60	93	53	346	11
84	機械類・部品	3,471	44	54	31	659	8
85	電気機器・部品	3,199	58	72	37	1,700	6
86-89	輸送用機械・部品	843	39	46	19	824	1
90-92	光学機器・楽器	434	1	1	1	285	0
93-97	雑製品	138	9	11	9	22	1
	全体	14,060	343	451	302	7,767	96

(注) 輸入額は 2016 年の金額。TPP11 の関税削減額は発効時点での税率で計算。その他は表 12 と同様。

(出所) ベトナム関税率表、TPP 譲許表、Global Trade Atlas をもとに作成

第6節 マレーシアからの輸出におけるFTA・TPP11の影響(対米国、カナダ、日本)

1. 米国・カナダ

マレーシアからの輸出における TPP11 の影響について、米国とカナダの輸入額から試算したのが表 14 である。マレーシアは 2017 年時点で米国・カナダいずれとも FTA は発効していない。

米国のマレーシアからの輸入額は 356 億ドル、カナダは約 20 億ドルと大きく異なるが、電気機器・部品の輸入が最も多い点は共通している。しかし、米国、カナダの電気機器・部品の MFN 税率は低く、TPP11 による関税の削減額は輸入額に対して非常に少ない。

表 14: 米国およびカナダのマレーシアからの輸入における TPP11 の関税削減額(単位: 100 万ドル)

HSコード	品目分野	米国		カナダ	
		輸入額	削減額	輸入額	削減額
1-15	農水産品	577	0	97	5
16-24	食料品・アルコール	168	1	68	1
25-27	鉱物性燃料	10	0	16	0
28-38	化学工業品	570	13	45	0
39-40	プラスチック・ゴム製品	1,602	16	130	16
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	1	0	0	0
44-49	木材・パルプ	228	4	15	0
50-67	繊維製品・履物	481	64	36	3
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	575	11	47	0
84	機械類・部品	3,892	5	301	0
85	電気機器・部品	24,398	36	909	10
86-89	輸送用機械・部品	166	2	8	0
90-92	光学機器・楽器	1,997	10	197	1
93-97	雑製品	959	3	87	5
	全体	35,624	167	1,956	41

(注) 関税削減額は (MFN 税率×輸入額) - (TPP11 税率×輸入額) で算出。従量税は除外した。MFN 税率と輸入額は 2016 年時点のもの、TPP11 の税率は発効 1 年目のものを適用し、関税割当は枠内の税率で計算した。表 15 も同様。

(出所) 米国、カナダの関税率表、TPP 譲許表、Global Trade Atlas より作成

2. 日本

マレーシアと日本との間には 2009 年 2 月に発効した AJCEP のほか、2006 年 7 月発効の JMEPA（日マレーシア経済連携協定）の 2 つの FTA がある。日本のマレーシアからの輸入は、MFN 税率の低い電気機器・部品に加え、鉱物性燃料（液化天然ガス）が多い（表 15）。ただし、日本の液化天然ガス（HS2711.11）の MFN 税率は無税のため、TPP11 や JMEPA、AJCEP などの FTA による関税削減の効果は無い。そのため、日本のマレーシアからの輸入における FTA および TPP11 の効果は米国、カナダと同様に規模は小さい。ただし、木材・パルプの TPP11 の関税削減額は JMEPA や AJCEP より多く、全体の削減額も TPP11 は既存の JMEPA、AJCEP を上回っている。

表 15: 日本のマレーシアからの輸入における FTA および TPP11 の関税削減額(単位:100 万ドル)

HSコード	品目分野	日本	JMEPA	AJCEP	TPP11
		輸入額	削減額	削減額	削減額
1-15	農水産品	596	15	16	16
16-24	食料品・アルコール	332	8	7	11
25-27	鉱物性燃料	5,875	1	1	1
28-38	化学工業品	682	18	18	18
39-40	プラスチック・ゴム製品	827	22	22	22
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	3	0	0	0
44-49	木材・パルプ	892	6	6	22
50-67	繊維製品・履物	226	15	15	15
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	670	4	4	4
84	機械類・部品	655	0	0	0
85	電気機器・部品	4,204	2	2	2
86-89	輸送用機械・部品	155	0	0	0
90-92	光学機器・楽器	736	0	0	0
93-97	雑製品	352	4	4	4
	全体	16,205	95	94	115

(注) MFN 税率、FTA 税率は 2017 年、TPP11 の税率は発効 1 年目のものを適用した。その他は表 14 と同様。

(出所) 日本の関税率表、TPP 譲許表、Global Trade Atlas より作成

まとめ

TPP11 に参加している ASEAN4 カ国（ブルネイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム）のうち、ベトナムは米国向け輸出の比率が高く、米国が TPP から離脱したことによって最も影響を受けた国となった。そのため、米国市場への輸出拡大を念頭に TPP に参加を

したベトナムは当初 11 カ国での TPP11 に対して慎重になるものと見られていた。しかし、ベトナムは引き続き交渉に参加し、2017 年 11 月の TPP 閣僚会合で日本とともに共同議長を務め、改めて CPTPP として大筋合意に至った。

TPP11 (CPTPP) は著作権の保護期間など 22 項目を米国が復帰するまで「凍結」とし、さらにカナダが要求していた外国映画などの放映などを規制する「文化例外」、ならびにベトナムが求めていた労働紛争解決のルールの見直しの 2 項目に関しては、協定とは別に補助文書で対応することとなった。2018 年 3 月にチリで署名式を行った後、参加国の過半数の 6 カ国で承認されれば TPP11 は発効する。

ASEAN で TPP11 に参加している 4 カ国とも関税撤廃率は最終的にはほぼ 100%に達するものの、発効時点ではベトナムでは食料品・アルコールや輸送用機械・部品、マレーシアでは輸送用機械・部品の関税撤廃率は低い。さらに、ベトナムからの輸出における TPP11 の関税削減の効果は繊維製品・履物がほとんどを占める。一方、マレーシアからの輸出は MFN 税率の低い電気機器が中心のため、TPP11 による関税削減の効果は限られる。

ただし、ベトナムが TPP11 を利用して繊維製品を輸出するためには TPP11 の原産地規則を満たす必要がある。TPP11 では繊維製品の原産地規則に①紡ぐ、②織る、③縫製の 3 つの工程を原則 TPP11 の域内で行う規定（ヤーンフォワードルール）が設けられているが（注 2）、ベトナムの繊維（糸や生地）の輸入は TPP11 に参加をしていない中国からが約 4 割を占める（表 16）。そのほか、第 2 位の韓国や第 4 位の米国も TPP11 には参加していないため、ベトナムが TPP11 の原産地規則を満たすためにはこうした糸や生地を国内で生産するか、日本をはじめとした TPP11 の参加国から調達する必要がある。

なお、米国からの繊維の輸入額は前年から 46.3%と大きく増加しているが、その多くは「実綿（種子のついた綿）及び繰綿」（HS5201）である。ベトナムの実綿の輸入は増加傾向にあり、ベトナムでの綿糸の生産が拡大している。米国農務省（USDA）によると、ベトナムの綿糸および人造繊維の生産量は 2015 年の約 99 万トンから 2016 年には 155 万トンに拡大、2017 年には 200 万トンを超える見込みである（注 3）。

先述のように TPP11 では最終的な関税の撤廃率はほぼ 100%に近いため、既存の FTA で関税の引き下げが進んでいても、ある時点で TPP11 を利用したほうが関税を多く節約できるようになる場合が増加する。TPP11 参加国との貿易において現在は別の FTA を利用している場合、TPP11 発効後のどの時点で切り替えるか判断をする必要があると考えら

れる。

表 16: ベトナムの繊維(HS50～60)の輸入額(2015 年、単位: 100 万ドル、%)

順位	相手国	輸入額	構成比	前年比
1	中国	6,444	43.3	11.2
2	韓国	2,341	15.7	0.0
3	他のアジア	2,013	13.5	4.2
4	米国	847	5.7	46.3
5	日本	784	5.3	1.7
	世界計	14,894	100.0	6.5

(注) 第 3 位の「他のアジア」は原資料で"Other Asia N.E.S."と表記。

(出所) Global Trade Atlas より作成

<注>

1. 関税は輸入の際に賦課されるため、輸出の関税削減効果は輸入側（米国、日本、カナダ）から算出した。
2. 「ショートサプライリスト (SSL)」に掲載された、域内で供給が不十分とされる材料は域外から調達しても最終用途の要件を満たせば原産品と認められる。
3. 「Vietnam Cotton and Products Annual Commodity Report 2017」, United States Department of Agriculture, 2017

<参考文献>

- ・ 各国関税率表、TPP 譲許表
- ・ Direction of Trade Statistics (IMF)
- ・ 「Vietnam Cotton and Products Annual Commodity Report 2017」, United States Department of Agriculture, 2017
- ・ 「TPP における関税交渉の結果」 内閣官房 TPP 政府対策本部、2015 年
- ・ 「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の概要・データ集」 日本貿易振興機構、2013 年

第3章 TPP協定の原産地規則の利用と課題について ～ 日本及びASEANのFTA原産地規則との比較 ～

パナソニック株式会社 渉外本部 国際渉外部
企画課 主幹
上之山 陽子

はじめに

現在、世界中で約300のFTAが発効している（注1）。WTOにおけるMFN税率(すべてのWTO加盟国に適用される関税率)の削減交渉が暗礁に乗り上げている状況下で、各国政府が輸出振興のため、FTA締結を競いあった結果とも言える。例えば、日本政府がTPPやEUとのFTA締結を急いだ理由の一つに、韓国が先んじてEUや米国とFTAを締結したことが挙げられる。

ところが、非常に多くのFTAが締結された結果、それぞれのFTAの原産地規則が異なるという状況が生じた。企業がFTAを活用し、輸入関税の減免というメリットを享受するためには、そのFTAごとに定められた原産地規則を充足する必要がある。しかし、関税の減免申請のための原産地の判断基準がFTAごとに異なり、原産地表示の規則とも異なる、という現在の状況は、生産現場を混乱させている。

ASEANの生産事業場では、1990年代の半ばよりASEAN域内のFTAの原産地規則を使い慣れていたところ、2000年代以降、ASEANが中国、日本、韓国、豪・NZ、インドと締結したASEAN+1FTAでそれぞれ異なる原産地規則が設定され、更に個々の国がまた異なる原産地規則で二国間FTAを締結している状況である。

現状では、FTAの活用を促進しながら、この状況を解消することはなかなか困難であるが、改善させる方法の1つとして、メガFTAと呼ばれる多数国間のFTAで統一した規則に合意することが挙げられる。そうすれば、その協定に参加する国の間では統一された規則でFTA活用ができる。但し、そのメガFTAの原産地規則が、企業にとって使い勝手の良いものである、ということが前提である。

そこで本稿では、メガFTAの1つであるTPP協定の原産地規則について、日本やASEANの原産地規則と比較しながら、事業者の視点で、そのメリット、活用時に企業が検討すべき点、および活用の可能性について考察し、将来的に特惠原産地規則の統一を検討する際の材料としていただきたいと考える。

第1節 TPP 参加国間の FTA の締結状況

メガ FTA が交渉される際には、そのメガ FTA の参加国の間で既に二国間 FTA 等が締結されていることが多い。輸出国と輸入国の間で複数の FTA が締結されている場合、古い FTA が破棄されない限り、事業者はその複数の FTAの中から自社にとって最もメリットのある FTA を選択して活用することができる。つまり、事業者がすでに既存の FTA を活用している場合には、既存の FTA よりメガ FTA を活用した方がメリットがあると考えられる場合に、新しく締結されたメガ FTA の活用に移行すると考えられる。そのため、まず、TPP 参加国間で、現在締結されている FTA を下記に記載する。

1. 国ごとの FTA 締結状況

- ・チリは、既にすべての TPP 参加国と FTA を締結している。
- ・日本は、カナダ、NZ、(米国) 以外の国と既に FTA を締結している。
- ・アジア地域（日本、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ）では、既に各国間で FTA を締結している。大洋州地域（豪州、NZ）も相互に FTA 締結済み。
- ・米州地域（チリ、ペルー、メキシコ、カナダ、米国）も、NAFTA を含め、既に各国間で FTA を締結している。
- ・一方、アジア・大洋州地域と米州地域の間、太平洋を跨ぐ FTA は、チリを除くと少ない。カナダは日本と 2012 年 11 月に FTA 交渉開始、ASEAN と 2016 年 8 月に FTA 交渉準備を開始しているが、メキシコは、日本以外のアジア・大洋州地域の TPP 参加国と FTA 交渉の経験がない。

表 1: TPP 参加国間の国別 FTA 締結状況(発効済みのみ)

	日本	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	豪州	NZ	チリ	ペルー	メキシコ	カナダ	米国
日本		○	○	○	○	○	X	○	○	○	X	X
シンガポール	○		○	○	●	○	●	●	○	X	X	○
マレーシア	○	○		○	○	○	○	○	X	X	X	X
ベトナム	○	○	○		○	○	○	○	X	X	X	X
ブルネイ	○	●	○	○		○	●	●	X	X	X	X
豪州	○	○	○	○	○		○	○	△	X	X	○
NZ	X	●	○	○	●	○		●	X	X	X	X
チリ	○	●	○	○	●	○	●		○	○	○	○
ペルー	○	○	X	X	X	△	X	○		○	○	○
メキシコ	○	X	X	X	X	X	X	○	○		○	○
カナダ	X	X	X	X	X	X	X	○	○	○		○
米国	X	○	X	X	X	○	X	○	○	○	○	

○：二国間又は地域間のFTA発効済み、●：TPPの前身であるP4参加国、△：2017年11月署名未発効、X：発効済みFTAなし

(資料) 各種情報より著者作成

2. FTA ごとの締結状況

- ・ TPP 参加国の間には、既に、28 本の FTA が締結されている。その内、二国間 FTA が 22 本、地域 FTA が 6 本ある。(米国が締結している 4 本の二国間 FTA は下記には括弧で記載し、28 本には含めていない。)
- ・ 日本が締結しているものが 9 本、日本以外の海外間 FTA が 19 本ある。
- ・ ASEAN が地域として締結しているものには、ASEAN 域内の物品貿易協定 ATIGA(ASEAN Trade in Goods Agreement)、日 ASEAN FTA、ASEAN 豪・NZ FTA の 3 本がある。(下表で、地域 FTA を太字で示し、ASEAN が地域として締結している FTA を、□で囲った。)
- ・ ASEAN 以外の地域 FTA には、P4、太平洋同盟、NAFTA がある。(それぞれの参加国は表 2 下部を参照。)

表 2: TPP 参加国間の FTA 締結状況(発効済みのみ)

日本が締結しているFTA (9本, 内ASEANとの協定1本)		日シンガポールFTA、日マレーシアFTA、 日ベトナムFTA、日ブルネイFTA、 □ 日ASEAN FTA □、日豪FTA、日チリFTA、 日ペルーFTA、日メキシコFTA
日本以外の 国が締結して いるもの (19本)	ASEANの参加国が含まれるもの (10本, 内ASEANとしての協定2本)	□ ATIGA □、□ ASEAN豪・NZ FTA □、 P4 シンガポール・豪FTA、シンガポール・NZ FTA、 シンガポール・ペルーFTA、マレーシア・豪FTA、 マレーシア・NZ FTA、マレーシア・チリFTA、 ベトナム・チリFTA (シンガポール米国FTA)
	上記以外で大洋州が含まれるもの (2本)	豪・NZ FTA、豪・チリFTA (豪・米国FTA)
	米州地域内のもの (7本)	太平洋同盟 、 NAFTA 、チリ・ペルーFTA、 チリ・メキシコFTA、チリ・カナダFTA、 ペルー・メキシコFTA、ペルー・カナダFTA (チリ・米国FTA、ペルー・米国FTA) 、

太字は複数国による地域FTA。上記は協定の正式名称ではなく、分かりやすい名称で記載した。

ATIGA: ASEAN10カ国による物品貿易協定、太平洋同盟: チリ、ペルー、メキシコ、コロンビアによるFTA、

P4: TPPの前身となった、シンガポール、ブルネイ、NZ、チリによるFTA、 NAFTA: 米国、カナダ、メキシコによるFTA

(資料) 各種情報より著者作成

第 2 節 TPP における「原産地規則及び原産地手続き」のメリット

日本政府（内閣官房 TPP 政府対策本部）は、2015 年 10 月 5 日に発表した「環太平洋パートナーシップ協定(TPP 協定)の概要」（注 2）において、『第 3 章 原産地規則及び原産地手続き』のメリットとして、下記の 4 項目を挙げている。1. と 2. は TPP を活用する際に必須の規定で、3. と 4. は活用時の利便性を向上させるために導入される規定である。これらの内容は、米国離脱後の TPP11 協定でも変更はない。

1. TPP 特惠税率の適用が可能な参加国内の原産地規則の統一 （事業者の制度利用負担の緩和）

2. 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入 （貿易手続きの円滑化）

3. 完全累積制度の実現

複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。
（日本が締結済みの EPA においてもメキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用）

4. 広域 FTA 化による原産品輸送の容易化（立証負担の緩和）

二国間の FTA においては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。
一方で、TPP はすべての締約国を一つの領域とみなす広域 FTA であり、すべての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

この 4 項目それぞれについて、事業者の立場から、メリット、企業が活用時に検討すべき点、活用可能性について、考察する。

1. TPP 参加国内の原産地規則の統一（事業者の制度利用負担の緩和）

メリット：

- ・ TPP 領域内には、第 1 節で示したとおり、既に 28 の FTA が存在しているが、各 FTA を活用する際の原産地規則がそれぞれ異なっているところ、TPP を使えば、同じ原産地規則で FTA を活用することができる。
- ・ このメリットにより、事業者は、FTA ごとに原産地規則を確認したり、その確認手法を習得したりする時間と、規則ごとに異なる証明書類を収集し、保存する時間とコストを削減できる。

検討すべき点：

- ・TPPにおける原産地規則が、既存の FTA の規則より厳しいものになっている場合は、事業者にとっては、既存の FTA（の原産地規則）を使い続けた方が、原産性の証明やその継続的な管理のためのコスト等が低い場合がある。
- ・例えば、日マレーシア FTA では、84 類（機械類）、85 類（電気機器等）の全品目で「付加価値基準」と、比較的充足しやすい「6 桁関税番号変更基準(CTSH)」の何れかを選択して FTA 活用が可能なところ（注 3）、TPP で「6 桁関税番号変更基準」で FTA 活用ができる品目は一部に留まり（注 4）、冷蔵庫、洗濯機、一次電池、二次電池、掃除機、スピーカー、アンプなどで、「6 桁関税番号変更基準」での FTA 活用ができない。
- ・ASEAN の FTA では、一般規則が「40%以上付加価値基準」または「4 桁関税番号変更基準」となっており（注 5）、事業者が自社の製品の特性を鑑み、使い勝手の良い基準を選択することが可能な原産地規則となっているが、TPP では付加価値基準を使えない品目が多くある（注 6）。
- ・また、ASEAN の FTA の付加価値基準では、「積上げ方式」又は「控除方式」による計算が一般的であるところ、TPP で付加価値基準が選択可能な品目については、その計算方法を「積上げ方式」「控除方式」「重点価額方式」「純費用方式」から選択ができたり、そのいずれかのみが選択可能であったりしている。また、ASEAN の「積上げ方式」では、原産材料以外のコストも積上げられるのに対して、TPP の「積上げ方式」では、原産材料のコストのみ積上げ可能なので、違いに注意が必要である。このように、自社にとって使い勝手が良い方式を選択可能な反面、その選択のために、TPP の付加価値基準の規則（注 7）および考え方について十分な知識を身につける必要がある。

活用可能性：

- ・既に事業者が FTA を活用している場合は、通常は、TPP 活用時の関税率（TPP 税率）が、既存の FTA 活用時の関税率（FTA 税率）よりも低くなった時点で、既存の FTA から TPP の活用へ切り替えることが想定される。双方の関税率が同じであれば、TPP の原産地規則の方が充足が容易で、原産地管理コストがかからない場合に、TPP の活用へ切り替えることになるだろう。また、既存の FTA から新しい FTA(今回の場合

TPP)の活用により切り替えるかどうかについては、規則のみならず、証明制度にかかるコストなど他のコストにも依存することになる。

- ・「統一された原産地規則」というメリットが十分に活かされるためには、TPP への参加国が更に増えることが望ましい。

2. 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入（貿易手続きの円滑化）

これまで日本が締結してきた FTA では、すべて日本商工会議所が FTA 原産地証明書を発給する「第三者証明制度」での FTA 活用が可能であった。そして、「第三者証明制度」に追加して、メキシコ、ペルー、スイスとの FTA では、「認定輸出者自己証明制度」、豪州との FTA では「完全自己証明制度」の選択が可能となった。一方、TPP では、「第三者証明制度」は選択できず、豪州との FTA で導入された「完全自己証明制度」のみで、FTA の活用が可能となった。

ASEAN の域内 FTA では、一部の国で認定輸出者自己証明制度が導入されており、特にシンガポール、マレーシア、タイ、ブルネイ間で既に実施されている第一パイロットプロジェクトは日系企業にとって使い勝手が良い制度となっている。但し、まだ、制度自体が試験段階で、全体として導入が遅れている。また、ASEAN の認定輸出者自己証明制度は、原産品判定部分は第三者機関が行い、発給部分だけを事業者が行うことになっているため、日本が導入している認定輸出者自己証明制度や TPP の自己証明制度とはまた、方式が異なっている。

通常、関税の減免は、輸入通関時に申告することが求められる。輸入通関の書類がどんどん電子化されていく状況下で、既存の FTA では、通関時に FTA 原産地証明書の原本の提示を要求するものが多い。そのため、航空貨物や輸出から輸入までの時間が短い近隣の国との貿易では、発給機関への申請および原産地証明書の輸入者への原本の発送が輸入通関に間に合わず、FTA が使いにくい状況であった。自己証明制度は、それらの困難を解消する手段の一つである。

メリット：

- ・原産地証明書発給機関への費用の支払いが不要になる。日本商工会議所発給の場合、1 枚 2000～3000 円程度。証明書に記載される品目の数で手数料が加算される（注 8）。

(FTA 原産地証明書は、船積みごとに発給が必要。)

- ・発給にかかる時間が削減される。日本商工会議所の発給では、原産品判定登録を事前に済ませている場合で、原則 2 営業日。申請は Web で行えるが、原本の受領には、全国 25 箇所ある各地の商工会議所まで行く必要がある（注 9）。郵送での受け取りも可能だが、受領までに更に時間がかかる。
- ・原産地証明書の原本を船積みごとに輸入者に発送するコストと時間が削減される。通常、輸出者が国際速達郵便等で原産地証明書の原本を発送して、輸入者が受け取るまでに数日、費用が 1 発送あたり 500～1000 円程度かかる。電子データでの送信や、輸出者・生産者から事前に原産地証明書を送付しておき、それらに基いて輸入者が自己申告することが可能になることにより、その費用が削減できる。
- ・生産者が、発給機関に対し原産品を証明するための情報を開示することが不要になり、ビジネス上機微な情報の漏洩リスクが軽減される。

検討すべき点：

- ・第三者機関による原産品判定手続きがないため、既存の FTA 活用で、日本商工会議所のシステムを用いて原産品判定した製品を管理していた事業者は、事業者自身が自己証明制度での活用時にも、第三者証明と同等の手続きを自ら実施するための運用ルールを定めたり、システムを導入したりする必要がある。

活用可能性：

- ・原産地証明書の第三者機関への発給申請および輸入者への原本送付のコストや時間が削減されるメリットは大きい。
- ・TPP の活用を促進するためには、完全自己証明制度での FTA 活用を適切に行うための、事業者の仕組み作りを支援することが有効である。
- ・例えば、事業者が自己証明制度を現在の第三者証明制度の延長線上で活用したいと考える場合には、TPP 活用時にも、日本商工会議所の Website において、原産品判定の手続きが行えるようにし、その原産品判定を用いた原産地証明書を発給申請の部分でダウンロードできるような仕組みができると、事業者は TPP を活用する際に新しいやり方を導入する必要がなくなり、TPP を活用する際のハードルが低くなる場合がある、と考える。

3. 完全累積制度の実現

TPP では、複数の締約国における付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断することが可能な「完全累積制度」が導入された。この制度は、生産国のみで TPP の原産地規則を充足できない製品、部材に対する救済措置である。

通常の累積制度は、主に付加価値基準で用いられ、生産国と他の FTA 締約国の付加価値の合計が協定で定められた閾値を超える部材について、その部材の価額全体を原産品扱いする規定が多い。閾値を超えない部材に対する救済措置としては、例えば、ASEAN の地域 FTA では、締約国での付加価値が 20%を超える部材について、その付加価値部分のみの価額(価額全体の 20%以上閾値未満)の部分累積を認めている。完全累積制度では、輸出製品の原産性を判断する際に、たとえ締約国での付加価値が 20%未満の部材であっても、その部材の締約国における付加価値部分をすべて積み上げることを可能とする規定であり、救済の度合いが更に高い。

メリット：

- ・通常、生産国で FTA の原産地規則を充足できない製品、部材については、FTA 税率の適用が受けられないところ、TPP の完全累積制度を活用すれば、TPP 参加の複数国の少額の付加価値や加工工程を積み上げることで、原産地規則を充足しやすくなり、閾値を超えれば、TPP 税率の適用を受けることができるようになる。

検討すべき点：

- ・サプライヤーは、生産者に納入する製品の原産性について、完全累積制度がない FTA よりも詳細な情報を要求される可能性がある。
- ・例えば、サプライヤーは、生産者に納入する部材について、これまで、部材が原産品である場合に、原産品である、という情報だけを生産者に書面（サプライヤー証明）で連絡すれば良かったところ、基準の閾値を超えず原産品でない場合にも、原産割合が何%なのか、という詳細な情報の提供を生産者から要求されることが増える可能性がある。
- ・ASEAN の FTA で、付加価値基準採用時に原産地証明書上の価格記載要件が撤廃されない理由の 1 つとして、累積が使用可能な価額を明示することが挙げられている。原産地証明書のこのような運用は、サプライヤー証明の一つの手法であるが、原産地証

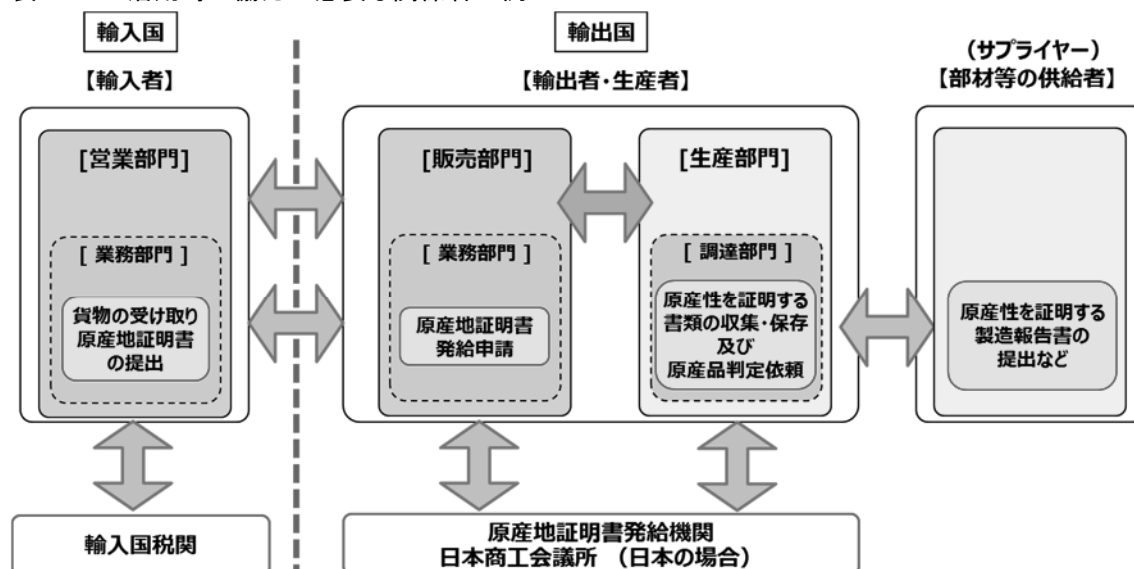
明書上の価格記載要件のデメリットの方が大きい場合があるため、価格記載については、事業者の選択性にすべきだと考える。

活用可能性：

- ・完全累積制度は、FTA 活用時に関税減免のメリットが大きいにも関わらず、付加価値基準の閾値が非常に高く、生産国のみで閾値を充足できない品目に対する救済措置として、有効である。
- ・ただ、事業者の立場からは、このような救済措置を活用せずとも FTA 活用が可能な原産地の基準が採用されることの方がメリットが大きい。
- ・実際のところ、累積制度を使わない場合でも、生産者が輸出製品の原産性を証明するために、部材のサプライヤーから原産材料である旨の証明書（サプライヤー証明）を取得するのが困難な場合がある。その理由として、①サプライヤーの FTA 原産地に対する知識が十分でない場合があること、②サプライヤー証明の提出には、手間とコストがかかるのに対して、適切なメリットをサプライヤーに還元することが難しいこと、などが挙げられる。TPP の完全累積制度では、サプライヤーが海外にいる場合での活用が増えるなど、情報の入手に更に時間やコストがかかることが想定される。
- ・また、サプライヤーが、原産品か否かという情報だけではなく、原産地規則を充足できない部材の、原産割合まで生産者である顧客に開示しなくてはならない、ということになると、FTA の活用に消極的なサプライヤーが更に増える可能性がある。（「付加価値基準の救済規定 トレーシング」（注 10 参照）
- ・つまり、完全累積制度を用いて付加価値基準の閾値を充足しようとする場合には、サプライヤーへの協力要請のための時間や手間についても想定しておく必要がある。
- ・サプライヤーによる能動的な（プロアクティブな）、完全累積制度の活用についても、同様の理由から、限定的であることが想定される。

参考までに次頁に、FTA 活用時に協力が必要な関係者の例を図示する。

表 3: FTA 活用時に協力が必要な関係者の例



(資料) 各種情報より著者作成

4. 広域 FTA 化による原産品輸送の容易化（立証負担の緩和）

通常、FTA では、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する必要がある。既存の FTA では、輸入国税関がこれを拡大解釈し、第三国で輸入通関が行われたわけでも、コンテナが開封されたわけでもないのに、船が第三国に寄港し、船の積み替えが行われただけで、非加工証明を要求されたりすることがある。これは、事業者にとって大きな負担である。

TPP では、すべての締約国を一つの領域とみなす広域 FTA であるため、締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持される。一方で、TPP 参加国は環太平洋に幅広く点在しているので、輸送過程で第三国を経由する可能性も高い。このような規定は、広域 FTA への参加国が増えれば増えるほど、メリットが大きくなる。

他方、ASEAN の域内 FTA では、参加国が近隣であるため、貨物が域外の第三国を経由することはほとんどないが、ASEAN+1 FTA では、例えば、ASEAN と中国の FTA で、香港、台湾などを経由する場合、非加工証明が取得できないと FTA が使えないことがある。

メリット：

- ・ TPP 参加国を一つの領域とみなすため、域内の国であれば、最終加工国と輸出国について、気にする必要がなくなる。例えば、他の TPP 参加国で生産した製品について、

日本で最終検査を行ったり、パッキングしたり、在庫を持ったりすることが容易になる。

検討すべき点：

- ・ **TPP 税率**が、共通譲許されていない品目について、このルール of 運用が複雑になる場合がある。つまり、輸入国がある品目について、**TPP 参加国**ごとに異なる **TPP 税率**を適用している場合、原則として、最終工程が行われた国（生産国）に対する税率が適用されることになるが、生産国以外の **TPP 参加国**で軽微な作業などが行われた場合、生産国の証明がしにくくなることなどが想定される（注 11）。

活用可能性：

- ・ この規定は、特に中継港や多くの近隣の国が参加している場合に、更にメリットが大きくなる。また、船が第三国の港に寄港しただけ、又は積替えが行われただけで、コンテナが開封されていない場合には追加書類を要求されないことが明示されることが望ましい。

第 3 節 上記以外の TPP 原産地規則についての考察

TPP では、かなり細かな規定が協定本文に含まれている。その中から、実務的にメリットのある条文の例をいくつか挙げる。

第 3. 22 条 表現の相違

各締約国は、原産地証明書における軽微な誤り又は表現の相違により自国が当該原産地証明書の受理を拒否してはならないことを定めることを規定

- ・ 実務的には、綴りの軽微な間違いや、原産性の判断に影響しない表現の相違等により、原産地証明書が否認されることがある。この規定は、輸入国税関のそのような判断を低減させることが想定される。
- ・ ASEAN の FTA では、運用規則（注 12）にこのような規則が含まれているが、実際には、軽微な誤りや表現の相違で FTA 原産地証明書が否認される例は生じている。

第 3. 29 条 輸入後の還付及び特恵の要求

各締約国は、自国の領域に輸入された時に産品が関税上の特恵待遇を受ける資格があったであろう場合において、輸入の日の後 1 年以内又は自国の法令で定めるこれよりも長い期間内に関税上の特恵待遇の要求を行う等の場合には、当該輸入者が当該産品について関税上の特恵待遇及び超過して徴収された関税の還付を申請することができることを定めること等を規定

- ・これまでの FTA では、関税の還付については、国内法による規定とし、輸入通関時に特恵待遇の申請をしなかった、もしくは適切な申請書類が間に合わない場合に関税の還付が受けられるか否かについては、輸入国ごとに対応が異なっていた。
- ・ASEAN では、タイにはこのような還付の制度があるが、インドネシアにはない。
- ・このような規定は、航空貨物など、急ぎの貨物で FTA 原産地証明書が間に合わなかった場合や、設備等 1 回限りの輸入で、金額が大きなものについて、FTA を使おうとする際に、輸入通関時に証明書の不備を指摘された場合などに、適切な修正が行いやすくなる。

附属書 3-B 必要的記載事項

価格記載要件がない。インボイス番号や日付が必須でない。

- ・原産地証明のための書類の必要的記載事項に価格記載要件がないことは、ビジネス上機微な情報を生産者と輸入者の間で共有する必要がなく、事業者にとってメリットがある。
- ・また、インボイス番号等は、1 回限りの原産地証明書の場合にのみ、インボイス番号がわかっているだけで記載することになっており、複数回有効な原産地証明書では、インボイス番号を要求されないこともメリットがある。(既存の FTA では、工場（輸出時）インボイスと輸入時インボイスが異なる場合に、どちらのインボイス番号を記載するのか、が明示的でなく、工場インボイスの番号を記載した場合には、輸入時に工場インボイスの提出が求められるなどの問題が生じている。)

一方、検討すべき点として、以下が挙げられる。

附属書 3-B 必要的記載事項

生産者、輸出者、輸入者の、電話番号や電子メールアドレスの記載が要求されている。

- ・製品の原産性については、事業者は、組織として対応する必要がある。また、担当者は変わる可能性があるため、上記の電話番号や電子メールアドレスは、個人ではなく、組織の番号やアドレスを記載することが望ましいと考えられる。
- ・既存の FTA では、企業登録時に担当部署や電話番号の記載はしているが、原産地証明書自体に、電話番号や電子メールアドレスの記載が義務付けられた例がないため、戸惑う事業者もあるかもしれない。この記載事項の追加により、比較的容易に輸入税関から問い合わせを受ける可能性が高いと感じる事業者もいるだろう。事業者の担当者の認識を高める上では適切かもしれないが、連絡先は会社として対応する形式にすべきである。

おわりに

WTO が GATT24 条で、加盟国に FTA の締結を認めていることは、たとえ例外としてであっても、貿易の無差別待遇を基本とする WTO の精神からは矛盾しているようにみえる。しかし、加盟国が FTA 締結により、多くの国との間で関税やその他の非関税障壁を廃止していくことが、将来的にすべての WTO 加盟国に対して、関税やその他の非関税障壁を削減することの準備となる、という考え方は理解できる。そして、この精神に即して FTA 原産地規則を考えるならば、規則は簡素で、貿易制限的なものでないことが望ましい。

本稿では、TPP 原産地規則のメリット、検討すべき点、その活用可能性について、ASEAN の原産地規則と比較しつつ、考察した。スパゲッティボール状態になっている FTA 原産地規則を統一していくためには、できるだけ多くの国が参加するメガ FTA で原産地規則について合意していくことが手法として考えられるが、実際には、特に品目別規則については、二国間 FTA より、メガ FTA の方が厳しい原産地規則になっていることが多い。

これは、多くの国が参加しているのだから、厳しい原産地規則であっても充足できるだろう、という考え方と、充足できることが想定されるのであれば、その証明にかかるコストはできるだけ下げたい、という事業者の考え方の対立であると考えられる。

過剰な通商規則で貿易を歪めるべきではない、と考えるならば、事業者に対する FTA 活

用時の負荷は低い方がよい。今回はメガ FTA であり且つ高位の規則を持つ FTA の例として、TPP 原産地規則を検討したが、TPP 領域内にすでにある 28 本の FTA 原産地証明書をそのまますべての TPP 参加国に適用可能くらいの自由さがあってもよい。他の例を挙げると、例えば、RCEP は ASEAN10 カ国と日本、中国、韓国、豪州、NZ、インドの 16 カ国が参加する FTA 交渉であり、この地域内でやりとりされる貨物は、機械工業や電子電機業界にとっては、地域内における付加価値が十分に高いことが想定される。ならば、Form D(ATIGA の原産地証明書)でも、Form AJ(日 ASEAN FTA の原産地証明書)でも、Form AI(ASEAN インド FTA の原産地証明書)でも、いずれかの原産地証明書が取得できていれば、そのまま RCEP 域内で FTA 活用させても問題ないだろうと考えるが、それは難しいだろうか。

企業は部材の調達先を複数化して、リスクマネジメントを行うことがある。また、どこまでの工程をどこの国で行うか、フレキシブルな対応が可能な方が、柔軟なサプライチェーンを組みやすく、ビジネスを行いやすい。しかし、このようなビジネスモデルは FTA 活用時に原産性を立証する資料の管理を複雑にする。客先ごとにカスタマイズした製品が望まれることも増えているが、大量生産された製品に比べると品番ごとに管理が必要なため、これも FTA 活用コストを押し上げる。

ビジネスのグローバル化には、モノ、ヒト、おカネ、そして情報の円滑な移動が必要である。FTA 活用が、却ってモノの移動の自由化を阻害するものとならないよう、多様化・広域化するサプライチェーンの中で、モノ、ヒト、おカネ、そして情報に関する円滑な移動の規則や運用が更に高位平準化されていくことを期待する。

<注>

1. ジェトロ HP 「世界と日本の FTA 一覧 (2017 年 12 月)」
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/8224a285c5cb4bd3.html>
2. 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP 「環太平洋パートナーシップ協定(TPP 協定)の概要」
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou.pdf
3. 日マレーシア EPA 付属書二 (第三章関係) 品目別規則 P443
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/malaysia/fuzoku02.pdf
4. 環太平洋パートナーシップ協定 付属書 3-D (品目別原産地規則) P1644~1713
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf
5. ATIGA, Chapter 28, Not Wholly Obtained or Produced Goods
https://www.iesingapore.gov.sg/~media/IE%20Singapore/Files/FTA/Existing%20FTA/ASEAN%20FTA/Legal%20Text/ASEAN%20Trade%20in%20Goods%20Agreement/Asean_Trade_In_Goods_Agreement_chaam_thailand_260209.pdf
6. TPP 協定の全章概要 (別添・付属書等) P59~66
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_fuzokusyo.pdf
7. TPP 協定 : 第 3.5 条 域内原産割合 P1459
https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_03-1.pdf
8. 日本商工会議所 第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル P70 発給手数料
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=70
9. 日本商工会議所 第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル P92 特定原産地証明担当 (発給)
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=92
10. TPP 解説書 原産地規則編 P24 「付加価値基準の救済措置 トレーシング」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/about_tpp_roo.pdf
11. TPP 解説書 関税編 P31 「【参考】物品貿易に関するその他の留意点 (2)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/about_tpp_tariff.pdf
12. ATIGA, Annex 8: Operational Certification Procedure,
Rule 16: Treatment of Minor Discrepancies
https://www.iesingapore.gov.sg/~media/IE%20Singapore/Files/FTA/Existing%20FTA/ASEAN%20FTA/Legal%20Text/ASEAN%20Trade%20in%20Goods%20Agreement/Annex8_Operational_Certification_Procedure.pdf

第4章 ASEAN への投資と TPP11 の投資規定

国士舘大学政経学部 准教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

助川 成也

第1節 ASEAN への直接投資

1. ASEAN にとっての直接投資

一国が工業化や産業高度化を実現するための基本的な要素として、物的・人的資本、資源、技術等の蓄積があげられる。更にそれらを教育など当該国が有する多様な生産要素賦存条件が支えることになる。

しかし ASEAN 諸国がそうであったように、第二次世界大戦後、多くの開発途上国が植民地から独立を果たした一方で、先進国と開発途上国との格差問題、いわゆる「南北問題」を解決し、経済発展をいかに実現するかが最大の課題であった。当時、開発途上国の発展を阻止する最大の障害は、先進国と開発途上国の関係、とりわけ「貿易」にあると考えられていた。国連貿易開発会議 (UNCTAD) の初代事務総長である R.プレビッシュ (*Prebisch*) は、当時、先進国がそのほとんどを抱えていた工業部門では技術進歩が起こりやすく、次々に新製品を開発することで自ら需要を創り出すことが可能であり、市場が拡大し易い。更に、高い需要は工業製品の価格上昇をもたらし、先進国の経済発展と労働者の高賃金に繋がる一方、開発途上国の産業の大半を占める農林水産品や鉱業品など一次産品部門については、同産品需要の所得弾力性は低く、世界経済が成長しても一次産品に対する需要は同じようには拡大しないとした (注 1)。その結果、南北貿易において、一次産品と工業製品との相対価格が一次産品にとって不利であり、そのため一次産品輸出国の経済成長率は低くなるとする「プレビッシュ＝シンガー命題」が提起された。つまり一次産品に対する世界需要の長期低迷と交易条件の悪化に関する仮説である。

しかし、1970 年代に発生した石油危機後の世界的な経済の低成長の中、開発途上国から一次産品収益に依存することなく経済成長を実現する国々、いわゆる新興工業経済地域 (NIES) が登場した。注目されるきっかけになったのが、OECD (1979) のレポート「The impact of the newly industrializing countries (新興工業国の挑戦)」(注 2) であり、これら国々の共通した特徴として、①工業部門の雇用水準の増大とその全雇用に占めるシェア

の急速な伸び、②製品輸出における市場シェアの拡大、③一人当たり実質国民所得の先進工業国とのギャップの急速な相対的縮小、が指摘され、急速に工業化していることが示されている。

通常、一国は、自らが有する生産要素賦存条件に応じた産業政策を策定、実行し、経済成長を目指す。しかし、開発途上国自らが自力で産業高度化を実現するには、それらを担う人的資源の開発を含め、相当な期間とコストが必要になる。特にシンガポール、韓国、台湾、香港等のアジア NIES の経済成長は、直接投資を受け入れることを通じて、先進国で開発・蓄積された技術や資本、知識、さらには企業経営ノウハウを、自らはその開発・蓄積コストを支払うことなく、工業化を目指す初期段階から利用できる「後発性の利益」(注 3) を享受出来たことを背景とする。実際に直接投資は、経営活動を行う企業、いわば経営資源の塊そのものの国家間の移動とも言われる(注 4)。アジア NIES 諸国は、外資規制の緩和により、先進国から直接投資の積極的誘致を通じて、経済成長を図ったのである。

アジア NIES 諸国の経済的台頭は、南北問題は世界経済・貿易システムの問題ではなく、開発途上国であっても適切な政策を実行すれば、経済開発を実現できるという、国単位の政策の重要性を示した。特に、アジア NIES は、先進国からの直接投資を受け入れることで、経済開発にかかる「後発性の利益」を享受した。

ASEAN については、1976 年以降、集団として「輸入代替型工業化戦略」を採ってきたが、1985 年のプラザ合意による世界的な構造変化を背景に、国毎に「輸出指向型工業化戦略」に転換、集団としても 1987 年に 10 年ぶりに開催した ASEAN 首脳会議で輸出指向型工業化戦略に転換した。首脳会議の「マニラ宣言」とともに発出された共同コミュニケ(注 5)では、「資本流入と近代技術の効果的な源泉としての外国投資の役割を認識し、首脳は、ASEAN への外国直接投資を誘発する措置を採用し、域内投資を推進し、ASEAN 諸国における投資機会を促進する合意を確認した」として、外国投資の重要性とその積極的な誘致を表明している。ASEAN は自らの工業化戦略を、政府主導から民間、特に外資系企業にその主要な役割を託したのである。

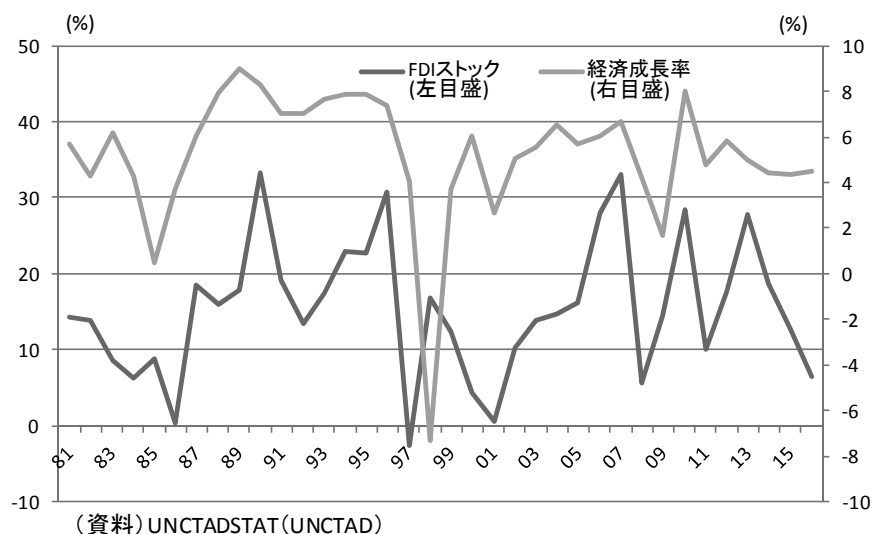
ASEAN は、「産業政策」を「直接投資誘致策」とほぼ同義的に位置付け、既にそれら技術や能力を有する外国資本を積極的に内部に取り込み、短期間での工業化、産業高度化を目指した。特に先進工業国に対しては、もはや生産や競争条件が合致しない産業や企業の生産ラインに焦点を当て、ASEAN は安価で豊富な労働力や法人税減免等の投資恩典、良好な生産・輸出環境を整備・提供し、「ASEAN での事業継続」を提示することで、直接投

資誘致を図ってきた。ASEAN は先進国ではもはや汎用となった生産ラインや技術を直接投資という形で断続的に受け入れることで、「雁行形態型発展」と「構造転換連鎖」により、経済開発面で先行国を追いかける「キャッチアップ型工業化」を実現していった。世界銀行はこれらを「東アジアの奇跡」と呼び称賛、フィリピンを除く ASEAN 原加盟国を「ハイ・パフォーマンス・アジア経済群」(HPAEs) と名付けた (注 6)。

ASEAN にとって直接投資は、自らの経済成長や産業の高度化を実現する「重要なツール」であり「糧」でもある。実際に ASEAN の直接投資 (累計) は経済成長を左右する傾向が見て取れる (図 1)。また ASEAN は、世界全体における自らの経済規模を常に上回る形で、外国直接投資を積極的に内部に取り込んできた。そのため ASEAN は自ずと経済環境や構造の変化、新興投資誘致競合国の出現など、特に外部環境や社会情勢の変化に敏感になり、その都度、様々な対策を採ってきた。

集団としての ASEAN もこれを支える。ASEAN 設立 50 年の歴史の中で、域内経済協力は 1976 年の「ASEAN 協和宣言」がその起点である。当初は、独立戦争を戦った ASEAN 各国ではナショナリズムが強く、反植民地感情や外資に対する警戒感から、ASEAN は外資を制限しながら工業化実現を目指す「輸入代替型工業化」を集団的に支援してきた。しかし、矮小な国内市場向けに特化した生産は、「高コスト化」と「慢性的な貿易赤字」体質を生み出し、程なく同政策の失敗が明らかになった。それら失敗の反省を踏まえて ASEAN 各国は、シンガポールがいち早く取り入れ、実績をあげていた外国資本をより積極的に活用する外資主導型の「輸出指向型工業化」に転換していった。ASEAN も前述の通り、1987 年の第 3 回 ASEAN 首脳会議で、これら工業化政策を集団的に後押しすることを決定した。

図 1 ASEAN の外国直接投資(累積)伸び率と経済成長率

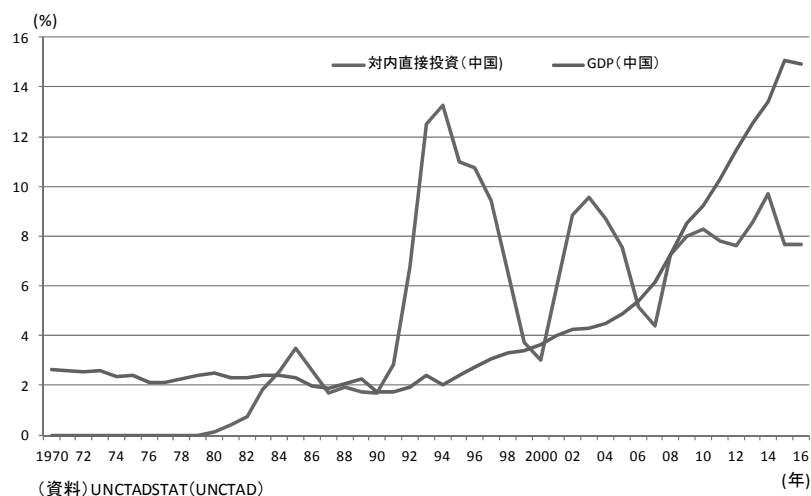


2. 環境変化に対応する ASEAN

ASEAN が恒常的に直接投資を集めるには、世界各国から「有望な投資先」として常に認識され、注目を浴びる必要がある。経済状況や投資環境の悪化、ライバルともなる新興投資誘致国の出現など、ASEAN は自らを取り巻く内外の環境変化などに敏感に反応し、その度毎に「単一市場の形成」や「統合の深化」に資する政策を打ち出し、有望投資先としての地位の維持・向上に努めた。

例えば、東アジアで最初の FTA と言われる ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) に乗り出したのは、欧米諸国での地域経済圏形成の動きと新興投資誘致国としての中国の台頭が動機である。具体的には、北米では米国とカナダとの自由貿易協定がメキシコを加えた北米自由貿易協定 (NAFTA) に昇華、南米ではメルコスール (南米南部共同市場) 構築が進んでいた。欧州では欧州連合 (EU) が誕生するなど、リージョナル化が急速に進展していた。近隣国に目を転じれば、中国は鄧小平最高実力者が南巡講話で、「社会主義計画経済」体制から「社会主義市場経済」体制への移行など改革開放を打ち出したことを契機に、これに呼応した外国企業の中国向け直接投資が急増した。実際に、当時中国の経済規模は世界全体の 2% 前後に過ぎなかったが、直接投資について 92 年は世界全体の 6.8% を、以降 4 年連続で 10% 台を、それぞれ吸収した (図 2)。

図 2 中国の GDP と対内直接投資の対世界シェア推移



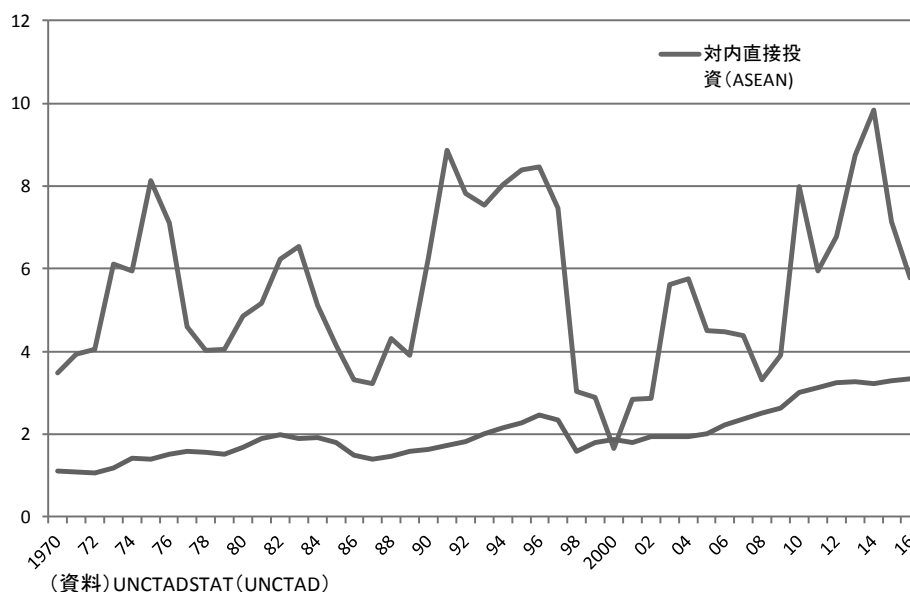
これらの外部環境変化に強い危機感を持った ASEAN は、自らも地域市場統合へ進むことで、外国投資に対する求心力維持を図った。これが AFTA の創設である。東南アジア諸国各々では、経済発展度合いや人口規模を鑑みても小国である。外国投資に対する「求心力の維持」という課題に対し、ASEAN は連携して共同行動をとるようになった。ASEAN は AFTA の下、1993 年から関税削減を開始し、15 年後の 2008 年迄に関税水準を 0～5% 以下に削減することを打ち出した。

しかし、経済環境の急激な変化は ASEAN に更なる行動を促した。1997 年 7 月にタイを震源地に ASEAN 全域を覆った「アジア通貨危機」である。アジア通貨危機により、ASEAN の経済は戦後初めてマイナス成長（▲7.3%）に陥るなど、ASEAN にとって第 2 次世界大戦以降で最も深刻な経済危機となった。多くのメディア解説者や学者はアジア通貨危機により、「ASEAN 諸国は金融危機によって自らの『貝』に引き篋もり、AFTA は頓挫する。AFTA は事実上死んだ」（注 7）とみてきた。しかし ASEAN はこれら危機に際し、AFTA の最終目標「関税率 0～5%以下」を「関税撤廃」に深掘りし、更には関税撤廃の前倒し実現を打ち出した。先発加盟国は 2010 年を、後発加盟国は 2015 年を、それぞれ新たな関税撤廃期限に設定した。大方の見方を裏切る ASEAN の自由化深掘り・加速化の表明は、国際社会から驚きと称賛の声をもって迎えられた。

しかし、ASEAN は AFTA の深掘り・前倒しのみでは、自身の埋没は避けられないと考え、新たな目標を打ち出した。2003 年 10 月に発出した「ASEAN 第二協和宣言」において ASEAN は、2020 年迄に ASEAN 共同体構築を目指すことを打ち出した。この中で核

となるのは「ASEAN 経済共同体」であり、加盟各国の国内事情に配慮しながら、緩やかに部分的な統合や自由化を目指す。ASEAN が大風呂敷にもみえる「経済共同体」という名称を使った狙いは、ここでも外国直接投資を ASEAN に惹き付けることにある。ASEAN 事務局のセベリーノ元事務総長はその回顧録の中で、当時、シンガポールのゴー・チョクトン首相が『アジア通貨危機以降、ASEAN の外国投資を誘致する力が弱体化する中で、統合の深化が（外国投資を惹き付ける）唯一の方法』と考えており、ASEAN は地域統合に真剣であり、統合を実現すべく前進する意思を、投資家に理解させなければならないと ASEAN の首脳達が考えたことが、『経済共同体』という言葉を使用した理由」と述べている（注 8）。これら AFTA の加速化や経済統合への歩みは「海外投資の ASEAN 離れ」を懸念する ASEAN の「強い危機感」の裏返しである。その結果、ASEAN は 2001 年を除き、常に自身の世界全体に占める経済規模水準を上回る形で直接投資を吸収しており、それが経済成長の原動力になっている（図 3）。

図 3 ASEAN の GDP および対内直接投資の対世界シェア



第 2 節 ASEAN と TPP

1. ASEAN にとっての TPP と CPTPP のインパクト

ASEAN は自らの統合の深掘りと東アジア地域における FTA のハブ化を投資誘致の二

本柱に据えてきた。ASEAN は前述の通り AFTA を核とする AEC 構築により統合の深掘りを通じて、また同時に 2000 年代に入り、日本、中国、韓国、豪州・NZ、インドとの FTA、いわゆる 5 つの「ASEAN+1FTA」を構築した。更に 2017 年には、5 つの「ASEAN+1FTA」に、香港との FTA も加えるなど、「東アジア地域における FTA のハブ」を目指すことで、投資受け入れ国としての魅力を高めてきた。

ASEAN 加盟国各々では、経済規模や人口などの面から投資先としての魅力に欠ける国が多いが、ASEAN としてまとまることで、人口 6 億 2 千万人を抱える統合市場・生産拠点を演出し、更には東アジアの FTA のハブになることで、ASEAN の何れかの国に拠点を置けば中国や日本、インドなど東アジアの主要市場に有利な条件でアクセス出来る環境を創出することで、投資先としての魅力を増幅させた。

しかし、その構図は環太平洋経済連携協定 (TPP) などメガ FTA の登場で変質の危機に瀕した。TPP は 2015 年 10 月に大筋合意、翌 2016 年 2 月 4 日には参加 12 カ国で署名に至った。TPP は人口 8 億 1,790 万人と世界全体 (73 億 8,301 万人) の 11.1% を占めるに過ぎないが、その経済規模は世界全体の約 4 割 (38.3%) を占める。TPP には ASEAN からブルネイ、シンガポール、マレーシア、ベトナムの 4 カ国が参加、これら国々は米国を筆頭に、カナダ、メキシコなどこれまで ASEAN と FTA がなかった国々に有利な関税または無税でアクセス出来、更に TPP は「21 世紀の地域貿易協定」(注 9) のモデルとすることを目指して交渉してきたこともあり、輸出競争力向上が期待されていた。

その一方、TPP に参加していないタイ、インドネシア、フィリピンなどは、TPP 不参加に伴う貿易転換効果で、経済面で負の影響を被ることや、投資誘致面で TPP に参加する ASEAN 加盟国の後塵を拝する懸念から、自らも TPP に遅れて参加する方向で検討していた。例えばインドネシアは、2015 年 10 月にジョコ大統領が直接オバマ大統領に対し、将来的に TPP に参加する意向を表明、これを踏まえてインドネシア政府は今後 3 年以内に TPP に参加する方向で、ワーキンググループを設置し検討を進めていた (注 10)。

しかし 2017 年 1 月に、米国で反 TPP を掲げたトランプ大統領が就任、同月「永久に離脱する」とした大統領令に署名、TPP からの離脱を正式に表明した。米国抜きの TPP に対し、ASEAN の TPP 未参加国の TPP への参加機運は一気に萎んだ。タイのソムキット副首相は、タイが参加しないまま TPP が発効した場合の輸出機会の損失、参加した場合の国内小規模事業者へのダメージなどを考えれば、「タイの立場としては TPP が頓挫した方がメリットは大きいだろう」とコメントしている (注 11)。

米国の TPP 離脱表明に加え、中国・韓国など米国の貿易赤字国を念頭に置いたセーフガード措置の発動（注 12）、それに対する中国の報復措置の検討など保護主義・相互主義的な通商政策、英国の EU 離脱など保護主義が至る所で萌芽している中、離脱表明の翌 2 月の日米首脳会談でトランプ政権が米国抜きの TPP 推進を容認したことから、日本は米国を除いた形での「TPP11」形成に方針転換、日本を除く 10 カ国への働きかけを強めた。その結果、2017 年 5 月にベトナムで開かれた TPP11 カ国による閣僚会議で、引き続き TPP を推進することで合意した。米国抜きの TPP について、マレーシアやベトナムに代表されるが、米国市場へのアクセス向上・拡大のメリットがあったからこそ、国内の反対を押し切って、自由化で譲歩した分野が多数ある。それら国々からは TPP11 形成について消極的な意見も根強かった。ASEAN にとって「TPP は米国」を意味し、また米国の TPP 参加により「より多くの直接投資を惹きつけられる」と目論んでいた。米国抜きの TPP11 で痛みを伴う国内構造改革が求められるのであれば、「割に合わない」というのが本音であろう。

日本、豪州、NZ 等は「一部条項を凍結して TPP11 を早急に発効させ、後年、米国が TPP への再参画を決断すれば、その際に凍結を解除する」という手法を参加国に提案、将来、米国の再参加の余地を残す形で交渉を進めた。当初、11 カ国から出された凍結要望は 50 項目に及んだが、市場アクセスなど自由化が後退しないよう注意を払いながら日本が主導して調整、凍結項目数を圧縮した。例えば、繊維製品の関税削減・撤廃の条件である原産地規則について、アジアでは「二工程ルール」が広範に使用されており、織りと裁断・縫製の二工程を行うことが原産国としての条件である。一方、TPP では米国が交渉に際し TPP 域内で糸から作る「ヤーンフォワード」（三工程）ルールを強硬に主張、最終的にベトナムが折れる形で三工程ルールとなった。TPP11 での交渉では、ベトナムが同ルールの見直しを求めた模様であるが、他の項目と異なり原産地規則は TPP の関税減免制度運用の根幹であり、市場アクセスに直接的に影響する同規則の凍結は困難として、日本が粘り強くベトナムを説得、最終的に同項目は凍結項目から外された。

このように日本が主導する形で凍結項目の絞り込み交渉を行い、アジア太平洋協力会議（APEC）に合わせて 17 年 11 月に開催された TPP11 閣僚会議で 20 項目を凍結することで大筋合意に達したことを発表した。しかし 4 項目（注 13）については依然として論点が残し、協議を継続して解決策を探ることになった（注 14）。また、11 カ国による TPP を「包括的及び先進的な環太平洋経済連携協定」（CPTPP ; Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）と名付けた（以降、TPP11 を CPTPP と表記

する)。

2018 年 1 月に日本で開かれた TPP 主席交渉官会合で、残る 4 項目の扱いについて協議し、マレーシアが強く凍結を求めていた国営石油会社ペトロナスの優遇禁止に関するルールや、ブルネイが凍結を主張した石炭産業の外資規制緩和の 2 項目について凍結項目への追加で合意、最終的な凍結項目数は 22 項目となった。一方、カナダの自国産コンテンツの優遇（文化例外）や、ベトナムが自由な労働組合の結成を認める労働法制の整備の猶予期間については、当事国と各国とが二国間で協定外の付属文書に書き込むなど「実質的凍結」で最終決着した。その決着を踏まえ、18 年 1 月の世界経済フォーラム年次総会・ダボス会議に登壇したカナダのトレッド首相は、CPTPP が最終合意に達し、2018 年 3 月にチリで 11 カ国が揃って署名することを報告、歓迎された。CPTPP は署名後、署名国のうち少なくとも 6 カ国または半数の「少ない方」の国内手続き終了後 60 日で発効するが、各国は 2019 年の発効を目指し、国内手続きに注力する。

「米国抜き」の CPTPP が 18 年 3 月に正式に署名されることになったことに対し、米国トランプ大統領は TPP への復帰検討を突如表明した。前述の世界経済フォーラムに際し、トランプ大統領は、「全ての利益に合致する場合、TPP 加盟国と個別またはグループで交渉することを検討する」ことを表明した。ただし「従来よりもよい協定になるならば」とも付け加えるなど、再交渉を前提に TPP 復帰に言及した。TPP は複雑な利害を調整した「ガラス細工」とも言われており、米国による事実上の再交渉要求に対し、各国の更なる妥協の余地は小さい。そのため、米国が仮に TPP に復帰する場合、協定を CPTPP からオリジナルの TPP に戻すとともに、CPTPP の交渉に際し、カナダ、ベトナムの凍結要望事項について「実質的凍結」で局面を打開したように、米国トランプ政権の関心事項に対し、別途協定外で取り決めることなどが出来れば、再び米国が TPP に復帰し、再び自由貿易のモメンタムが回復する可能性がある。

実際に米国や残る 11 カ国が、米国の TPP 復帰に向けて検討が開始された場合、タイやインドネシアなど、一旦は米国の TPP 離脱宣言で参加検討作業が止まった国々を刺激する可能性がある。2018 年 1 月の TPP 主席交渉官会合後の記者会見で、茂木経済再生担当大臣は CPTPP の参加国拡大について、「関心のある国々に対しては情報提供等々を行いながら、発効後は TPP の拡大も視野に入れていく」と述べている（注 15）。タイやインドネシアなどは、米国が果たしてどこまで本気で TPP 復帰を考えているのか値踏みしている。

2. 高まる投資規律策定の重要性

外務省（注 16）によれば、2016 年 10 月 1 日時点で海外に進出している日系企業の拠点数は 7 万 1,820 拠点であった。このうち最大は中国が 3 万 937 社で全体の 43.1%を占める。一方 ASEAN10 カ国では 1 万 33 社（注 17）、比率で 14.0%である。この両地域が含まれる東アジア地域包括的経済連携、いわゆる RCEP 参加国に進出している企業数は 4 万 7,179 社と実に全体の 65.7%を占める。一方、TPP については、米国が参加していた場合、1 万 5,630 社で 21.8%を占めていた。米国が抜けた CPTPP での数は 7,208 社（同 10.0%）と半減する。

一方、サプライチェーンを考えるうえで、製造業に絞って企業数をみると、ASEAN が 4,353 社で全体の 24.3%を占め、中国（3,641 社）を上回る。これら両国・地域が入った RCEP における製造企業数は 1 万 15 社で同 55.8%を占める。TPP については 5,873 社（同 32.7%）、米国が抜けた CPTPP では 2,707 社、全体の 15.1%のシェアを占めるなど、よりインパクトは大きい。

近年、これら海外進出日系企業の安定した事業環境の創出は、日本にとって重要な経済アジェンダになっている。日本は貿易で稼ぐ「貿易立国」と言われて久しいが、2011 年の東日本大震災以降、原子力発電所の全国的な停止が影響し、度々貿易赤字に転落した。その一方で、近年、日本は投資で稼ぐ「投資立国」とも言われ始めている。財務省によれば、2016 年末時点で日本の対外資産残高はほぼ 1,000 兆円規模（997 兆 7,710 億円）であり、日本の GDP（2016 年：538 兆 4,458 億円）の約 1.9 倍の規模である。

国際収支表で 2017 年の経常収支は、21.9 兆円の黒字（前年比 1.5 兆円増）と金融危機前の 2007 年以来 10 年ぶりの高水準を記録した。経常収支黒字に大きく寄与しているのは、直接投資収益と証券投資収益が含まれる第一次所得収支であり、その黒字額は 19.7 兆円で貿易収支黒字（4.9 兆円）を大きく上回り、経常収支黒字の大半を投資で稼ぐ構造になった。

これら ASEAN において日本企業が投資に関して問題を抱える場合も少なくない。国によっては致し方ない課題もあるが、在 ASEAN 日系企業が抱える投資環境面でのリスクについて、進出企業の 64.0%が「人件費の高騰」を挙げ第 1 位であった。これに「現地政府の不透明な政策運営（産業政策、エネルギー政策、外資規制など）」が第 2 位（同 35.6%）

で続く。また第4位に「法制度の未整備・不透明な運用」が33.3%で、また第7位には「行政手続きの煩雑さ（許認可など）」（同30.5%）など、進出先国政府の政策やその運用に起因する投資環境面でのリスク項目が上位に入っている（表1）。

表1 在ASEAN日系企業の投資環境面でのリスク

順位	項目	回答数	シェア
1位	人件費の高騰	1,548	64.0
2位	現地政府の不透明な政策運営(産業政策、エネルギー政策、外資規制など)	862	35.6
3位	インフラの未整備	812	33.6
4位	法制度の未整備・不透明な運用	805	33.3
5位	従業員の離職率の高さ	800	33.1
6位	税制・税務手続きの煩雑さ	772	31.9
7位	行政手続きの煩雑さ(許認可など)	738	30.5
8位	不安定な政治・社会情勢	694	28.7
9位	労働力の不足・人材採用難(専門職・技術職、中間管理職等)	641	26.5
10位	ビザ・就労許可取得の困難さ・煩雑さ	624	25.8
	有効回答	2,419	100.0

(資料)在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(ジェトロ、2017年度)

このような状況の中、海外投資に関する規制を可能な限り削減・縮小し、自由・円滑に投資出来る環境を整えるとともに、投資家と投資財産を保護する役割を担うのが投資協定である。投資協定が国際的に同一規則であれば、投資家である企業にとって、投資に関する付属的な手続きが均一化し、手続きコストやリスクをより管理し易くなる。しかし、これまで幾度となく多国間による投資協定策定の必要性が叫ばれてきたものの、残念ながら現在までに、投資全般に関する多国間の規律枠組みは存在しない。このため、多国間で適用される投資規律枠組みが登場するまでは、二国間や複数国の間で協定を個別に締結し、自ら良好な投資環境を創り出す努力が必要となる。

投資協定は、「投資保護協定」と「投資保護・自由化協定」がある。前者は、投資受入国による収用や法律の恣意的運用などのリスクから投資国の投資財産や投資家を保護する目的で締結されてきた伝統的な協定である。投資後において、相手国の投資家及びその投資財産に対し、自国の企業に与えている待遇より不利でない待遇を与える「内国民待遇」や、相手国の投資家及びその投資財産に対して、第三国の投資家に与えている待遇より不利でない待遇を与える「最恵国待遇」、投資財産に対する公正衡平な待遇、収用補償、送金の自

由、締約国間の紛争処理、投資受入国と投資家との間の紛争処理などを主要な要素とする。後者は、NAFTA の投資章に代表されるが、投資後に加え投資許可段階を含めた内国民待遇・最恵国待遇や、投資を歪曲する効果があるとされるパフォーマンス要求（PR）の禁止等の規定を盛り込んだものである（注 18）。その両方を含んだものを広義の国際投資協定（International Investment Agreement: IIA）と呼ぶ。国際連合貿易開発会議（UNCTAD）では、IIA を二国間投資協定（Bilateral Investment Treaties ; BITs）と投資章など投資条項を内包する「投資条項付き協定」（Treaties with investment provisions ; TIPs）とに分けている。

これまで世界の投資協定は二国間で締結する「二国間投資協定（Bilateral Investment Treaties;BIT）」が主流であった。世界で急速に FTA 数が増大している中で、BIT と同様の投資章を設けるなど TIPs の要素を兼ね備えた FTA も少なくない。UNCTAD によれば、2018 年 2 月時点で BIT の総数は 2,952 本に達し、うち発効しているのは 2,363 本である（注 19）。また、投資章など投資条項付き協定 TIPs は全体で 374 本、うち発効しているのは 310 本である。CPTPP や RCEP は後者に属することになるが、IIA 全体でその数は 3,326 本にのぼる。

二国間投資協定を最も広範囲かつ数多く締結しているのはドイツでその数は 133 本のほり、うち 129 本が発効するなど、ドイツは自国企業の海外展開に際し、投資保護・投資環境整備を最も積極的に行っている。これに中国が 129 本（うち発効 110 本）、スイス 114 本（同 112 本）で続く。一方日本は 28 本（同 24 本）（注 20）であり、企業の海外進出が広範囲に亘っている割に、他の主要国と比べるとその数は少ない。ASEAN においてもマレーシアの 66 本を筆頭に、ASEAN 原加盟国の BIT 本数は日本より多い。

表 2 ASEANと日中韓の国際投資協定締結状況

	二国間投資協定		投資条項付き協定	
		うち発効		うち発効
ブルネイ	8	6	19	16
カンボジア	23	12	16	14
インドネシア	42	26	16	14
ラオス	24	21	17	14
マレーシア	66	49	24	20
ミャンマー	9	6	16	13
フィリピン	37	32	15	13
シンガポール	44	36	31	28
タイ	39	36	23	20
ベトナム	61	47	23	18
ASEAN	—	—	14	12
日本	28	24	20	19
中国	129	110	21	19
韓国	94	88	19	17

(注)2017年11月時点。

(資料)International Investment Agreements Navigator (UNCTAD)

多数国間での投資協定は、1994年に策定され98年に発効した「エネルギー憲章条約」のみである。ここでは、エネルギー原料・製品の貿易および通過の自由化やエネルギー分野における投資の自由化・保護等について規定している。

3. 多国間での投資規律策定に向けたこれまでの動き

これまで主に投資に関する規律策定の役割は、先進国グループの経済開発協力会議（OECD）が中心となって果たしてきた。1961年にOECDは「資本移動自由化規約」を策定、ここで特定の留保以外は原則、資本取引自由化を明記するなど、クロスボーダー投資の自由化に寄与してきた。新興国の台頭に伴い、同規約は2012年6月以降、OECD非加盟国も参加出来るようになったが、実際の参加は限られている。

またOECDは1976年、「多国籍企業行動指針」を策定、加盟国政府の責任ある行動を勧告している。同行動指針は、「OECD国際投資および多国籍企業に関する宣言」に参加する42カ国政府により採択されており、OECD参加国政府が多国籍企業に対し、自主的に実施することを期待する、責任ある行動に関する「勧告」とされており、法的拘束力はない。また、時代に即してその都度改定されており、改定は既に6回を数える。現在までに同指針の参加国はOECD加盟35カ国の他に非加盟11カ国が参加しているが、残念ながらASEANの国々は参加していない。

また、1995年にOECD閣僚理事会は、高い水準の投資の保護・自由化、効果的な紛争

解決手続きを含む「多数国間投資協定（MAI）」の交渉開始を決定した。ここでは主に、①投資の自由化、②投資保護、③紛争解決手続き、④労働と環境、を柱に、設立前段階を含め、投資における最恵国待遇義務および内国民待遇義務を一般的義務として規定したり、紛争解決手続きでは、国家間の紛争解決手続きの他に、投資家・国家間の紛争解決手続き（ISDS）を規定する協議が進められていた。

しかし、97年にアジア通貨危機が発生し、資本移動の自由化に対する支持が低下したこと、協定の対象から「税」を外したことに対する産業界の関心の低下、交渉に途上国の意見が反映されないことに対する批判の強まり、過度な自由化義務、一般例外の扱い、環境・労働等の配慮等について議論が紛糾したこともあり、1998年12月の非公式 MAI 協議において交渉中止を決定した（注 21）。

また、関税と貿易に関する一般協定（GATT）や GATT が発展的に解消する形で設立された世界貿易機関（WTO）など多国間交渉でも、投資に関する多国間協定を設定する話は何度も持ち上がっている。しかし現在までに WTO では、WTO 協定の一部を成す付属書 1A「貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）」があるのみである。当初、TRIMs について、GATT ウルグアイラウンドでは、広範な投資関連措置の規律策定を目指していたが、当時、モノの貿易しかカバーしていない GATT で、サービス、知的財産権、投資等の「新分野」は扱うべきではないとして、インドやブラジルなど途上国側の代表格が強く主張し、対立が先鋭化したのに対し、GATT 事務局マトゥール次長は「Trade related（貿易に関連する）」を頭に付け、GATT の枠組みの下での協定であることを明示することを提案、一気に局面が打開したという（注 22）。

結果的に、物品の貿易にかかる分野に限定した協定として TRIMs 策定が合意された。TRIMs では、特にローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限（国内販売要求）などの措置を明示的に禁止している。また、禁止対象の投資制限措置には、法律等により強制的に課されるものに加え、補助金や免税など優遇措置を得るための条件とされるものも含まれることを規定している。発展段階に応じて、先進国は 2 年、途上国は 5 年、後発開発途上国（LDC）は 7 年の猶予が与えられた。中でも自動車分野を中心にローカルコンテンツ要求について ASEAN 各国から経過期間の延長申請が行われたが、2003 年には経過期間が終了、現在までに WTO 加盟国全てで順守が義務付けられている。

WTO 発足後、「投資」に関する規律について改めて交渉を求める声があがっていた。WTO が発足して最初の閣僚会議は 1996 年にシンガポールで開かれた。ここでは、新たなラウ

ンド立ち上げを目指し、今後の追加交渉範囲について議論、いわゆる「シンガポール・イシュー」として「競争」、「貿易円滑化」、「政府調達 transparency」に加え、「投資」の4分野が新規交渉分野候補になった。ただし同閣僚宣言で、「貿易と投資」に関しては、「交渉を将来行うとしても、交渉についての明示的なコンセンサスによる決定が WTO 加盟国間でなされて初めて行う」ことが明記された。

99年の第3回シアトル閣僚会議では、先進国と途上国とが対立するとともに、NGOが会議場周辺で抗議活動を行うなど大荒れ模様となり、新ラウンド立ち上げに失敗した。途上国側は、シンガポール・イシューを WTO 交渉に議題として入れることに最後まで反対した。2001年に新ラウンドとして漸く「ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）」の開始が決定されたが、交渉の対象範囲について2002年のWTOの貿易と投資作業部会で、途上国はWTOに新たに投資ルールを設けることに強く反対、「交渉についての明示的なコンセンサス」を得るには至らず、結局はドーハ・ラウンドの交渉対象から外された。ドーハ・ラウンドの交渉の枠組みは、2004年の一般理事会で漸く決まったが、ここではウルグアイラウンド終了時から予め交渉を行うことが決まっていた「ビルトイン・アジェンダ」として、農業、サービス、そして、非農産品市場アクセス（NAMA）、開発、ルール、貿易円滑化などが交渉されることになった。シンガポール・イシューの中では、「投資」が交渉対象から外され、貿易手続きの透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の交渉を行う「貿易円滑化」だけが交渉範囲に組み込まれた。

4. TPPにおける投資条項

WTOでの多国間投資規律の交渉入りは失敗に終わったが、投資以外の分野でも交渉は難航、その結果、WTO多角的貿易交渉の先行きに幻滅した各国は、自ら関心国との間でIIA要素を含んだFTA締結に舵を切った。その中でも「21世紀の地域貿易協定」のモデルを目指したTPPは、世界のGDPの38.3%（注23）、人口でも11.1%を占めるメガFTAであり、TPPで高い水準の投資規律が策定されれば、域内投資活動の活発化とともに、他の協定への波及効果も期待できた。以降、TPP協定第9章「投資章」の内容を概観する。

TPP協定第9条「投資章」の基本構造は、2012年の米国モデルBIT4（model bilateral investment treaty）を忠実に模倣している。投資章がA節（実体的投資保護規定）とB節（ISDS手続き規定）に分かれているのは、米国モデルBITと同じであり、また、数多くの条文が米国モデルBITの文言をそのまま用いている（注24）。

内閣官房によれば、TPP 協定の第 9 章「投資」の特徴として、①高いレベルの投資自由化と保護を規定、②ネガティブ・リスト方式の採用、③投資財産の設立段階および設立後の「内国民待遇」および「最恵国待遇」、④投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護および保障、⑤特定措置の履行要求（現地調達、技術移転等）の原則禁止、⑥正当な補償等を伴わない収用の禁止、そして⑦投資家と国との間の紛争の解決（ISDS）手続き、をあげている。

TPP で対象となる「投資財産」は広範で、企業による直接投資、株式、出資その他の形態の企業の持分、債券、社債、金融派生商品、知的財産権、プラント建設、契約に基づく権利などが含まれる。TPP ではネガティブ・リスト方式を採用しているが、これは附属表において自由化の例外として不適合措置を列挙するものである。ネガティブ・リスト方式では、a)設立段階と設立後の内国民待遇・最恵国待遇、b)パフォーマンス（PR）要求の禁止、c)役員国籍要求、について適用しない分野を付属表で記載している。ここの記載された例外（不適合）措置は、現行措置と締約国が将来における完全な裁量を求める措置及び政策から成るが、現行措置では、締約国が将来当該措置をより制限的なものとししない義務および（将来当該措置の自由化を行った場合）その自由化の水準を保証する義務を受け入れることが求められている。これはラチェット条項と呼ばれ、ラチェット（爪車）は「逆方向回転を防止する一種の歯車」を意味し、規制措置の水準を自由化と逆の方向に後退させない規定である。この条項によって、自由化水準の維持が約束され、投資家にとって予見可能性が向上する効果が期待できる。ただし、包括的な留保、いわゆる「将来留保」をした分野にはラチェット条項は適用されない（注 25）。

その他にも、9.10 条（特定措置の履行要求）では、輸出義務やローカルコンテンツ規制、技術移転義務などが禁止されることに加え、投資家が締結するライセンス契約に関し、ロイヤルティー率や契約の有効期間に関し政府が介入することを禁止する規定が盛り込まれる等、要求を禁止すべき特定措置の範囲がより広がり、投資家の保護水準がより高まっている。このほか 9.17 条では、企業の社会的責任（CSR）に関し、企業の取り組みを締約国が奨励することの重要性を確認する規定について、投資章の中に初めて明示的に置いた。企業の CSR については、労働章（19.7 条）、環境章（20.10 章）にも盛り込まれており、自国で活動する企業が投資・労働・環境分野に関する CSR にコミットメントすることを奨励するよう TPP 締約国に求めるなど、TPP の先進性・革新性の一端が表れている。

TPP では広範囲にパフォーマンス要求の禁止が盛り込まれ、TPP 参加国への投資面で

の予見可能性の向上に繋がっている。例えば、投資協定では、投資受入国が投資活動の条件として、投資家に以下のような要求を行うことを禁止している。

投資活動における履行要求が禁止される特定措置（パフォーマンス要求の禁止）

- (a) 一定の水準又は割合を輸出すること
- (b) 原材料を現地で調達すること
- (c) 現地の物品・サービスを購入・使用すること
- (d) 輸入額（量）を、輸出額（量）や投資財産に関する外貨流入量に関連づけること
- (e) 当該投資家が行う現地販売について、輸出額（量）や外貨獲得量に応じて制限すること
- (f) 輸出を制限すること（輸出のための販売を制限することを含む）
- (g) 特定の国籍を有する者を役員に任命すること
- (h) 技術移転
- (i) 投資受入国内に事業本部を設置すること
- (j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること
- (k) 一定の水準又は価額の研究開発を現地で達成すること
- (l) 当該投資家が特定地域に向けて生産する物品・提供するサービスを、自国区域のみから供給すること
- (m) ロイヤリティの額、率を一定の水準以下すること

（出所）「投資協定の概要と日本の取組み」（平成 28 年 3 月）経済産業省

ただし、全ての協定がこれら項目を全て禁止している訳ではなく、どの措置を禁止しているかは、協定毎に異なる。また(g)～(m)の 7 項目については、投資受入国が税の優遇や補助金等投資家に対する利益の付与を行うことを条件として、投資家にこれらを要求することは、協定上、許されている。

日本は ASEAN の TPP 参加国であるシンガポール、ベトナム、マレーシア、ブルネイと各々経済連携協定（EPA）を締結している。この中に投資規律は各々「投資章」として組み込まれている。これら EPA と TPP の中身を比較すれば、日本が従来締結してきた EPA を TPP が補完・補強するものであることが分かる。

例えば、日マレーシア EPA や日ブルネイ EPA では特定措置履行要求、いわゆるパフォーマンス要求（PR）の禁止について、WTO の TRIMs レベル、いわゆる最低限の水準に止まっている。TRIMs では、輸出制限、ローカルコンテンツ要求（原材料や物品・サービスの現地調達要求）、輸出入均衡要求は、「貿易歪曲効果が強い投資措置」として禁止されている。一方、輸出要求、国内販売制限、役員国籍要求などについては禁止が約束されていなかったが、TPP によって PR の禁止が強化された。

日シンガポール EPA では最恵国待遇については、参入段階、参入後の双方で対象外であった。そのため、TPP の投資章は、既に EPA に投資章があっても、その対象範囲や水準

はより深掘りされており、EPA を補完する役割が期待されている。

通常、禁止される PR は最大で 12 項目に及ぶ。TPP では、①自国民雇用要求、②事業本部要求、③研究開発要求、らの禁止については協定に明記されていないが、それ以外の措置は全て禁止された。

また、約束の遵守義務、いわゆるアンブレラ条項は、現地子会社等当該国の投資財産と投資受入国政府との間で、例えば、インフラ整備や資源開発に関する許可、投資インセンティブの付与など、投資受入国が個別の投資に関して契約等を通じて負った義務の履行を義務付ける規定である（注 26）。受入国政府が約束に違反した場合、契約違反に基づく国内裁判に加え、投資協定違反に基づく国際仲裁が利用出来る。

実際、TPP 投資章にアンブレラ条項は盛り込まれてはいないが、同章 ISDS 節（B 節）で、投資契約を含む「投資に関する合意」から生じる紛争を ISDS に付託し得ることが認められている（注 27）。ここで、「投資に関する合意」とは、①天然資源に関する権利、②公共サービス（発電、配水等）を提供する権利、③インフラ（道路、ダム等）の整備事業の権利、を付与する合意（投資家と投資受入国の間の合意）を指す（注 28）。その結果、企業が投資受入国との間でインフラ整備に関する契約を締結した場合、当該契約の違反に起因する紛争は ISDS に付託することが出来ることから、ISDS 節を通じてアンブレラ条項と同じ効果を持つ（注 29、30）。

また、これまでの EPA にはなかった条項が「汚職防止努力義務」である。第 26 章「透明性および腐敗行為の防止章」では、腐敗行為の防止について、締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項に関連する腐敗行為等を除去するために必要な措置を採用し、又は維持すること等を規定している。協定に腐敗行為を除去する措置の採用・維持を規定したのは、企業に対し投資手続き等の際の予見可能性を高め、汚職等を心配せずに安心して投資出来る環境を実現するためである。

表 3 日本と TPP 参加国との EPA 投資章と TPP 投資章との比較

投資協定の要素	協定名称	日シンガポール EPA (投資章)	日ベトナム投資協定	日マレーシアEPA (投資章)	日ブルネイEPA (投資章)	TPP (投資章)
	発効年月	2002.11	2004.12	2006.7	2008.7	2016.2(署名)
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産(※)	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇	参入段階	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○
最恵国待遇	参入段階	×	○	○	○	○
	参入後	×	○	○	○	○
パフォーマンス要求(PR)の禁止 (カッコ内は禁止項目の総数)		○(9)	○(10)	△ (TRIMs準用)	△ (TRIMs準用)	○(10)
	輸出規制	×	×	○	○	×
	原材料調達要求	○	○	○	○	○
	物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○
	輸出入均衡要求	○	○	○	○	○
	輸出要求	○	○	×	×	○
	国内販売制限	○	○	×	×	○
	役員国籍要求	×	○	×	×	○(SMBD)
	自国民雇用要求	×	×	×	×	×
	事業本部要求	○	○	×	×	×
	研究開発要求	○	○	×	×	×
	技術移転要求	○	○	×	×	○
	ロイヤルティ規制	-	-	-	-	○
	独占的供給要求	○	○	×	×	○
	特定技術使用/使用制限要求	-	-	-	-	○
留保表の有無(ネガティヴリスト)		○	○	○	○	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○
約束の遵守義務(アンブレラ条項)		×	×	×	×	△(投資契約条項)
収用と補償		○	○	○	○	○
争乱時の補償に関するNT及びMFN		○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		●	○	○	×	●
透明性(法令公表)		●	○	●	●	●
パブリックコメント努力義務		×	●	●	●	●
汚職防止努力義務		×	×	×	×	●
紛争処理(国対投資家)		○	○	△	△	○
紛争処理(国対国)		●	○	●	●	●
合同委員会		○	○	○	○	●
備考			日ベトナム EPAに準用			

記号: ○は規定あり。●は他の章で規定されている要素

注: ※法令に基づく権利は状況による、行政判断や命令は除く)

(資料) 不公正貿易報告書(2017年版)経済産業省

5. TPP におけるサービス・投資分野の市場アクセス改善

TPP 締結により、サービス・投資分野での自由化についても改善される。特にサービス

分野における投資、いわゆる第3モード「商業拠点の設置」については、日本がこれまで ASEAN 各国と締結した EPA でも、自由化獲得が難航した分野である。ASEAN はシンガポール等一部の加盟国を除きサービス産業分野で自国企業の競争力が不足しており、その結果、外資規制を通じてそれら自国企業の活動を保護してきた。概して ASEAN 諸国はサービス分野の投資自由化に消極的な傾向がある。

日本が締結してきた EPA では、WTO のサービス貿易に関する一般協定（GATS）と同様、主に経済的要因から課されている市場参入規制措置の自由化について規定されており、締約国政府が維持または採用できない措置を6類型（注31）に分類している。これまでの日本の ASEAN 諸国との EPA は、GATS に習いポジティブ・リスト方式を採用してきた。

日本が ASEAN の TPP 参加国と締結した EPA において、シンガポールはもともと外資に対する参入規制が少ないが、シンガポールが GATS での約束を超えて自由化を約束した分野、いわゆる GATS プラスは以下の通りである。

日本・シンガポール EPA における GATS プラス事項

<市場参入制限なし（日本資本 100%可）>

- ・ レンタル・リース、人材派遣サービス、梱包サービス、流通業、環境サービス、貨物輸送代理店サービス

<市場参入等に一定の条件を設けた上で約束を行った主な分野>

- ・ 金融分野（保険、銀行）：外資規制の緩和、貸し付け総額規制の緩和、新サービスの自由化、保険会社への新規免許の発行、保険会社への出資規制（49%）の撤廃等
- ・ 電気通信分野：シンガポールが GATS において留保を行っている外資制限（上限 73.99%）の撤廃（日本資本 100%可）等、GATS よりも自由化水準の高い約束を実現。またシンガポールが GATS において参照文書上で約束している以上の電気通信分野に関する規律（コロケーション、認可された相互接続約款による相互接続等）につき附属書を作成。
- ・ 観光分野：6 業種のうち「食事の給仕（ケータリング）サービス」等 3 業種を新たに約束。
- ・ 運輸分野：38 業種のうち「外航海運（旅客）サービス」、「海運フォワーダーサービス」、「倉庫サービス」等 35 業種を一定の制限の下、新たに約束。その他、「船舶、航空機、自家用・物品運送車両等に関する運転者を伴わない賃貸サービス」（但しカボタージュ（国内運送の自国運送権）を除く）について新たに約束した。

※日シンガポール EPA で 2007 年にレビュー交渉を実施。金融分野で獲得した追加的約束は以下の通り。

○金融サービス部門における更なる自由化について約束

- ・ フルバンクの免許枠を日本の銀行に対して 1 行分拡大
- ・ ホールセール・バンクの免許発給数の制限を撤廃
- ・ 国境を越える証券取引の自由化を拡大

○資産運用サービスについて、我が国に所在するサービス提供者が、集団投資スキームの持分をシンガポールに所在する者に勧誘を伴って販売する場合（第1モード）のうち、機関投資家を相手方とする販売、及び、資本市場関連の免許を得た者を通じた一般投資家に対する販売が認められることが、新たに約束。

（出所）不公正貿易報告書 2017 年度版 p613（経済産業省）

一方、2006年7月に発効した日マレーシア EPA について、マレーシアは外資政策を規定するガイドラインにおいて、マレー人優遇政策（ブミプトラ政策）を採っており、企業に対し、投資全体のうちマレー人資本を少なくとも 30% 入れることを求めている。その中で日本がマレーシアとの EPA で GATS プラスとなる新たな自由化約束を得たのは以下の通りである。

日本・マレーシア EPA における GATS プラス事項

<建設機器、事務機器等のレンタル・リース>

- ・マレーシアで生産された製品を扱う場合、日本資本 51% 可。事務機器等（コピー、ファクシミリ、ボイラー、タービン、コンプレッサー等）の保守・修理について、マレーシアで生産された製品を扱い、リース業者が行う場合には、日本資本 51% で参入可。

<外資規制>

- ・会計（35%）、エンジニア、市場調査（35%）、医療等に関する研究開発（49%）、国内旅行代理店（35%）

<電気通信分野> ※GATS では留保を行っている外資制限（上限 30%）

- ・アプリケーションサービス提供者（ASP）に対する外資制限を 49% まで緩和。
- ・マレーシアが GATS において参照文書上で約束していない電気通信分野に関する規律（有限希少な資源の配分に関する規律）の新たな約束および GATS 参照文書のモデル文書に近い規律の内容への修正（ユニバーサルサービス、免許の基準の公の利用可能性、独立の規制機関に関する規律）等の自由化約束水準の改善を実現。

<観光分野・運輸分野>

- ・「ホテル宿泊サービス」を外資制限の緩和を含めて新たに約束。
- ・「外航海運における乗組員を伴う貨物船の賃貸サービス」を一定の制限の下、新たに約束。（出所）不公正貿易報告書 2017 年度版 p614（経済産業省）

日本・ブルネイ EPA における GATS プラス事項

<建設機器、事務機器等のレンタル・リース>

- ・広告、調査サービス：日本資本 30% を約束（中／韓 ASEAN では約束なし）。
- ・観光分野：「ホテル宿泊サービス」を新たに約束。
- ・運輸分野：「外航海運サービス」を一定の制限の下、新たに約束。また、港湾施設サービスの利用に係る約束についても、新たに約束。
- ・建設分野：次の自由化約束を獲得。
 - ① 外資比率制限が WTO での約束の「50% 未満」から、「55% 未満」に緩和。
 - ② 建設分野のすべてについて約束の対象。

（出所）不公正貿易報告書 2017 年度版 p617（経済産業省）

ASEAN 先発加盟国の多くは、GATT 時代より多角的貿易交渉に参加、1995 年に WTO が発足した際も、発足メンバーとして名を連ねた。一方、当時 GATT メンバーでなかったベトナムは、WTO 発足に合わせ 1995 年 1 月に加盟申請を行った。ベトナムが 150 番目の加盟国として正式に認められたのが 2007 年 1 月で、加盟までに 12 年を要した。この間、ベトナム国内の法制度と WTO 規則との整合性確保に向けたルール交渉や、WTO 加盟国のうち 29 のメンバーと二国間交渉を行い、関税削減、サービス分野の外資規制緩和、

貿易権の付与、輸出割合に基づく投資インセンティブを持つ輸出補助金の撤廃等、WTO 加盟のため多様な分野で自由化約束を求められた。ベトナムは WTO のサービス分類で 12 分野中 11 分野、155 業種中 110 業種で、自由化約束をした結果、ベトナムの GATS 約束レベルは総じて ASEAN の WTO 発足メンバーよりも高くなった。特に、2009 年より外資 100%での小売業参入が認められた。一方で、通信、流通サービス分野では、業種によって 49～65%の外資出資上限規制が維持された（注 32）。その中で、日本とベトナムとは、投資協定を 2003 年 11 月に署名、2004 年 12 月に発効させた。また、二国間 EPA 交渉を 2007 年 1 月に開始、翌 2008 年 12 月に署名したが、EPA 投資章については、日越投資協定を準用している。日越 EPA における GATS プラスの約束概要は以下のとおりである。

日本・ベトナム EPA における GATS プラス事項

<分野横断的約束>

- ・商業拠点の設置：①事業協力契約（Business cooperation contracts）によるもの、②合弁によるもの、③100%外資によるものの 3 形態についてのみ約束。
- ・外国企業の支店の設置：個別分野に特段の定めのある場合を除き約束されていない。
- ・駐在員事務所：直接収益のある事業に従事しない限り設置可能。
- ・（これら法人における）管理職・役員・専門家：少なくとも総数の 20%がベトナム国籍者（国籍要件）。但しこれに関わらず 1 企業につき最低 3 人の非ベトナム国籍者の配置容認。

<特定分野における約束>

- ・コンピュータ関連サービス：外資 100%企業の場合、2009 年 1 月 11 日（WTO 加盟 2 年後）までは在ベトナム外資企業向けのサービス提供のみ可能。以降は当制限なし。また 2010 年 1 月 11 日以降は外国企業の支店の設置が可能。
- ・広告サービス、市場調査サービス：2009 年以降、制限撤廃（従来、外資 51%以下）。
- ・機械等の保守修理サービス（船舶・航空機およびその他輸送機器を除く）：外資比率について、2010 年 1 月 11 日には 51%、2012 年 1 月 11 日には 100%可能（従来、49%以下）。
- ・流通分野（卸、問屋、小売）：2009 年以降、外資制限は撤廃（従来、越法人との合弁が必要）
 - ※取扱除外品目のセメント、タイヤ、自動車、オートバイ、紙、鉄、音響機器等は、2009 年に一部緩和、2010 年 1 月 11 日に取扱品目の制限が撤廃。
 - ※小売分野での 2 店目以降の出店に際し、実質的な数量規制の裁量余地である経済必要性テスト（Economic Needs Test）が残存。
 - ※フランチャイズについて 2009 年以降、資本制限なし。2010 年 1 月 11 日以降、外国企業の支店の設置が可能となった。
- ・通信分野：非設備事業者によるインターネット接続サービスについて、2010 年 1 月 11 日までは 51%を超えない範囲で合弁（ベトナム国内で正当な事業免許を得た電気通信事業者との合弁に限る）による参入が認められたが、以降は 65%に上限引き上げ、合弁相手の制限は撤廃。
 - ※設備事業者による同サービスについて、協定発効時以降、ベトナム国内で正当な事業免許を得た電気事業者との合弁のみにつき 50%を超えない範囲で資本参入可能。
- ・金融分野：2012 年 1 月 11 日以降、生命保険以外（損害保険）の分野について支店の開設容認（ただし、プレデシタル規制の余地残存）。銀行その他金融サービスも、一定の形態での商業拠点開設可能に。

（出所）不公正貿易報告書 2017 年度版 p618-9（経済産業省）

日本の ASEAN との EPA では GATS 同様ポジティブ・リスト方式が採用されてきたが、TPP では概してより自由化度合いが高く、透明性向上に資するとされる「ネガティブ・リスト方式」が採用されている。最恵国待遇と内国民待遇を原則的に付与し、例外の場合は附属表（留保表）に記載されることになる。内国民待遇等の自由化に関わる規律を適用しないことが認められた措置について、協定発効後に規制の緩和や撤廃を行った場合、「ラチェット条項」が設けられている。

市場アクセスについては、GATS 第 16 条市場アクセスと同様の内容が原則付与される。同条では、市場アクセスにおいて締約国政府が維持または採用できない措置として、前述の 6 類型に分類、制限しているが、ただし TPP では「(f) 外資制限」が除かれている。

また、拠点設置要求禁止の義務があるが、例外となる場合は、附属書に記載する。TPP への参加によって、日本が GATS や EPA などこれまでの約束を超えて、市場アクセス上自由化される措置について、TPP に参加している ASEAN 加盟諸国のうち日本企業の投資が多いマレーシア、ベトナムを見たものが以下の通りである。なお、シンガポールやブルネイも含め改善事項の詳細は、付属資料として後掲した。

TPP によるベトナムの主な改善項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店：TPP 発効後 5 年の猶予期間を経て、ベトナム全土において、「経済需要テスト（Economic Needs Test）」を廃止。・電気通信業の外資出資比率規制の緩和（65%→75%等）・地場銀行への外資出資比率規制の緩和（15%→20%等） |
|--|

（出所）内閣官房 TPP 政府対策本部

例えば、近年、日本のデパートやコンビニを中心にベトナム市場への進出に高い関心が払われてきたが、ボトルネックの一つが「経済需要テスト」であった。外資系企業の場合、予め 1 店舗目は外資 100% で出店できるが、店舗を 2 店目以上増やす場合、出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査を経て許認可を取得する必要がある。同テストについて、具体的な審査項目や認可の明確な基準が不明瞭との声もあがっており、多店舗展開を目指す企業がベトナム進出を躊躇する一因になっていた。同テストが TPP 参加国を対象に TPP 発効後 5 年の猶予期間を経て廃止されるのは朗報である。

TPP によるマレーシアの主な改善項目

- ・小売業（コンビニ）への外資規制の緩和（外資出資禁止→出資上限 30%）
- ・小売業の諸手続が緩和、透明性向上。
- ・外国銀行の支店数の上限拡大（8 支店→16 支店）
- ・外国銀行の店舗外の新規 ATM 設置制限の原則撤廃
- ・国営再保険事業体からの再保険購入義務の緩和（購入割合一律 30%→2.5%）
- ・信用格付会社への外資出資比率規制の撤廃（現行上限 49%）
- ・ブミプトラ政策に関する留保が大幅に限定。留保内容が明確化。

（出所）内閣官房 T P P 政府対策本部

また、マレーシアについてはマレー人優遇政策、いわゆるブミプトラ政策が自由化に際し焦点の一つになった。同政策はマレーシアにとって政権運営の根幹にも大きな影響を及ぼすセンシティブ事項であり、どこまで TPP で自由化を容認するか交渉の行方が注目された。最終的に、TPP ではマレーシア側のセンシティビティを考慮し、投資・サービス分野で現行のブミプトラ優遇策の継続を概ね認めた。TPP の下で容認されたブミプトラ優遇策は、例えば、株式資本の少なくとも 30% をブミプトラが保有する規定を盛り込んだのは、物流のうち海運（マレーシア船籍）、一般保税倉庫、そしてハイパーマーケットやスーパーストア、コンビニ、百貨店の流通業である。流通業では各店舗において TPP 発効後 3 年以内に棚スペースに展示される在庫品単位の 30% をブミプトラ企業および中小企業用に割り当てること、これら流通業における外資企業は、(a) ブミプトラの取締役を任命する、(b) 管理職を含むすべての職階の従業員はマレーシアの人口構成比を反映した雇用比率を守る、(c) 流通分野のブミプトラ参加支援のため人材育成計画を立てる、(d) 全従業員の少なくとも 1% を身体障害者から採用する、などが盛り込まれた（注 33）。

市場アクセス面で、これまで全面的に禁止されていた小売業（コンビニ）への外資出資について、TPP により外資出資が 30% まで可能になった。これまでマレーシアではセブンイレブンのみが展開していたが、TPP 合意を踏まえ、2016 年 4 月にファミリーマートはマレーシアの食品加工会社 QL リソーシーズと提携、同国のコンビニ事業への参入を発表した（注 34）。同社はこれまで ASEAN でタイ、ベトナム、インドネシア、フィリピンに店舗展開をしていたが、TPP による自由化を見据えてマレーシアでの展開を決めた。

第 3 節 CPTPP の投資規定

1. TPP の ISDS 条項

日本はこれまで BIT または EPA を積極的に交渉・締結することで、対象相手国との間

で投資自由化・投資保護を進めてきた。一方、EPA がない米国、カナダ、ニュージーランドとの間では、投資家保護の枠組みが存在しなかった。2016 年 2 月にニュージーランドでの TPP 署名により、これらの国々との間で TPP の傘の下で初めて投資家保護の枠組みが提供されるはずであった。

また TPP で頻繁に話題に上る ISDS 条項は、日本にとっては目新しいものではない。もともと同条項は、投資受入国が協定違反等により投資を行なった外国企業が損害を被った場合、当該企業は紛争を国際仲裁に付託して賠償を求めることのできる規定である。開発途上国の恣意的な政策や投資先国裁判所への信頼性の問題から、投資国の裁判制度以外に、第三者である仲裁裁判所、具体的には投資紛争解決国際センター（ICSID）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、国際商業会議所（ICC）のいずれかの仲裁規則を選択することが出来る。例えば開発途上国において、投資家と投資受入国政府との間で紛争が起こった場合、投資受入国の裁判所が投資受入国の政府等に対して不当に有利な判断をしないかなど、裁判の中立性に疑義が生じる懸念が出る場合もある。また開発途上国では、例えば政権交代により政権が自らの政策に優先的に予算を充当、その結果、前政権時に進めていたインフラプロジェクトが資金難に陥り、停止に追い込まれる場合があるなど、事業自体が政治情勢に左右されるリスクがある。そのため企業が途上国でインフラ開発事業を行う場合、これまでほぼ ODA 案件に限られていた。また ISDS 導入の副次的効果として、ISDS 自体が投資家に安心感を与え、外国投資が促される効果も期待出来る。

実際に、ISDS は、日本・フィリピン EPA および日豪 EPA（注 35）を除き、日本がこれまで締結してきた全ての投資協定および全ての投資章を含む EPA で盛り込まれている。これまで ISDS で日本が訴えられたケースはない。UNCTAD によれば（注 36）、2017 年 7 月末時点で、累計で 817 件の紛争があり、うち 528 件が決着している。ただし、訴えた側の投資家が必ずしも勝訴するとは限らない。裁定が行われた 528 ケースで、投資家有利な裁定は全体の 4 分の 1（シェア 26.9%）を占める 142 ケース、一方、訴えを起こされた国家側に有利な裁定は 193 ケースで同 36.6%を占めた（注 37）。

その一方で、TPP では関係国政府の ISDS に対する懸念を鑑み、ISDS の例外や乱用を抑制する措置も盛り込んでいる。具体的には、豪州、カナダ、メキシコ、ニュージーランドの投資機関の投資に関する決定は ISDS の例外とし、また第 29 章「例外」のうち第 29.5 条で、締約国はタバコ規制措置に対する訴えについて、ISDS を活用するという投資家の利益を否認することができると規定されている。

また、「濫訴抑制規定」により、仲裁裁判所は、国家の義務違反の有無を判断する段階に至る前に、訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるとの被申立国による異議等について決定を行う。また、全ての事案の判断内容等の原則公開義務、申立てが可能な期間を3年半とし、更に、投資受け入れ国は、自国の領域内の投資活動が公衆衛生、安全、環境など正当な公共福祉目的などに基づく規制措置採用を妨げられないことを明記した。具体的には、収用に関する締約国の共通了解を盛り込んだ附属書9-Bの3項(b)で「公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、公共の安全及び環境等）を保護するために立案され、および適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない」と投資家の権利を過度に強めることがないように配慮した規定になっている。これにより締約国政府は公共福祉目的での政策に関する自由度を保持するとともに、その行使は原則として間接收用としての補償の対象にならないこと示している。

2. CPTPPにおける凍結項目

2016年2月4日に署名されたオリジナルのTPPは全体で30章から成るが、投資は第9章に位置する。2018年3月に署名されたCPTPPについては、前文を除き全7条で構成される。第1条はCPTPPのTPPへの組み込みについて規定され、第2条で特定の既定の適用の停止、いわゆる「凍結」について記載されている。その上で、第3条で署名国のうち少なくとも6カ国または半数の「少ない方」の国内手続き終了後60日で効力が発生する旨記載されている。元々のTPPでは、全参加国で議会承認など批准の完了を通告してから60日で発効、ただし署名後、全参加国が2年以内に批准できない場合、TPP域内のGDPの合計が85%以上を占める6カ国以上の批准で発効できるとしていた。

CPTPP第2条での凍結について、最終的に22項目が凍結された。22項目のうち知的財産（第18章）が半分の11項目を占める。これに政府調達が2項目で続く。このうち、附属書IIで凍結される規定として「投資の合意及び投資許可（ISDSの適用）」が対象となった。第9章投資にかかる凍結事項は以下の通りである。

投資合意及び投資許可（ISDSの適用）に関する凍結事項

- ・第9. 1条 定義
「投資に関する合意」、「投資の許可」、関連の脚注5～11
- ・第9. 19条1 請求の仲裁への付託
(a) (i) B 及びC
(b) (i) B 及びC（投資の許可または投資に関する合意）
末尾ただし書き 脚注31
- ・第9. 19条2 請求の仲裁への付託
脚注32
- ・第9. 19条3 請求の仲裁への付託
(b) 「投資の許可又は投資に関する合意」の削除
- ・第9. 22条5 仲裁人の選定
- ・第9. 25条2 準拠法
- ・附属書9-L 投資に関する合意

(出所)内閣官房 TPP 等政府対策本部ホームページ

元々の TPP では、政府が企業との約束を反故にした場合なども ISDS の対象にしていたが、TPP 締結後の 2017 年 10 月に誕生したニュージーランドの新政権は TPP に後ろ向きと言われ、野党だった前政権時代、労働党は主に 5 項目の懸念事項を示してきた(注 38)。この中の一つが ISDS 条項である。11 カ国による交渉で、CPTPP における ISDS の適用範囲を「政府による差別的扱い」や「資産の不当な接収」などに限定することになった。そのため、インフラ整備など民間企業の相手国政府との約束・合意があった場合、相手国政府の合意違反により損害を被っても、ISDS 制度は利用出来なくなるなど、いわゆるアンブレラ条項が凍結された。今般の凍結により、例えば官民連携パートナーシップ (PPP) を通じたインフラ整備で政府側の条件変更等により損害が発生した場合、企業は中立的な国際仲裁裁判所ではなく、従来通り現地の裁判所などに訴えざるを得ないことになる。

おわりに

日本政府は 2016 年 5 月、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を 7 省連名で発表した(注 39)。ここでは、近年、日本の国際収支構造において、より海外投資で稼ぐ構造になっていることを踏まえ、「貿易投資立国」としての発展を目指すことを掲げている。それには、投資協定を通じて世界のビジネス環境を一層整備していく必要がある。

日本政府は同アクションプランで、参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、投資家保護等の分野で ISDS 条項を含め、高いレベルの質を確保する投資

協定を、2020 年までに 100 カ国・地域を対象に署名・発効を目指す。2018 年 2 月現在、日本の投資関連協定は 43 本であるが、うち投資協定 30 本（発効 27 本）、経済連携協定は 13 本（発効 12 本）である。

日本の投資協定網拡大に際し、2016 年 2 月に署名した TPP が今後の投資協定のモデルとなろう。また、CPTPP でも TPP から ISDS 条項の一部が凍結されたものの、それを差し引いても依然として CPTPP 投資章の水準は高い。

今後、高いレベルの質を確保した投資協定網の構築について、TPP で導入したルールを広範に広げていく試金石は、TPP に参加していない ASEAN6 カ国、中国、韓国が交渉に参加している東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）への適用・移管である。

これまで日本は、EPA をベースに投資保護・自由化の傘を広げてきたが、例えば日本の対 ASEAN 最大の進出先であるタイについてみれば、残念ながら守られるべき「投資財産」の定義が、直接投資、知財、輸出入に係る債権など限定的であり、他の EPA に比べ範囲が限られている。また、参入段階の最恵国待遇については約束されておらず、内国民待遇は自動車のみである。パフォーマンス要求についても、対象は非サービス業に限られ、更に禁止された措置は、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、輸出入均衡要求、輸出要求など範囲が限られる。これが RCEP で TPP 水準の投資協定が構築できれば、日本が抱えるアジア生産ネットワークの大半が高水準の投資協定の傘の下に入ることになり、日本企業は安心して RCEP 域内での生産ネットワーク構築を検討出来よう。RCEP 参加国に進出している日本企業は 47,179 社、製造業で 10,015 社、海外進出日本企業全体に占める割合は全産業で 65.7%、製造業で 55.8%である（注 40）。一方、CPTPP は各々 10.0%（7,208 社）、15.1%（2,707 社）に過ぎず、RCEP への移植に対する期待は高い。

しかし、RCEP は 2018 年中の合意を目指し交渉が進められているものの、物品貿易を中心に自由化水準を巡り対立していると報道されており、交渉が難航している模様である。一部の問題が全体の足を引っ張る事態は WTO ドーハ・ラウンドを想起させる。WTO が新たな交渉手法に転換したように、一刻も早い投資家の保護・投資自由化の実現を目指し、例えば「投資章」については先行合意または部分合意の可能性も念頭に置きつつ交渉すべきであろう。

RCEP において TPP と同水準の投資章の導入には、途上国を中心に強い反対も予想されるが、その必要性和投資誘致面での長所を非 TPP 参加国の ASEAN 諸国に対し粘り強く説得・理解させる必要がある。それらをより円滑に行うには、投資章以外でも同様であ

るが、日本は ASEAN 経済共同体（AEC）の下で実施されている措置、例えば投資であれば ASEAN 包括的投資協定（ACIA）の TPP 水準へのアップグレードに協力するなど、まず ASEAN の理解獲得と底上げに注力し、その次のステップとして RCEP を目指すことが近道である。

<注>

1. Prebisch (1959)
2. OECD (1979)
3. Gerschenkron (1962)
4. 小宮隆太郎 (1969)
5. Joint Communique “The Third ASEAN Heads of Government Meeting” Manila, 14-15 December 1987.
6. 世界銀行 (1993)
7. Severino(2006)p.225-226.
8. Severino(2006)p.344.
9. Letters of Ronald Kirk to the leaders of the U.S. Congress, 14 December 2009.
〈<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2009/december/trans-pacific-partnership-announcement>〉 2018 年 2 月 5 日アクセス。
10. 2016 年 11 月 29 日付通商弘報
11. 2016 年 11 月 25 日付通商弘報（16 年 11 月 17 日付バンコクポスト紙引用）
12. 米国は 2018 年 1 月 22 日、太陽光パネルと洗濯機の輸入急増に対応するため、16 年ぶりとなる緊急輸入制限措置（セーフガード）を発動すると発表した。太陽光パネルに 30%、洗濯機に 20%以上の追加関税を課す。洗濯機の関税は輸入台数が 120 万台を超えた時点で 50%に引き上げられる。
<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/fs/201%20Cases%20Fact%20Sheet.pdf>（2018 年 2 月 10 日閲覧）
13. 残された 4 項目は、国有企業（マレーシア）、サービス・投資に関する適合しない措置における石炭産業（ブルネイ）、紛争解決（貿易制裁）（ベトナム）、文化例外（カナダ）。
14. 4 項目については、停止が有効になるため、11 カ国間でコンセンサス方式によって署名日までに交渉を終了させることが合意された。
15. 茂木大臣の記者会見概要（内閣官房 TPP 等政府対策本部ウェブサイト）2018 年 2 月 5 日閲覧。
https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/tokyo1801/180123_tpp_tokyo_kaiken.pdf
16. 外務省 (2017)「海外進出日系企業実態調査」
17. 帝国データバンクが 2016 年 5 月に発表した ASEAN 進出企業実態調査によれば、日本本社ベースで 11,328 社が ASEAN に拠点を有しており、延べの現地法人数は 15,759 社に達する。
18. 経済産業省 (2017) p671.

19. UNCTAD International Investment Agreements Navigator による。
<http://investmentpolicyhub.unctad.org/IIA> (2018 年 2 月 10 日閲覧)
20. 経済産業省ウェブサイトによれば、日本の締結済の投資関連協定は 43 本 (2018 年 2 月現在)。投資協定 30 本 (うち発効 27 本)、経済連携協定 13 本 (うち発効 12 本)。
21. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/mai.html> (2018 年 2 月 10 日閲覧)
22. 渡邊頼純 (2017)
23. IMF (2017)
24. 玉田大 (2016) p37
25. 経済産業省 (2017) p621
26. 経済産業省 (2017) p672
27. 9.19 条 1.(a)(i)(C)
28. 9.1 条 “investment agreement” (a), (b), (c)
29. 玉田大 (2016) p40
30. ただし、CPTPP では同条項は凍結され、ISDS 制度は利用出来なくなった。
31. 6 種類の措置は、①サービス供給者の数に関する制限、②サービスの取引総額又は資産総額に関する制限、③サービスの総産出量に関する制限、④サービス提供者の雇用者数の制限、⑤企業形態制限、⑥外資制限等。
32. ジェトロ「WTO・他協定加盟状況」https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_01.html (2018 年 2 月 7 日閲覧)
33. 小野沢純 (2016) p51
34. ファミリーマート社プレスリリース「マレーシアにおけるファミリーマート店舗の展開について」(2016 年 4 月 12 日付)
35. 日豪 EPA について、ISDS の導入については、将来再協議する約束になっている。
36. UNCTAD Investment Dispute Settlement Navigator <http://investmentpolicyhub.unctad.org/ISDS> (2018 年 2 月 14 日閲覧)
37. 残りは、「解決」が 124 ケース (シェア 23.5%)、「中止」が 56 ケース (同 10.6%)、「投資家・国家いずれの当事者にも有利でない (国家の責任を認めたが、損害賠償は認めず)」が 13 ケース (同 2.5%) であった。
38. 通商弘報 (2017 年 11 月 20 日付) によれば、労働党は 2017 年 7 月時点で、①医薬品一括購入制度に及ぼす影響、②公共の利益に基づく政策に関して私企業が政府を訴える仕組み (ISDS)、③非居住外国人による農地・住居購入、④ワイタング条約 (マオリ族保護関連) の維持が困難となること、⑤農業分野における市場アクセス機会の不足、等をあげていた。
39. 総務省、法務省、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の 7 省。詳しくは、http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/160511action_plan1.pdf (2018 年 2 月 9 日閲覧)
40. 外務省 (2017)

<参考文献>

- ・ 絵所秀紀 (1998) 「開発経済学と貧困問題」『開発と貧困：貧困の経済分析に向けて』(研究双書 487 / アジア経済研究所)
- ・ 小野沢純 (2016) 「TPP 協定におけるマレーシアのプミプトラ政策～プミプトラ企業の競争力改善となるか～」(季刊 国際貿易と投資/Spring 2017/No.107)
- ・ 小宮隆太郎 (1969) 「直接投資と産業政策」『日本の産業組織』(岩波書店)
- ・ 助川成也 (2015) 「第 4 章 ASEAN の貿易と投資」「第 9 章 AFTA と域外との FTA」『現代 ASEAN 経済論』(石川幸一・朽木昭文・清水一史編著／文眞堂)
- ・ 世界銀行 (1993) 『東アジアの奇跡 ―経済成長と政府の役割』
- ・ 中川淳司 (2016) 「第 1 章 TPP と 21 世紀の貿易・投資ルール」『ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開』(2016 年 3 月／日本国際問題研究所)
- ・ 渡邊頼純 (2017) 「渡邊頼純が語る WTO の深化と課題」『世界経済評論』(2017 vol.61 No.4、7 月・8 月／国際貿易投資研究所 (ITI))。
- ・ 岩瀬真央美 (2016) 「投資協定における法人投資家の保護 ―日本の事例を中心として―」『商大論集 第 68 巻第 2 号』(兵庫県立大学経済学部)
- ・ 外務省 (2017) 『海外進出日系企業実態調査』
- ・ 経済産業省 (2017) 『不公正貿易報告書』2017 年版
- ・ 経済産業省 通商政策局 経済連携課 (2016) 「投資協定の概要と日本の取組み」
- ・ 玉田大 (2012) 「国際投資協定上のパフォーマンス要求禁止条項の法構造」RIETI Policy Discussion Paper Series 12-P-012 (経済産業研究所)
- ・ 玉田 大 (2016) 玉田大「第 2 章 TPP 投資章の分析―ISDS による知財紛争解決の道筋―」『国際知財制度研究会』報告書 (知的財産研究所)
- ・ 通商弘報 (2016 年 11 月 25 日、2016 年 11 月 29 日、2017 年 11 月 20 日)
- ・ 帝国データバンク (2016 年) 『ASEAN 進出企業実態調査』
- ・ Gerschenkron, Alexander (1962) “Economic Backwardness in Historical Perspective” ,A Book of Essays, Cambridge, Massachusetts.
- ・ IMF (2017), “World Economic Outlook” ,October 2017.
- ・ OECD (1979), “The impact of the newly industrializing countries”
- ・ Prebisch, Raul(1959) ” Commercial Policy in the Underdeveloped Countries,” American Economic Review, Vol.69,No.2
- ・ Rodolfo C. Severino, (2006), “Southeast Asia in search of an ASEAN COMMUNITY,” Insight from the former ASEAN Secretary-General: Institute of South East Asia Studies,Singapore(ISEAS).

(付属表)投資章／国境を越えるサービスの貿易章／金融サービス章 各国の留保の主な改善項目

分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム				
全てのサービス (留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じて初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一層向かわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT、MFN、MA、LP、PR、SMBD
流通	経済需要テスト(ENT)	●ベトナムに進出する外資系流通業は、2店舗目以降の小売店の設立について、経済需要テスト(ENT)による個別の出店審査の規制に服する。	●TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、越全土において、1店舗目のみならず、2店舗目以降についても、ENTを免除する(ENTの廃止)。 ●なお、5年の同猶予期間内であっても、指定商業地区(ホーチミンのような都市圏)として計画された地域においては、500平米未満の小売店舗の出店の場合、2店舗目以降についても、ENTは適用されないことを明文化(協定発効後即時)。	NT
広告業	ジョイントベンチャー要求等の外資規制	●外国人投資家は、ジョイントベンチャー設立、同分野の越企業との商業契約などを通じない限り、広告サービスを提供できない。	●左規制を撤廃。	
試験・証明サービス	外資規制	●輸送車両に関する試験・証明サービスは外資には開放しない。	●左規制を撤廃。	
電気通信	外国人に対する規制	●外国人サービス提供者による固定・携帯の地上波サービスの提供は、国際電気通信サービスの免許を有し、越企業との商業契約を通じる場合にのみ可能。	●左規制を撤廃。	NT
劇場、ライブハウス、サーカス等の娯楽サービス	ジョイントベンチャー要求及び外資出資制限	●劇場、ライブハウス、サーカス等の娯楽サービス提供における外国人投資家による投資は、外資49%以下のジョイントベンチャーの形態のみ可能。	●当該外資出資比率の制限が、協定発効後3年の猶予期間を経て、51%までに緩和。	NT
音響映像サービス (映画の映写)	外資規制	●日越投資協定では音響映像分野全てを将来留保。〔その後、越は国内制度を以下に変更(緩和)。 ①主要な記念日及び政治的、社会的、文化的必要性がある場合には、映画館はベトナム映画を上映しなければならない。 ②映画上映におけるベトナム映画の割合は20%以上でなければならない。また、18時から22時の間はベトナム映画を上映しなければならない。〕	●ベトナム映画を上映しなければならない場合を主要な記念日に限定。 ●ベトナム映画の上映割合20%の規制について、「1年間で」20%である旨明確化。また、18時から22時の間には、映画館の少なくとも一つのスクリーンでベトナム映画を上映するだけでよかった。 ●上記規制以外は自由化。	

(注) 留保対象義務の略語は次の通り。NT：内国民待遇、MFN：最恵国待遇、MA：市場アクセス、LP：拠点設置要求禁止、PR：特定措置の履行要求禁止、SMBD：経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務。

(付属表)投資章／国境を越えるサービスの貿易章／金融サービス章 各国の留保の主な改善項目

分野	規制項目	留保の概要 (TPP交渉前)	改善内容 (TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム				
音響映像 (映画の制作、配給、映写)	拠点形態	●ジョイントベンチャー若しくは業務提携契約の形態でのサービス提供のみ可能。	●ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。	NT
音響映像 (録音)	外資出資制限	●自由化約束無し。	●上限51%まで外国投資を許可。	NT
海運補助サービス	外資規制	●通関サービスは、越企業とのジョイントベンチャー又は同分野の越企業への出資 (100%未満) を通じた場合に限り、行うことができる。	●当該外資規制を撤廃。	
運送に係る補助的サービス	外資規制	●貨物運送仲介・貨物検査・コンテナ保管・倉庫等のサービスは、ジョイントベンチャー又は同分野の越企業への出資 (100%未満) を通じて行われなければならない。	●当該外資規制を撤廃。	
電気通信業 (非設備ベース)	外資出資制限	●ベトナムにおける電気通信業の非設備ベースサービスの提供は、ジョイントベンチャー若しくはベトナム会社の株式購入の形態 (65%の外資出資規制あり) に限る。	●TPP発効後5年以内にジョイントベンチャー要求若しくは外資出資規制を撤廃。	NT
電気通信業 (設備ベース)	外資出資制限	●ベトナムにおいて電気通信業の設備ベースサービスを提供する際には、基本サービスは49%、付加価値サービスは50%の外資出資規制あり。	●現状の外資規制を、TPP発効後5年以内に全て65%まで引き上げ。	NT
娯楽、文化、スポーツ	外資出資制限	●ベトナムにおいて電子ゲームサービスを提供する際には、49%の外資出資制限あり。	●インターネット経由で提供される電子ゲームサービスについては、TPP発効後2年以内に同制限が51%まで緩和され、更にTPP発効から5年後には当該制限は撤廃される。	NT
不動産の賃借及び転貸 (また貸し)	外資出資制限	●自由化約束なし。	●不動産の賃貸及び転貸 (また貸し。例えば外資の大規模スーパー・百貨店が自社の他に専門店をテナントとして入居させること。) について自由化。	NT
金融	外資出資制限	●越当局が認める「戦略投資家※」の地場銀行への出資を15%に制限。※越当局が総合的に判断し、指定しているかが審査の対象になるとの説明あり。	●「戦略投資家」による地場銀行への出資上限を20%に緩和。ラチャット条項が適用される。	NT 金融機関の市場アクセス
海上運送 (旅客、貨物)	サービス提供可能分野	●外資会社の提供できる業務内容が限定されている。	●業務内容に関する限定を解除。但しカポタージュを除く。	NT
内陸水路における運送 (旅客、貨物)	拠点形態	●ジョイントベンチャーの形態でのサービス提供のみ可能。	●ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。但しカポタージュを除く。	NT
鉄道運送 (貨物)	拠点形態	●ジョイントベンチャーの形態でのサービス提供のみ可能。	●ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。但し、カポタージュ及びインフラビジネスを除く。	NT
研究・開発サービス (自然科学以外)		●自由化約束無し。	●留保せず、自由化。	

(注) 留保対象義務の略語は次の通り。NT：内国民待遇、MFN：最恵国待遇、MA：市場アクセス、LP：拠点設置要求禁止、PR：特定措置の履行要求禁止、SMBD：経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務。

(付属表) 投資章／国境を越えるサービスの貿易章／金融サービス章 各国の留保の主な改善項目

分野	規制項目	留保の概要 (TPP交渉前)	改善内容 (TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム				
運転者を伴わない 賃貸サービス (航空機以外)		●自由化約束無し。	●留保せず, 自由化。	
実務サービス (建築物清掃, 写真, 梱包, 会議)		●自由化約束無し。	●留保せず, 自由化。	
海上運送 (船舶の賃貸, 船舶の保守・修理)		●自由化約束無し。	●留保せず, 自由化。但しカボタージュを除く。	
内陸水路における 運送 (船舶の保守・修理, 支援 サービス)		●自由化約束無し。	●留保せず, 自由化。但しカボタージュを除く。	
鉄道運送 (鉄道運送機器の保守・修理, 支援 サービス)		●自由化約束無し。	●留保せず, 自由化。但し, カボタージュ及びバインフラビ ジネスを除く。	
道路運送 (業務用車両の賃 貸, 道路輸送機器 の保守・修理, 支 援 サービス)		●自由化約束無し。	●留保せず, 自由化。但しカボタージュを除く。	
製造業 (自動車)		●自動車の製造・組立は一括して将来留保。	●座席数29席以上のバス・車輛の製造・組立のみ将来留保。	NT, PR

(注) 留保対象義務の略語は次の通り。NT：内国民待遇、MFN：最恵国待遇、MA：市場アクセス、LP：拠点設置要求禁止、PR：特定措置の履行要求禁止、SMBD：経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務。

(付属表)投資章／国境を越えるサービスの貿易章／金融サービス章 各国の留保の主な改善項目

分野	規制項目	留保の概要 (TPP交渉前)	改善内容 (TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア				
全てのサービス (留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載する GATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じて初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
流通	外資出資制限	●流通分野に対して外資の出資を認めず、将来のあらゆる措置導入を留保。	●デパート及び専門店に対する外資出資比率の上限を撤廃。コンビニは30%まで出資可能となった。ハイパーマーケット及びスーパーストアについては70%まで可能。コンビニはライセンサー以外の外資が30%まで出資可能となることが明確化。 ●2店舗目以降のコンビニ出店に際しては、少なくとも3年前までの事業計画提出義務が制度としてあるが、実際、同制度の運用状況を踏まえ、今回、これにかかるとる留保を削除した(規制の緩和)。	NT
金融	外資規制	●外銀の現地法人は上限8支店までしか設置不可。また、店舗外の新規ATM設置は認められていない。	●TPP締約国について、支店設置の上限が16支店に緩和。また、店舗外の新規ATM設置制限を原則撤廃。これらの制限にはラチエット条項が適用される。	NT MFN 金融機関の市場アクセス
金融(損害保険)	外資規制	●外国損害保険会社は国営再保険事業体から30%の再保険を購入しなければならない。	●当該購入割合を2.5%に緩和。ラチエット条項が適用される。	NT
金融	外資出資制限	●信用格付会社への外資出資比率の上限を49%に制限。	●2016年末をもって当該制限を撤廃。	NT
製造業		●全ての製造業について、輸出規制、ローカルの持分比率について将来留保となっていた。	●全ての製造業(武器等除く)にかかる左記留保はなくなった。	
製造業		●精糖・酒・アルコール飲料の製造、タバコ加工、紙巻タバコ、材木関連産業について、将来留保。	●留保無しで自由化。	
製造業	外資出資制限	●バイク、乗用車、商用車の製造・組立て将来留保。	●自動車の製造及び組立てについて、外資49%までを許可。 ●ただし、1800cc以上かつRM150,000以上の高級乗用車、ピックアップトラック、商用車、ハイブリッド自動車、電気自動車、200cc以上のバイクの製造及び組立てについては、外資規制なし。	NT
製造業	外資出資制限	●パティッシュ織物・衣類の製造について将来留保。	●外資30%までを許可。	NT

(注) 留保対象義務の略語は次の通り。NT：内国民待遇、MFN：最恵国待遇、MA：市場アクセス、LP：拠点設置要求禁止、PR：特定措置の履行要求禁止、SMBD：経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務。

(付属表) 投資章／国境を越えるサービスの貿易章／金融サービス章 各国の留保の主な改善項目

分野	規制項目	留保の概要 (TPP交渉前)	改善内容 (TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア				
製造業		●パイナップル缶詰の製造について将来留保。	●パイナップル缶詰の製造について、自身の農園の原料が100%供給されるプロジェクトに限る旨留保。それ以外は自由化。	PR
製造業		●パーム油の製造について将来留保。	●パーム油の製造について、100%自身の農園の原料を使用する既存の独立した製油場のみ事業拡大を認める旨留保。(ただし、サバ州・サラワク州については例外あり。) それ以外は自由化。	PR
製造業		●光学ディスクの製造について将来留保。	●光学ディスクの製造について、既存事業の拡大は、製品を100%輸出する場合に限る旨留保。それ以外は自由化。	PR
製造業		●石油精製について将来留保。	●石油精製を営む企業は、製品を100%輸出しなければならぬ旨留保。それ以外は自由化。	PR
建設の一部及び事務に関連する機械・設備のリース・レンタルサービス	外資規制	●ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。外資51%までを約束。	●留保せず、自由化。	
医療機器のリース・レンタルサービス	外資規制	●ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。外資40%までを約束。	●留保せず、自由化。	
技術検査・分析サービス	外資規制	●ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。(ただし、マレー人が株式の30%以上を保有することが必要。)	●留保せず、自由化。	
調査及び警備		●将来留保。	●留保せず、自由化。	
コンピューターを含む事務機械及び設備の保守・修理		●将来留保。	●留保せず、自由化。	
成人教育・その他教育		●将来留保。	●拠点設置及び登録が必要であることを除き、自由化。	NT, LP
鉄道運送(貨物、鉄道運送機器の保守・修理)		●将来留保。	●留保せず、自由化。	
道路運送(貨物、業務用車両の賃貸、道路輸送機器の保守・修理)		●将来留保。	●貨物運送については、外資49%までを認める(ただし、拠点設置及び登録が必要)。その他は留保無しで自由化。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
倉庫サービス		●将来留保。	●留保せず、自由化	

(注) 留保対象義務の略語は次の通り。NT：内国民待遇、MFN：最恵国待遇、MA：市場アクセス、LP：拠点設置要求禁止、PR：特定措置の履行要求禁止、SMBD：経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務。

(付属表) 投資章／国境を越えるサービスの貿易章／金融サービス章 各国の留保の主な改善項目

分野	規制項目	留保の概要 (TPP交渉前)	改善内容 (TPP交渉後)	留保対象義務
シンガポール				
全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の自身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。 ●留保せず、自由化。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
娯楽、文化、スポーツサービス		●スポーツ、その他娯楽サービスについて一部自由化約束無し。		
ブルネイ				
全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の自身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。 ●外資規制を撤廃し自由化。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
電子計算機及び関連サービス	外資規制	●商業拠点はブルネイ登録企業を通してのみ可能。		
オペレーターを伴わない航空機関連の賃貸サービス	外資規制	●代理店(ブルネイに恒久的住所を有すること)を通ずると、ブルネイ人に支配されている企業が所有するジェネラルセールズ代理人を起用することでのみ投資可、それ以外は約束しない。 ●外資出資比率は30%を超えてはならない。	●外資規制を撤廃し自由化。	
広告サービス	外資規制		●外資規制を撤廃し自由化。	
航空機の保守及び修理		●自由化約束なし。	●留保せず、自由化。	

(注) 留保対象義務の略語は次の通り。NT：内国民待遇、MFN：最恵国待遇、MA：市場アクセス、LP：拠点設置要求禁止、PR：特定措置の履行要求禁止、SMBD：経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務。

第5章 FTA 環境の変化と ASEAN 自動車産業 —AEC・トランプショック・TPP11 の影響—

九州大学大学院 経済学研究院 教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

清水 一史

はじめに

東アジアではASEANが経済統合をリードしてきた。昨年、設立50周年を迎えたASEANは、1976年から域内経済協力を開始し、1992年からはASEAN自由貿易地域(AFTA)を推進、2003年からはASEAN経済共同体(AEC)の実現を目指してきた。2015年12月には遂にAECを創設し、更に経済統合を深化させようとしている。また東アジアにおいては、ASEANを中心として重層的な協力が展開してきた。そして2008年からの世界金融危機後の構造変化の中で、環太平洋経済連携協定(TPP)が大きな意味を持ち始め、ASEANと東アジアの経済統合に大きな影響を与えてきた。2011年には東アジア地域包括的経済連携(RCEP)がASEANによって提案された。2015年10月にはTPPが大筋合意され、2016年2月には署名された。TPPの発効が、更に東アジアの経済統合に大きな影響を与えると考えられた。

しかしながら、2016年11月8日にはトランプ氏がアメリカ大統領選挙に当選し、2017年1月20日にはアメリカ大統領に就任、1月23日にはTPPからの離脱に関する大統領令に署名した。アメリカのTPP離脱は、ASEANにも大きな影響を与えている。このような状況の下で日本は、2017年5月にはTPP11を提案し、合意へ向けて交渉を推進してきた。

2018年1月にはAECの関税撤廃が完了した。すなわちカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムのCLMV諸国に与えられていた7%の猶予品目の関税撤廃が行われた。猶予されていたベトナムの自動車等の関税も撤廃された。

ASEANの自動車産業も、急速に発展してきている。ASEANでは、成長とともに所得が上昇して自動車を購買できる中間層も急速に増大し、自動車の生産・販売・輸出も大きく拡大している。自動車産業は、ASEAN各国にとってきわめて重要な戦略産業である。またASEAN自動車産業において日系企業の役割はきわめて大きい。他方、ASEANの経

済統合が、BBC スキームに始まり、ASEAN 産業協力スキーム (AICO)、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) と AEC へ至るまで、長期的に自動車産業の部品補完や国際分業を支援してきた。関税撤廃の完成を含めた AEC の深化は、ASEAN と ASEAN の産業にも大きな影響を与えるであろう。

本章では、最近の FTA 環境の変化と ASEAN 自動車産業について考察する。その際に、ASEAN 自動車産業において大きな位置を占める日系企業についても触れたい。筆者は世界経済の構造変化の下での ASEAN と東アジアの経済統合を長期的に研究してきた。本章ではそれらの研究の延長に、最近の FTA 環境の変化、すなわち ASEAN における関税撤廃やトランプショックを含めた大きな枠組みの変化が、ASEAN 自動車産業に与える影響について考察したい。

第 1 節 ASEAN を巡る FTA 環境の変化

1. AEC ・ TPP ・ RCEP の進展

(1) ASEAN 経済統合の展開と AEC

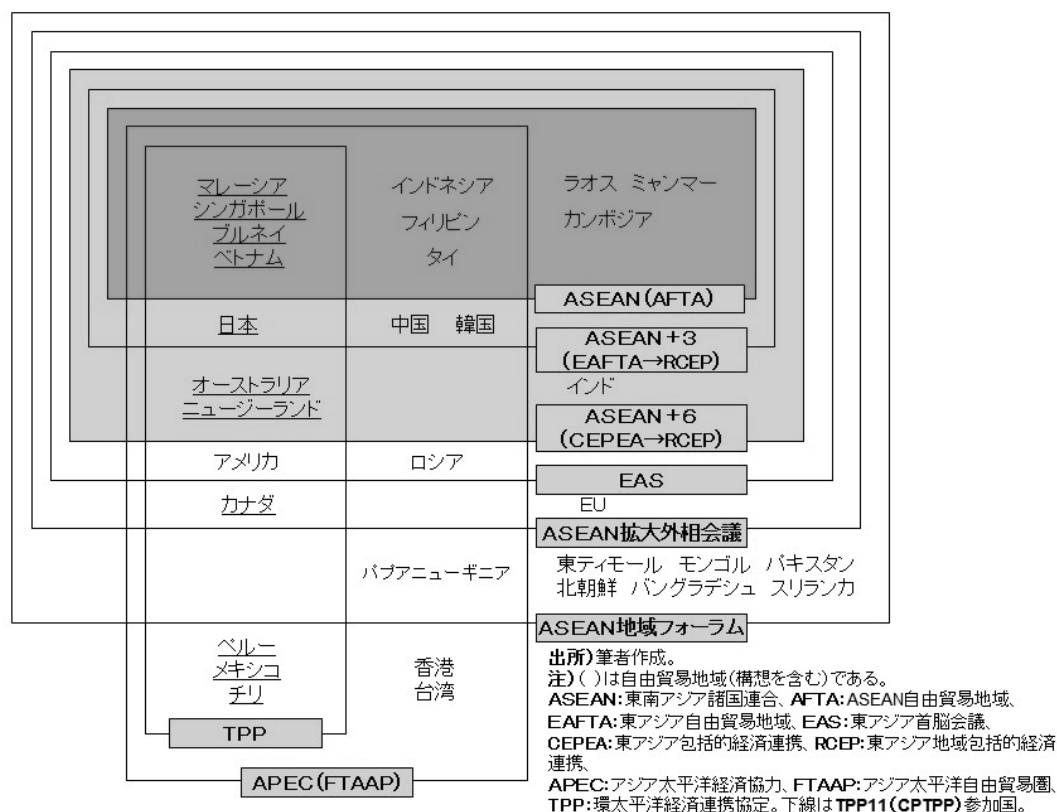
東アジアでは、ASEAN が域内経済協力・経済統合の先駆けであった (注 1)。1967 年に設立された ASEAN は、当初の政治協力に加え、1976 年の第 1 回首脳会議と「ASEAN 協和宣言」より域内経済協力を開始した。1976 年からの域内経済協力は、外資に対する制限のうえに企図された「集团的輸入代替重化学工業化戦略」によるものであったが挫折に終わり、1987 年の第 3 回首脳会議を転換点として、1985 年 9 月のプラザ合意を契機とする世界経済の構造変化をもとに、「集团的外資依存輸出指向型工業化戦略」へと転換した。1991 年から生じた ASEAN を取り巻く政治経済構造の歴史的諸変化の下で、更に域内経済協力の深化と拡大が進められ、1992 年からは ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) が推進されてきた。そして冷戦構造の変化を契機に、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが ASEAN に加盟した。その後 1997 年のアジア経済危機以降の構造変化のもとで、ASEAN にとっては、更に協力・統合の深化が目標とされた。

2003 年 10 月の第 9 回首脳会議における「第 2 ASEAN 協和宣言」は、ASEAN 経済共同体 (AEC) の実現を打ち出した。AEC は、2020 年までに物品 (財) ・サービス ・投資 ・熟練労働力の自由な移動に特徴付けられる単一市場・生産基地を構築する構想であった (注 2)。2007 年 1 月の第 12 回 ASEAN 首脳会議では、ASEAN 共同体創設を 5 年前倒しして 2015 年とすることが宣言され、2007 年 11 月の第 13 回首脳会議では、AEC の 2015 年ま

でのロードマップである「AEC ブループリント」が発出された。2010 年 1 月には先行加盟 6 カ国で関税が撤廃され AFTA が完成した。先行 6 か国では品目ベースで 99.65%の関税が撤廃された。

ASEAN は、東アジアの地域経済協力においても、中心となってきた（図 1、参照）。東アジアではアジア経済危機への対策を契機に、ASEAN+3 や ASEAN+6 などの地域経済協力が重層的・多層的に展開しており、その中心は ASEAN であった。また ASEAN 日本包括的経済連携協定（AJCEP）や ASEAN 中国自由貿易地域（ACFTA）などの 5 つの ASEAN+1 の FTA が、ASEAN を軸として確立されてきた。

図 1 ASEAN を中心とする東アジアの地域協力枠組み



(2) 世界金融危機後の変化と TPP・RCEP

2008 年の世界金融危機後の構造変化は、ASEAN と東アジアに大きな転換を迫ってきた。その構造変化の下で TPP にアメリカも参加した。TPP は、2006 年に P4 として発効した当初はブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの 4 か国による FTA にすぎなかったが、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムも加わり大きな意味を持つよ

うになった。2010年3月には8か国で交渉が開始され、10月にはマレーシアも交渉に加わった。

TPPがアメリカをも加えて確立しつつある中で、東アジア全体のFTAも推進されることとなった。2011年11月17日のASEAN首脳会議では、ASEANが、これまでの東アジア包括的地域連携（CEPEA）と東アジア自由貿易地域（EAFTA）、ASEAN+1のFTAの延長に、ASEANを中心とする新たな東アジアのFTAであるRCEPを提案した。2012年8月の第1回のASEAN+FTAパートナーズ大臣会合では、ASEAN10か国並びにASEANのFTAパートナー6か国の計16か国がRCEPを推進することに合意し、2012年11月にはRCEP交渉立上げ式が開催された。RCEPはこうして、急速に交渉へ動きだした。RCEPは成長を続ける東アジアのメガFTAであり、RCEPの実現は東アジア全体で貿易と投資を促進し、東アジアの発展に資すると考えられた。

2013年3月15日には日本がTPP交渉参加を正式に表明し、東アジアの経済統合とFTAに更にインパクトを与えた。5月にはRCEP第1回交渉が行われ、7月には第18回TPP交渉会合において日本がTPP交渉に正式参加した。こうして世界金融危機後の変化は、ASEANと東アジアの経済統合の実現を追い立てることとなった。

2015年10月5日には、アメリカのアトランタで開催されたTPP閣僚会議において、遂にTPP協定が大筋合意された。2010年3月に8か国で交渉開始してから約5年半での合意であった。そして2016年2月4日には、TPP協定がニュージーランドのオークランドにおいて署名された。TPPは日本とアメリカを含めたアジア太平洋のメガFTAであり、高い貿易自由化レベルを有することと、新たな通商ルールを含むことが特徴である。

(3) AECの創設

東アジアの経済統合を牽引するASEANは、着実にAECの実現に向かい、2015年12月31日にはAECを創設した。AECは東アジアで最も深化した経済統合である。AECでは、関税の撤廃に関して、AFTAとともにほぼ実現を果たした。AFTAは東アジアのFTAの先駆であるとともに、東アジアで自由化率の高いFTAである。先行加盟6カ国は、2010年1月1日にほぼすべての関税を撤廃した。2015年1月1日には、CLMV諸国の一部例外を除き、全加盟国で関税の撤廃が実現された。ただしCLMV諸国においては、関税品目表の7%までは2018年1月1日まで撤廃が猶予された。ASEAN10カ国全体での総品目数に占める関税撤廃品目の割合は95.99%に拡大した。原産地規則の改良や自己証明制度

の導入、税関業務の円滑化、ASEAN シングル・ウインドウ (ASW)、基準認証等も進められた。更にサービス貿易の自由化、投資や資本の移動の自由化、熟練労働者の移動の自由化も徐々に進められている。また輸送プロジェクトやエネルギープロジェクト、知的財産権、経済格差の是正等多くの取り組みもなされてきている (注 3)。

2015 年 11 月の首脳会議では、新たな AEC の目標 (「AEC ブループリント 2025」) を打ちだし、2025 年に向けて、更に AEC を深化させようとしている。「AEC ブループリント 2025」は、「A.高度に統合され結合した経済」、「B.競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN」、「C.連結性強化と分野別統合」、「D. 強靱で包括的、人間本位・人間中心の ASEAN」、「E.グローバル ASEAN」の 5 つの柱を示した (注 4)。「AEC ブループリント 2025」は、これまで達成してきた関税撤廃等の成果の延長に、未達成の部分を実現して統合を深化させる現実的路線と言えるが、今後、更に統合の加速を迫られ、新たな目標を追加、あるいは達成時期を前倒しする可能性がある。

2. トランプショックとその後の変化

TPP 大筋合意と署名が更に ASEAN と東アジアの経済統合を進めると考えられたが、2016 年 11 月 8 日にはアメリカの大統領選でトランプ氏が当選し、大きな衝撃を与えた。2017 年 1 月 20 日には実際にトランプ氏がアメリカ大統領に就任し、1 月 23 日には TPP からの離脱に関する大統領令に署名した。アメリカの TPP 離脱は、ASEAN 経済統合と ASEAN 各国にも大きな負の影響を与える (注 5)。

TPP の ASEAN 経済統合への影響を考えてみよう。先ずトランプ氏当選以前の状況においては、第 1 に、TPP は ASEAN 経済統合を加速し、追い立ててきた。第 2 に、TPP が、RCEP という東アジアの広域の経済統合の実現を追い立て、RCEP が更に ASEAN の統合を追い立ててきた。第 3 に、TPP の規定が ASEAN 経済統合を更に深化させる可能性もあった。

しかし 2016 年 11 月のトランプ氏の大統領選挙当選後には、大きく状況が変化してしまった。アメリカが TPP から離脱し、TPP が発効できずに頓挫してしまう可能性が生まれ、追いついてきた。その場合には、これまで述べてきたプラスの影響は、得られない。ASEAN 経済統合に与える影響では、第 1 に、ASEAN 経済統合を追い立てる力が弱くなる。第 2 に、TPP が RCEP 交渉を促す力が弱くなり、RCEP が AEC を追い立てる力も弱くなる。第 3 に、TPP の幾つかの規定が AEC を深化させる可能性は低くなる。そして TPP が頓挫する

事は、あるいはトランプ大統領になって世界経済が保護主義的になることは、東アジア経済全体に大きな負の影響を与える。ASEAN を含めて東アジア各国は、貿易と投資の相互依存関係の増進の中で急速な成長を遂げてきたからである。

TPP からアメリカが離脱し世界各国が保護主義的になって来ている中で、日本は 2017 年 5 月に TPP11 を提案してその後の交渉をリードした。また EU とのメガ FTA を進め、日本 EU・EPA が 7 月に大枠合意され、12 月に最終合意された。

2017 年 11 月のベトナムのダナンでの TPP 閣僚会議では、TPP11 (Comprehensive and Progressive Agreement for TPP: CPTPP) が大筋合意された。ただし、いくつかの項目に関しては、再度の交渉が必要となった。そして 2018 年 1 月 23 日の TPP 交渉会合では、遂に TPP11 の協定文が最終的に確定し、3 月 8 日にチリで署名することが合意された。カナダは NAFTA 交渉を抱え、TPP11 の合意には消極的な面があったが、最終的には合意した。TPP11 (CPTPP) は、その規模は大きくないが、TPP の高い水準の貿易自由化と新たなルールを受け継ぎ、今後のメガ FTA の雛形になる。同時に AEC の深化と RCEP 交渉の進展にも影響を与えるであろう。

RCEP に関しては、交渉会合と閣僚会合が重ねられ、11 月 12 日には閣僚会合、14 日に首脳会議が開催されたが、結局 2017 年に交渉妥結することはできなかった。11 月 14 日の RCEP 首脳会議の「RCEP 交渉の首脳による共同声明」では、「閣僚と交渉官が、RCEP 交渉の妥結に向けて 2018 年に一層努力することを指示する」と述べられ、交渉分野に関しては 18 の交渉分野：(a)物品貿易、(b)原産地規則 (ROO)、(c)税関手続・貿易円滑化 (CPTF)、(d)衛生植物検疫措置 (SPS)、(e)任意規格・強制規格・適合性評価手続 (STRACAP)、(f)貿易救済、(g)サービス貿易、(h)金融サービス、(i)電機通信サービス、(j)人の移動 (MNP)、(k)投資、(l)競争、(m)知的財産 (IP)、(n)電子商取引 (E-commerce)、(o)中小企業 (SMEs)、(p)経済技術協力 (ECOTECH)、(q)政府調達 (GP)、(r)紛争解決が述べられた (注 6)。

3. AEC の関税撤廃の完了

2018 年 1 月 1 日には遂に AEC の関税撤廃が完了した。すなわち 2018 年 1 月 1 日に猶予されていた 7%の品目の関税が撤廃され、AFTA が完成した。各国で関税撤廃が猶予されていた 650 超の品目の関税が新たに撤廃され、CLMV 諸国の関税撤廃率は 98.1%に達した。ベトナムでは、自動車やオートバイに掛けられていた 30%の関税が撤廃された。

ASEAN では、AFTA によって 2003 年 1 月には先行 6 カ国の関税は、ほぼ 5%以下に引き下げられた。更に 2003 年 11 月からは AEC の実現に向かって、その核である AFTA を推進し、2010 年 1 月 1 日には AFTA による先行 6 カ国による関税の撤廃がほぼ完成した。AEC 創設年の 2015 年の 1 月 1 日には、CLMV 諸国においても、一部を除いて関税が撤廃された。ただし 7%の品目に関しては 2018 年 1 月 1 日まで撤廃が猶予された。たとえばベトナムでは、自動車と自動車部品の撤廃を猶予していた。

しかし 2018 年 1 月 1 日には関税撤廃され、大きな影響を与える事が予想された。たとえばベトナムでは急速に関税が引き下げられてきており、2010 年までは完成車関税は 83%であったが、2011 年には 70%、2013 年には 60%、2014 年には 50%、2016 年には 40%、2017 年に 30%へと急激に引き下げられ、2018 年 1 月には遂に関税が撤廃された。AEC の関税撤廃の完成は、ASEAN を取り巻く FTA 環境の変化の中でも、ベトナムを含め ASEAN の自動車産業に最も大きな影響を与える変化と考えられる。この点に関しては、第 3 節で詳しく考察する。

第 2 節 ASEAN 自動車産業と日系企業

1. ASEAN 自動車産業と日系企業

現在、ASEAN は世界の有力な成長センターとなり、ASEAN の自動車産業も急速に発展してきている。ASEAN では、成長とともに所得が上昇して自動車を購買できる中間層も急速に増大し、自動車の生産・販売・輸出も大きく拡大している。自動車産業は、ASEAN 各国にとってきわめて重要な戦略産業である。また ASEAN 自動車産業において日系企業の役割はきわめて大きい。他方、ASEAN の経済統合も、早くから自動車産業の部品補完や国際分業を支援してきた。以下、ASEAN の自動車産業と日系企業について述べて行く（注 7）。

2. ASEAN 各国の自動車産業

ASEAN における自動車生産と販売の分析に入る前に、ASEAN 主要国の自動車産業の現状について、簡単に触れておこう。

(1) タイ

ASEAN の自動車産業の核であるタイは、政情不安、アジア経済危機や世界金融危機、大洪水等の多くの影響を受けながらも、自動車生産と販売を大きく拡大させてきた。日系

の主要なメーカーが生産を行っており、日系自動車メーカーの一大集積地となっている。また日系を含め 2000 社以上の第 1 次から 3 次の部品メーカーが集積している。販売では約 90%を日系自動車に占め、日系メーカーの世界における重要な生産基地と市場である。また最近では年に約 120 万台を輸出する自動車輸出国である。需要においては、1 トン・ピックアップトラックの需要が大きかったが、最近では乗用車の需要も増えてきている。

タイにおいては、これまでも自動車産業政策によって自動車産業を保護育成してきたが、2007 年 1 月に発表した最初の「エコカー政策」で、低燃費の乗用車への投資誘致と生産促進を図ってきた。その最初のモデルは日産自動車（日産）のマーチで、日系各社が認可を受けて生産している。2013 年 10 月からは第 2 弾の「エコカー政策」が進められている。また 2017 年 3 月には電動車等の生産に対する新投資奨励策を発表している（尚、この電動車にはハイブリッド車も含まれる）。

(2) インドネシア

インドネシアは、ASEAN で最大の人口を抱えながら成長を続け、生産と販売が大きく拡大してきている。インドネシアにおいても日系の主要なメーカーが生産を行っており、日系自動車メーカーの主要な生産基地と市場となっている。また日系を含め 1000 社以上の部品メーカーが集積している。販売では、タイを上回る約 95%程度のシェアを日系自動車に占めている。また最近では約 20 万台を輸出している。需要においては、7 人乗りなどのミニバンの需要が大きく、ミニバンを含めた乗用車の割合が大きい。

自動車政策においては、2013 年に「LCGC 政策（低コストグリーンカー政策）」を発表し、タイと同様の政策を進めている。

(3) マレーシア

マレーシアは、他の ASEAN 各国と異なり、1980 年代から独自の国民車を生産しており、プロトン、プロデュア（ダイハツの資本が入っている）に代表される国民車の生産と販売の割合が大きい。自動車の需要に関しては、マレーシアの一人当たり所得が高いこともあり、乗用車中心でやや成熟した市場といえる。自動車政策においては、2014 年 1 月から低燃費車生産を促進する「EEV 政策」が進められている。2017 年 10 月には中国の吉利が第 1 国民車プロトンの 49.9%の資本を取得した。今後、プロトンを巡る状況が大きく変化する可能性がある。

(4) フィリピンとベトナム

フィリピンやベトナムの自動車生産と販売の規模は、上記 3 か国に比べるときわめて小さい。ただし、最近は販売が急速に拡大し、生産も拡大している。フィリピンでは、2016 年時点で現地生産車比率は 30%を下回り輸入車が多く、AFTA による関税撤廃の影響を受けてきた。しかし、自動車産業の育成に向けて新たな自動車産業政策「CARS」を進めている。

ベトナムも日系を含め自動車生産を行っているが、AFTA による関税引き下げの影響を受けてきている。第 3 節で述べるが、2018 年 1 月 1 日には、2017 年には 30%であった完成車の関税が一気に撤廃された。ベトナムではそれに合わせて、いくつかの輸入禁止的な政策が打ちだされている。

3. ASEAN の自動車生産・販売・輸出と日系企業

(1) ASEAN の自動車生産・販売

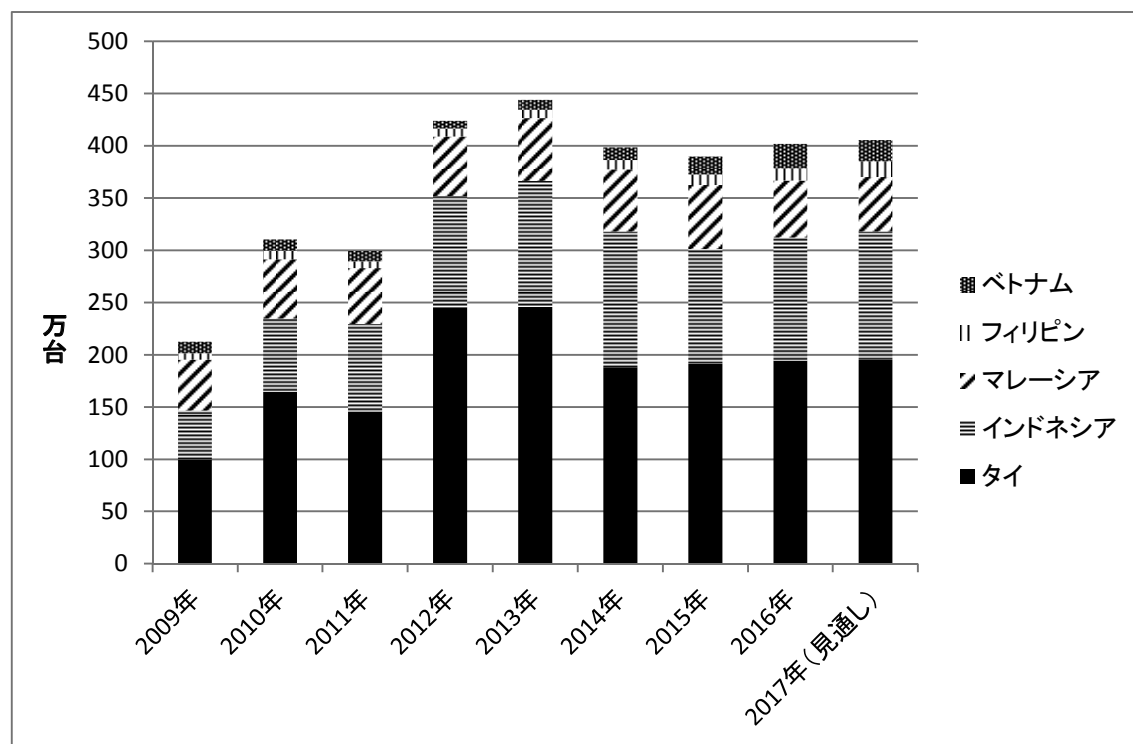
ASEAN の自動車生産は急速に拡大してきた。タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、そして 1995 年に ASEAN に加盟したベトナムの主要な自動車生産国 5 カ国の自動車生産台数は、2010 年には 310.2 万台であったが、2011 年にはタイの洪水の影響があり 299.5 万台に減少したものの、2012 年には 423.8 万台、2013 年には 443.9 万台に拡大した。ただし 2014 年にはタイの生産減少により 398.5 万台に減少し、2015 年には 389.7 万台、2016 年には 402.0 万台となった（図 2、参照）。たとえば 2016 年の生産状況を見ると、タイが 194.4 万台（5 カ国生産に占めるシェアは 48.36%）、インドネシアが 117.7 万台（29.3%）、マレーシア 54.5 万台（13.6%）、フィリピンは 11.7 万台（2.9%）、ベトナムは 23.6 万台（5.9%）であった（注 8）。2016 年のシェアでは、タイとインドネシアで 77.6%、タイとインドネシアとマレーシアの 3 国で 91.2%を占め、圧倒的である。2017 年には、2016 年よりも更に ASEAN の自動車生産が拡大する見込みである。

販売では、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、ブルネイの ASEAN の主要 7 カ国の自動車販売台数は、ASEAN 各国の成長にともない拡大が続き、2010 年から過去最高を更新して 2013 年に 359.2 万台に達した。2014 年には ASEAN 主要 7 カ国で約 324.9 万台へ、2015 年には 313.7 万台へと減少したが、2016 年には 324.2 万台へやや回復した（図 3、参照）。2016 年の販売状況を見ると、タイが 76.9

万台（7カ国販売に占めるシェアは23.7%）、インドネシアが106.2万台（32.7%）、マレーシアが58.0万台（17.9%）、フィリピンが40.4万台（13.6%）、ベトナムが30.4万台（9.4%）、シンガポールが11.0万台（3.4%）、ブルネイが1.3万台（0.4%）であった。2016年のシェアでは、タイとインドネシアで56.4%、タイとインドネシアとマレーシアの3国で74.3%を占めた（注9）。

2014年と2015年の販売の減少においては、特にタイの「ファーストカー購入政策」による需要先食いの影響が大きかったが、その反動の影響は少なくなりつつあり、タイの自動車販売並びにASEAN全体の自動車販売は徐々に回復に向かっている。2017年には、2016年よりも更にASEANの自動車販売が拡大する見込みである。またASEAN経済の発展と所得の向上とともに、長期的にはASEANの自動車販売は拡大を続けるであろう。

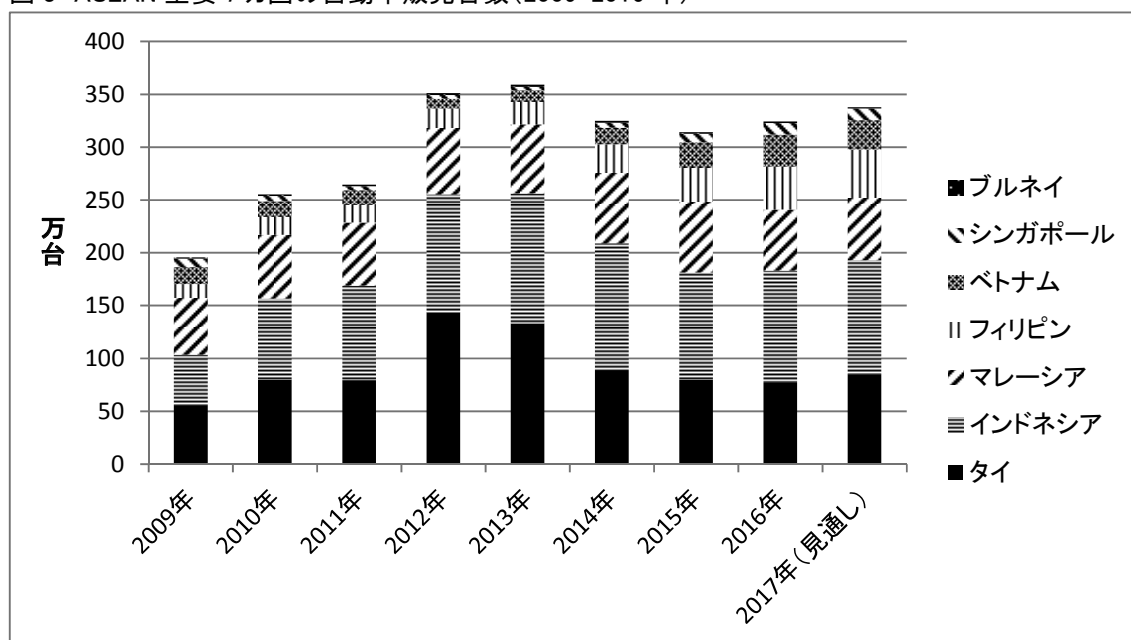
図2 ASEAN主要5カ国の自動車生産台数(2009-2016年)



（出所）FOURIN（フォーイン）『アジア自動車調査月報』2015年2月号、23ページ、2017年12月号、4ページから作成。

（注）各国自動車工業会資料、ASEAN Automotive Federation 資料等より FOURIN 作成。2017年の見通しは FOURIN による。

図3 ASEAN 主要7カ国の自動車販売台数(2009-2016年)



(出所) FOURIN (フォーイン)『アジア自動車調査月報』2016年12月号、8ページ、2017年12月号、4ページ。

(注) 各国自動車工業会資料より FOURIN 作成。KD を含まない。2017 年の見通しは FOURIN による。

(2) 日系自動車メーカーの優位

販売においては、日系ブランドが 80%を越え、圧倒的シェアを握っている。タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、ブルネイの 7 カ国の販売において、2015 年に 84.4%、2016 年に 84.3%のシェアであった。またトヨタ自動車（トヨタ）のシェアは、29.0%ときわめて大きい（注 10）。尚、生産においては、輸出を含め更に日系メーカーが優位となっている。

ASEAN 市場は、日系メーカーにとって日本や北米と並ぶ最重要市場である。中国市場と比べても、中国市場は規模が大きい日系ブランドのシェアが小さいため、日系企業にとっては、ASEAN 市場は、中国市場に対抗する 300 万台クラスの市場であり、ASEAN 市場は最重要な巨大販売市場である。同時に、日系企業にとって、400 万台クラスの巨大生産基地である。

ASEAN 市場では、タイでは 1 トン・ピックアップトラック、インドネシアではミニバン、マレーシアでは乗用車の需要が大きいというように、それぞれに需要が異なっている。日系メーカーは、各国のそれぞれ異なる需要に対応してきており、1 トン・ピックアップトラックやミニバン、小型乗用車で大きなシェアを有する。また部品や素材の現地調達を拡大して低コストの現地生産を達成しながら、AFTA 等により完成車と部品の輸出入にお

いても関税等での恩典を獲得してきている。更に低燃費の小型乗用車においては、最近のタイの「エコカー政策」やインドネシアの「LCGC 政策」、フィリピンの「CARS」によって、税の優遇を受けている。また ASEAN 市場では、シェアの大きさゆえに価格競争でも優位にあると言える。

ただし、最近では吉利汽車がマレーシアのプロトンに資本参加する等、中国の自動車メーカーの東南アジアへの進出もある。吉利汽車は 2017 年 10 月にプロトンへの 49.9% の出資を完了した。また上海汽車は、タイに量産工場を設置して MG ブランドの乗用車などを生産しているが、更に 2016 年 11 月にチョンブリ県で新工場の建設に着工した。インドネシアでも上海 GM 五菱の新工場が 2017 年 7 月に稼働した（注 11）。ASEAN での生産と販売における競争が激しくなる中で、日本メーカーは、更に優位を追及して行かなければならない。

（3）ASEAN 自動車産業の輸出拠点化—タイとインドネシアの輸出拠点化—

ASEAN の自動車生産と販売を比べてみると、生産が販売を上回っており、これらの差は主として輸出を反映している。2004 年からは、次項で述べるトヨタの IMV がタイとインドネシアで生産開始され、タイやインドネシアからの IMV の輸出が拡大してきた。また 2010 年にはタイで日産の小型乗用車のマーチが生産開始され、ASEAN 各国や日本への輸出が拡大してきた。輸出の拡大はこれらを反映する。

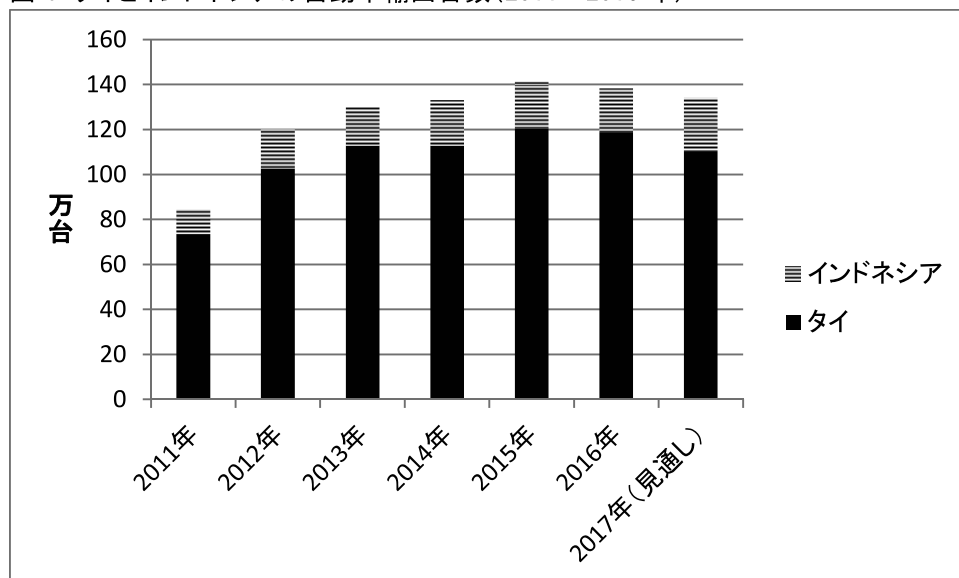
ASEAN における主要な自動車輸出国のタイは、2000 年代半ばから ASEAN の輸出拠点となり、2013 年に自動車輸出が 112.1 万台に達し、2014 年においても、国内販売と生産が大きく縮小する中で輸出は 112.3 万台と若干ではあるが拡大し、2015 年においても 120.5 万台と着実に拡大し、2016 年には若干減少したものの 118.9 万台を輸出した（注 12）（図 4、参照）。トヨタの IMV などの 1 トン・ピックアップトラックが大きな割合を占めるが、マーチやミラージュなどの乗用車の輸出も拡大している。

インドネシアにおいても、トヨタの IMV の輸出が始まった 2004 年には 1 万台弱であったが、2008 年に 10 万台を越え、2013 年には約 17.1 万台、2014 年度には 20.2 万台、2015 年には 20.8 万台に拡大し、2016 年にも 19.4 万台を輸出した（注 13）（図 4、参照）。インドネシアも ASEAN の輸出拠点となりつつある。

輸出の拡大においては、次項で見るように AFTA などによる関税削減の効果も大きい。今後、更に AFTA と AEC の実現、ASEAN+1 などの FTA の整備が進められ、輸出が拡大

するであろう。輸出の拡大と生産の拡大は、ASEAN 経済全体の成長を導くであろう。

図 4 タイとインドネシアの自動車輸出台数(2011～2016 年)



(出所) FOURIN (フォーイン)『アジア自動車調査月報』2016 年 12 月号、8 ページ、2017 年 12 月号、4 ページ。

(注) 各国自動車工業会資料より FOURIN 作成。KD を含まない。2017 年の見通しは FOURIN による。

4. ASEAN 経済統合と自動車産業・日系企業

(1) ASEAN 経済統合と自動車産業・日系企業

ASEAN においては、ASEAN 域内経済協力が自動車産業の部品補完や生産ネットワーク形成を支えてきた。そしてその主要な受益者は日系企業であった。ASEAN は、1987 年の第 3 回首脳会議を転換点として、「集团的外資依存輸出指向型工業化戦略」による域内経済協力へと転換したが、この戦略のもとでの協力を体現したのは、三菱自動車工業（三菱自工）が ASEAN に提案して 1988 年に調印された BBC スキームであった。BBC スキームは、ASEAN の域内経済協力の中で最も早くから着実に実践されてきた協力でもあった。そして BBC スキームは、三菱自工、トヨタ、日産等により実践されてきた（注 14）。

1992 年には ASEAN は AFTA に合意し、BBC スキームは AFTA に対応した新たなスキームへの転換を迫られ、1996 年には ASEAN 産業協力 (AICO) スキームへと発展した。AICO スキームは、1998 年に入ってから認可が下りるようになった。自動車関連が中心で日系企業の利用が中心であった。

2003 年には ASEAN は AEC を実現することを宣言し、AEC の柱である AFTA の確立も加速を迫られた。当初は各国が AFTA から除外してきた自動車と自動車部品も、徐々に

適用品目に組み入れられてきた。最後まで除外してきたマレーシアも、2004年にはそれらを適用品目へ組み入れ関税を引き下げ、2007年には関税を5%以下に引き下げた。

AFTAにおいては、タイのAFTAの利用上位品目は自動車関連品目が多く、その主要な受益者は日系企業であった。またAICOにおいても、2008年9月時点では150件が認可されており、そのうち134件が自動車関連であった。トヨタが33件、ホンダが51件、デンソーが12件、ボルボが8件、日産が7件等であり、日系自動車メーカー・部品メーカーの利用が大勢を占めていた（注15）。尚、AICOに関しては、AFTAの関税率の引き下げとともにAICOからAFTAへの切り換えが進められ、2011年にはAFTAに切り換えられた。

以上のように、ASEAN域内経済協力政策であるBBC、AICO、AFTAによって、自動車産業のASEAN全体の自動車部品補完・生産ネットワーク形成が支援されてきた。そして各社は、主要な部品補完を基に、ASEAN大での自動車生産を進めてきた。次項では、ASEAN域内経済協力と自動車部品補完・ASEAN生産ネットワーク形成を示す典型例である、トヨタ自動車のIMVプロジェクトについて見てみよう。

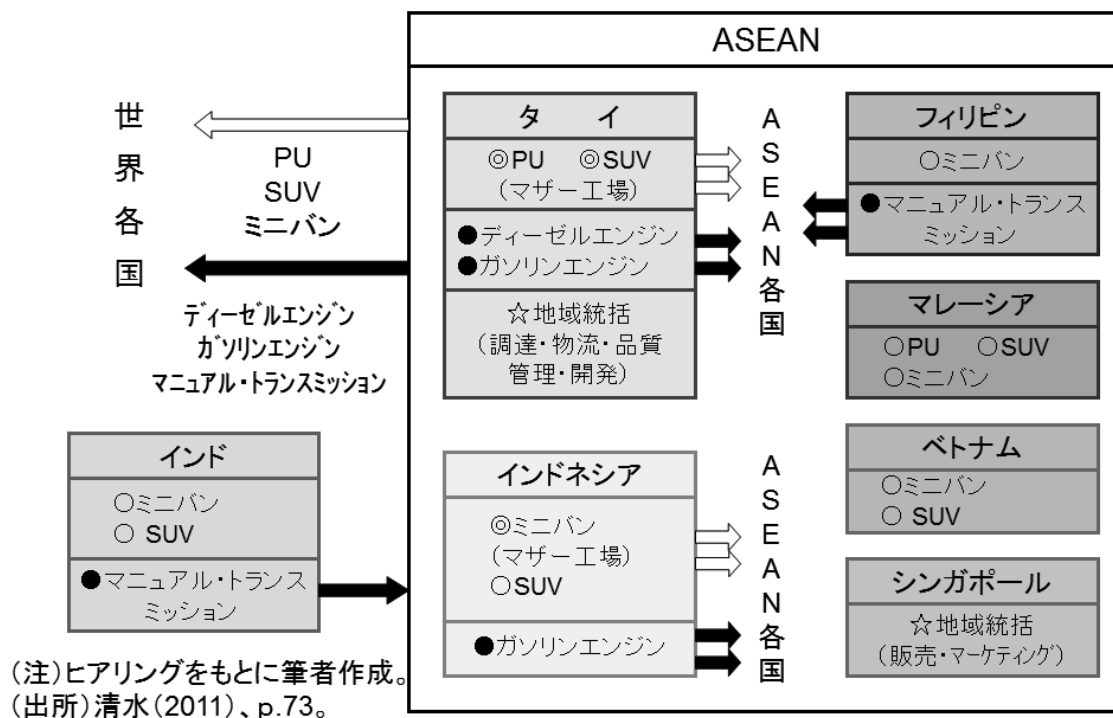
（2）ASEANにおける自動車生産ネットワークトヨタ自動車IMVの例ー

IMVは、最初に2004年8月にタイで生産開始した、1トン・ピックアップトラックベース車を部品調達から生産と輸出まで各地域内で対応するプロジェクトである。そしてこれまでの域内での部品の集中生産と補完を基に、域内分業と現地調達を大幅に拡大し、多くの部品をタイとASEAN各国で生産している。主要部品を各国で集中生産してAFTAを利用しながら補完し、同時に世界各国へも輸出している。また完成車も、CKDを含めてASEAN域内で補完し、かつ世界各国へ輸出している（注16）（図5、参照）。

更にIMVプロジェクトは、トヨタの自動車と部品の集中生産と相互補完だけではなく、一次部品メーカーの代表であるデンソーの部品の集中生産と相互補完をも拡大し、1次部品メーカー、2次部品メーカーや素材メーカーを含め、ASEANにおける重層的な生産ネットワークを拡大してきている。ASEAN域内経済協力と生産ネットワークから見ても、域内協力政策と企業の生産ネットワーク構築の合致であり大きな成果と言える。またASEAN内の生産の拡大や現地調達、技術向上も促進されてきている。IMVは、2015年5月から新モデルの生産が開始された。今後、更に生産と輸出、現地調達と部品補完が拡大するであろう。

第 1 節で述べたように、ASEAN は 2015 年末には AEC を創設した。次節では、AEC を含めた FTA 環境の変化が ASEAN の自動車産業へ与える影響を考察しよう。

図 5 トヨタ自動車 IMV の主要な自動車・部品補完の概念図



第 3 節 FTA 環境の変化が ASEAN 自動車産業へ与える影響

1. AEC の影響：AFTA による関税撤廃のインパクト

(1) AFTA による関税撤廃

AEC の創設は、ASEAN の自動車産業並びに ASEAN で完成車や部品の生産を行う日系企業に、大きなインパクトを与える。とりわけ AFTA による関税の撤廃は、大きな影響を与えている。AEC のインパクトについて、関税の撤廃を中心に考察してみたい。

ASEAN では、AFTA によって 2003 年 1 月には先行 6 カ国の関税は、ほぼ 5%以下に引き下げられた。2003 年 11 月からは AEC の実現に向かって、その核である AFTA を推進し、2010 年 1 月 1 日には AFTA による先行 6 カ国による関税の撤廃がほぼ完成した。そして自動車産業の発展とともに、自動車と自動車部品の域内国際分業が更に加速してきた。

その際に、タイとインドネシアに自動車産業が更に集積してきており、タイとインドネ

シアから多くの完成車と部品を輸出している。特にタイは、毎年輸出が拡大してきた。関税が引き下げられてきているベトナムへの輸出も急速に拡大してきた（注 17）。タイとインドネシアが、相互に得意な車種を一層集中生産して域内へ輸出する可能性も拡大している。これらの状況は、タイやインドネシアで生産を行う日系企業においても大きなプラスの影響を与えている。今後、更に完成車と部品の生産、販売、輸出が拡大する可能性もある。

他方、2010 年 1 月の関税撤廃は、フィリピンの自動車産業にマイナスの影響を与えている。フィリピンの完成車の関税は、他の先行 6 カ国の関税と並んで撤廃された。それによってタイなどからの自動車輸入が拡大している。この状況はフィリピンで生産を行う日系企業にも、マイナスの影響を与えた。

2015 年 1 月 1 日には、CLMV 諸国においても、一部を除いて関税が撤廃された。ただし 7% の品目に関しては 2018 年 1 月 1 日まで撤廃が猶予された。ベトナムでは自動車と自動車部品の撤廃を猶予した。しかし 2018 年 1 月 1 日には関税撤廃されることとなった。2015 年には 50%、2017 年には 30% 掛かっている完成車の関税が撤廃されると、ベトナムで生産する自動車よりも輸入車の方が安くなると考えられた。2018 年 1 月 1 日の関税撤廃によって日系企業もベトナムでの生産を維持できるかが問われてきた。

（2）関税撤廃のフィリピンの例

AFTA の完成と域内関税の撤廃が 2010 年 1 月になされたフィリピンの例を見てみよう。フィリピンの完成車の関税は、2009 年までは 0-5% であったが、2010 年 1 月に他の先行 6 カ国の関税とともに撤廃された。フィリピンでは 2009 年から 2010 年に販売台数が 13.2 万台から 17.0 万台に大きく拡大したが、生産台数は 6.3 万台から 8.0 万台へと大きくは拡大しなかった（注 18）。他方、タイからフィリピンへの輸出台数は、3.7 万台から 4.7 万台に増加した（注 19）。

2010 年から 2015 年への変化では、販売台数は 17.0 万台から 32.4 万台に大きく拡大したが、生産台数は 8.0 万台から 9.9 万台への拡大に過ぎない（注 20）。他方、タイからフィリピンへの輸出台数は、4.7 万台から 11.8 万台に大きく拡大した（注 21）。2010 年において販売に占める生産の比率は 47.2% と約半分であったが、2015 年においては 30.5% に低下してしまった。フィリピンの販売台数は、2016 年には 40.4 万台と更に拡大した。また生産台数も 11.7 万台（2.9%）へと拡大した。ただし、販売に占める生産の比率は 28.9%

と低下している。フィリピンの場合には、AFTA による関税の撤廃が、フィリピン自動車産業に負の影響を与えてきたと言える。

しかし最近では、2015 年 5 月に発表された「包括的自動車産業振興政策 (CARS)」が進められ、フィリピンの自動車産業に新たな展開が見られる。CARS は、自動車 3 社に投資インセンティブを与える政策である。その際には 6 年間で 1 モデル 20 万台を生産すること、特定の部品・コンポーネントを現地化することが条件となっている。参加メーカーには投資設備補助金が付与されるとともに、完成車生産が 10 万台を超えた段階で 1 台最大 5.4 万ペソ (約 12.6 万円) の生産インセンティブが支給される (注 22)。

CARS プログラムには、三菱自工とトヨタが参加しており、三菱自工は 2017 年 2 月にミラージュを生産開始した。三菱自工は約 43 億ペソ (約 104 億円) を投資する計画で、フィリピンの自動車工場で最大の 2000 トンのプレス機を持つ工場を 2018 年 1 月に稼働して、大物プレス部品を現地化する。トヨタは 2018 年に次期のヴィオスを CARS 対応モデルとして生産開始する。トヨタの CARS プロジェクトへの投資計画は、サプライヤーを含めて 32 億ペソ強となる。こうして、2016 年までは月間 8000~1 万台前後の生産規模が 2017 年 2 月以降は月平均 1.2 万台となっている (注 23)。

CARS によって、認定された自動車の生産が拡大するとともに、投資インセンティブにより、組み立てと部品生産の投資が増加する。フィリピンの例のように、自動車産業があまり優位を確立していない中で関税が撤廃されたとしても、市場が拡大を続けるとともに、政策によって生産と投資が促されるならば、自動車産業が発展する可能性があるかもしれない。フィリピンの自動車産業の発展は、市場の拡大とともに、CARS を含めた今後の自動車政策に依るであろう。

(3) 関税撤廃のベトナムの例

次にベトナムの例を見てみよう。最近の FTA 環境の変化による影響の顕著な例である。2015 年 1 月 1 日には、CLMV 諸国においても、一部を除いて関税が撤廃された。ただし、7%の品目に関しては 2018 年 1 月 1 日まで撤廃が猶予された。ベトナムでも自動車や自動車部品等の品目を猶予品目に入れた。

ベトナムでは 2010 年までは完成車関税は 83%であったが、2011 年には 70%、2013 年には 60%、2014 年には 50%、2016 年には 40%、2017 年に 30%へと急激に引き下げられ、2018 年 1 月に撤廃されることとなった。

ベトナムの自動車販売は、たとえば最近の 2012 年から 2016 年で見ると、2012 年に 9.3 万台だったが 2016 年に 30.4 万台へと急速に拡大した。また生産も 2012 年に 7.4 万台だったが、2016 年に 23.6 万台へと急速に拡大した（注 24）。販売に占めるベトナムでの生産の比率は 2012 年に 79.6%、2016 年に 77.6%であった。そして、同時期にタイからの自動車輸入は 4,414 台から 34,242 台へ、インドネシアからの輸入は 830 台から 3,838 台へ急速に拡大した。2017 年 1-6 月には、タイからの輸入が前年同期の 15,106 台から 19,170 台へ拡大し、インドネシアからの輸入は、後述するようにトヨタが IMV の SUV であるフォーチュナーを現地生産からインドネシアからの輸入に切り替えたことがあり、1,304 台から 10,814 台へ急拡大した（注 25）。

ベトナムでの生産の維持は、ベトナム政府がどのような自動車政策を採るかにも関わる。最近では、特別消費税（SCT）を変更し、2016 年 7 月から 1.5L 以下の小型乗用車を減税し、他方 2.5L 超の乗用車を増税した。更に 2018 年 1 月からは 2.0L 以下の乗用車を減税する一方、2.5L 超の車両を増税することとした。多くの小型の乗用車を生産する日系自動車メーカーにはプラスに作用すると考えられた。しかし投資インセンティブを含めた自動車政策は採られず、これらの政策が自動車の現地生産の拡大や投資に結び付くのは難しいと考えられた。

このような状況の中で、日系の各メーカーは、2018 年 1 月の関税撤廃に合わせて、輸入車の車種を増やすとともに、現地生産を維持しながら現地生産車種を絞り込み、その生産量を確保する方針を採ってきている。いくつかの車種は、現地生産から輸入へ切り替えしており、たとえば 2017 年 1 月には、トヨタがフォーチュナーの生産を終了しインドネシアからの輸入に切り替えた。またホンダがシビックの生産を終了してタイからの輸入に切り替えた。フォーチュナーがインドネシアからの輸入に切り替わり、2016 年 1-6 月のベトナムのインドネシアからの自動車輸入は 1,304 台にすぎなかったが、2017 年 1-6 月には 10,814 台に急拡大している（注 26）。

ベトナムでは、2018 年 1 月 1 日に、2017 年における 30%の関税が一気に撤廃された。完成車の関税が撤廃され、ベトナムで生産する自動車よりも輸入車の方が安くなると考えられていた。また関税撤廃によって自動車が安くなることを期待して、2017 年には自動車の買い控えも見られた。

しかし、ベトナムでは 2018 年 1 月からきわめて輸入禁止的な政策が採られることとなった。2017 年 10 月 17 日に公布された「政令 116 号」により、2018 年 1 月から完成車を

輸入する場合に、輸入者は、検査時に他国政府が発行する認可証を提出する事、輸入ロット（一船）ごと・車両仕様別に交通運輸省登録局（VR）による排気量および安全性能検査を行う事が義務付けられた。前者は本来輸出車を対象としたものではなく、後者では一回に付き 2 か月程度のリードタイムと 1 万ドル程度の多大な負担が発生するとされる（注 27）。

これらの措置はきわめて輸入禁止的な非関税障壁であり、ASEAN 経済統合の深化に逆行する。ベトナムにとっては、ASEAN 経済統合による関税撤廃が進む中で自国の自動車生産を守るための措置であり、かつなかなか政策が策定できなかったための苦肉の策であるかもしれない。しかし ASEAN 全体の経済統合の深化に大きくマイナスとなるであろう。

今後ベトナム政府が、これらの措置を続けるのか、あるいはこれらの措置を撤廃して自動車産業を育成するような政策を導入するのか、どのように自動車産業政策を進めて行かが、今後のベトナム自動車産業の発展を大きく左右するであろう。ベトナムにおいては、今後も経済成長によって自動車販売が大きく拡大して行くことが予想される。自動車各社は輸入車の車種を増やすとともに、現地生産を維持しながら現地生産車種を絞り込んでその生産量を確保する方針を採ってきている。そのような状況の中では、フィリピンのような自動車産業政策を採用して自動車産業を育成して行くことも可能かもしれない。

（4）新たな域内国際分業の進展―「タイ・プラス・ワン」―

現在の ASEAN では、「タイ・プラス・ワン」のような新たな域内国際分業が拡大していることも注目される。タイなどの主要国の賃金が上昇し失業率がきわめて低下しているからである。自動車産業においても、矢崎総業、トヨタ紡織、デンソーなどの例があげられる。たとえば矢崎総業は、2012 年 12 月にタイ国境に近いカンボジアのコッコン経済特区でワイヤーハーネスの分業向上を稼働させ、タイ工場を補完している（注 28）。また同じくタイ国境に近いポイペトでは、2015 年に豊田通商が自動車部品メーカーの現地進出支援を行う新会社テクノパークポイペトを設立し、2016 年にはニッパツのタイ子会社が自動車シートの縫製部品を手掛ける新工場を稼働した（注 29）。

新たな域内国際分業は、CLMV 諸国の自動車部品産業を発展させるであろう。そしてこれらの新たな域内国際分業は、関税の撤廃とともに貿易の円滑化、輸送インフラの整備などの AEC の深化によって支援されるであろう。

2. トランプショックと TPP11 の影響

最後に、トランプショックや TPP11 の影響についても考えてみよう。トランプショックは、ASEAN の自動車産業に直接の影響は少ないかもしれないが、世界経済全体の保護主義化と AEC の深化へのマイナスの影響が、ASEAN 自動車産業にも負の影響を与える可能性があるだろう。

第 1 節で述べたように、2017 年 1 月 20 日には実際にトランプ氏がアメリカ大統領に就任し、1 月 23 日には TPP からの離脱に関する大統領令に署名した。アメリカの TPP 離脱は、ASEAN 経済統合と ASEAN 各国にも大きな負の影響を与える。ASEAN 経済統合に与える影響では、第 1 に、ASEAN 経済統合を追い立てる力が弱くなる。第 2 に、TPP が RCEP 交渉を促す力が弱くなり、RCEP が AEC を追い立てる力も弱くなる。第 3 に、TPP の幾つかの規定が AEC を深化させる可能性は低くなる。そして TPP が頓挫する事は、あるいはトランプ大統領になって世界経済が保護主義的になることは、東アジア経済全体に大きな負の影響を与える。ASEAN を含めて東アジア各国は、貿易と投資の相互依存関係の増進の中で急速な成長を遂げてきたからである。

世界各国が保護主義的になって来ている中で、日本は 2017 年 5 月に TPP11 を提案してその後の交渉をリードした。2017 年 11 月のベトナムのダナンでの TPP 閣僚会議では、TPP11 (CPTPP) が大筋合意され、2018 年 1 月 23 日の TPP 交渉会合では TPP11 の協定文が最終的に確定し、3 月 8 日にチリで署名する予定である。また日本は EU とのメガ FTA を進め、日本 EU・EPA が 7 月に大枠合意され、12 月に最終合意された。RCEP に関しては、2017 年に交渉妥結することはできなかったが、TPP11 が署名されると交渉が進展する可能性がある。

トランプ大統領の影響等によって世界全体が保護主義化する中で、TPP11 (CPTPP) の署名が世界の通商体制の保護主義化を逆転する一步となり、更に RCEP 交渉や AEC の深化にも正の影響を与える可能性はある。そしてそれらが、ASEAN 自動車産業の発展にも影響を与える可能性があるだろう。

おわりに

AEC の創設とりわけ AFTA による関税の撤廃は、ASEAN の自動車産業に、大きな影響を与えている。2010 年 1 月 1 日には AFTA による先行 6 カ国による関税の撤廃がほぼ完成し、自動車産業の発展とともに、自動車と自動車部品の域内国際分業が更に加速してき

た。その際にタイとインドネシアの自動車産業が正の影響を受けて更に発展してきた。他方、2010年1月の関税撤廃は、フィリピンの自動車産業に負の影響を与えた。2015年1月1日には CLMV 諸国においても、一部を除いて関税が撤廃され、遂に 2018年1月には 猶予品目も撤廃されて AFTA が完成した。ベトナムでは、2018年1月1日に関税が一気に撤廃された。しかしベトナムでは、2018年1月からきわめて輸入禁止的な政策が採られることとなった。現在の ASEAN では、AEC の関税撤廃や貿易円滑化等によって支援されながら、「タイ・プラス・ワン」のような新たな域内国際分業も拡大してきている。

トランプショックは、世界経済全体の保護主義化と AEC の深化へのマイナスの影響によって、ASEAN 自動車産業にも負の影響を与える可能性がある。トランプ大統領の影響等によって世界全体が保護主義化する中で、TPP11 (CPTPP) の署名が世界の通商体制の保護主義化を逆転する一歩となり、ASEAN 自動車産業の発展にも影響を与える可能性がある。

AEC の実現を含めた FTA 環境の変化は、ASEAN で完成車や部品の生産を行う日本企業にも、大きな影響を与えるであろう。ASEAN において日系企業のシェアはきわめて大きく、有利な立場にある。またこれまで ASEAN 経済統合が自動車産業の部品補完や生産ネットワーク形成を支えてきており、その主要な受益者は日系企業であった。ただし中国企業等の進出も増えて来ており、日本メーカーは、更に優位を迫及して行かなければならない。

自動車産業においては、世界各国で進められている EV 化（電気自動車化）についても考えておく必要がある。ヨーロッパや中国で実際にどのように EV 化が進められるか？ ASEAN では、今後どのように EV 化が進められるか？それらはまだはっきりしないが、今後の ASEAN の自動車産業にも影響する可能性がある。

ASEAN 自動車産業においては、完成車メーカー、第1次部品メーカー、第2次部品メーカー等、多くの日本企業が ASEAN に進出している。AEC を創設・深化させている ASEAN における経済活動には、日本企業にとって大きなビジネスチャンスがある。ただし当然リスクもある。貿易や投資を行う前に、本報告書等を参考にして頂くとともに、是非、日本貿易振興機構（ジェトロ）や各国の日本人商工会議所等の専門家とお会いして、情報を集めることをお奨めしたい。自動車など各産業における専門家にお会いして相談することもお奨めしたい。取引先などビジネスのネットワークの中で情報を集めることも重要である。

<注>

1. ASEAN 経済統合の展開と世界金融危機後の変化に関しては、清水（2016）、参照。
2. AEC に関しては、石川・清水・助川（2016）等を参照。
3. AEC の実現状況に関しては、ASEAN Secretariat (2015a, b)、石川・清水・助川（2016）等、参照。
4. ASEAN Secretariat (2015c).
5. トランプショックと ASEAN 経済統合に関しては、清水（2017a）、参照。
6. 「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の首脳による共同声明」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000307670.pdf>)。
7. ASEAN の自動車産業と日系企業に関して詳細は、清水（2015）を参照。また各国の自動車産業の状況に関しては、フォーイン（2015）、フォーイン（2017）等を参照。
8. フォーイン『アジア自動車調査月報』2015 年 2 月号、23 ページ、2017 年 12 月号、4 ページ。
9. 同上。
10. フォーイン（2017）、20-21 ページ。
11. フォーイン『アジア自動車月報』2017 年 12 月号、5 ページ。
12. フォーイン『アジア自動車調査月報』2016 年 12 月号、8 ページ、2017 年 12 月号、4 ページ。
13. 同上。
14. 以下、詳細は清水（2011、2015）、参照。また ASEAN 域内経済協力と BBC スキームに関して詳しくは、清水（1998）、第 5 章を参照されたい。
15. ASEAN 事務局資料による。
16. 詳しくは、清水（2011、2015）を参照頂きたい。
17. 日本貿易振興機構『通商弘報』2016 年 4 月 13 日号。
18. フォーイン『アジア自動車調査月報』2015 年 2 月号、23 ページ、2016 年 12 月号、8 ページ。
19. 日本貿易振興機構『通商弘報』2016 年 4 月 13 日号。
20. フォーイン『アジア自動車調査月報』2015 年 2 月号、23 ページ、2016 年 12 月号、8 ページ。
21. 日本貿易振興機構『通商弘報』2016 年 4 月 13 日号。
22. フォーイン『アジア自動車調査月報』、2017 年 9 月号、28-29 ページ。
23. 同上。
24. フォーイン『アジア自動車調査月報』2015 年 2 月号、23 ページ、2017 年 12 月号、4 ページ。
25. フォーイン『アジア自動車調査月報』2017 年 8 月号、45 ページ。
26. フォーイン『アジア自動車調査月報』2017 年 8 月号、45 ページ。
27. 日本貿易振興機構『通商弘報』2018 年 1 月 17 日号。

28.フォーイン (2015)、171 ページ。

29.フォーイン (2017)、145 ページ。

<参考文献>

- ・ ASEAN Secretariat, *ASEAN Documents Series*, annually, Jakarta.
- ・ ASEAN Secretariat, *ASEAN Annual Report*, annually, Jakarta.
- ・ ASEAN Secretariat (2008), *ASEAN Economic Community Blueprint*, Jakarta.
- ・ ASEAN Secretariat (2015a), *ASEAN 2025: Forging Ahead Together*, Jakarta.
- ・ ASEAN Secretariat (2015b), *ASEAN Economic Community 2015: Progress and Key Achievements*, Jakarta.
- ・ ASEAN Secretariat (2015c), *ASEAN Integration Report*, Jakarta.
- ・ 石川幸一・朽木昭文・清水一史編 (2015)『現代 ASEAN 経済論』文眞堂。
- ・ 石川幸一・清水一史・助川成也編 (2016)『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文眞堂。
- ・ 浦田秀次郎・牛山隆一・可部繁三郎編 (2015)『ASEAN 経済統合の実態』文眞堂。
- ・ 西村英俊・小林英夫編 (2016)『ASEAN の自動車産業』勁草書房。
- ・ 日本貿易振興機構 (JETRO)『通商弘報』。
- ・ フォーイン (FOURIN)『アジア自動車調査月報』。
- ・ フォーイン (FOURIN) (2015)『ASEAN 自動車産業 2015』フォーイン。
- ・ フォーイン (FOURIN) (2017)『ASEAN 自動車産業 2017』フォーイン。
- ・ 清水一史 (1998)『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房。
- ・ 清水一史 (2011)「ASEAN 域内経済協力と自動車部品補完—BBC・AICO・AFTA と IMV プロジェクトを中心に—」、『産業学会研究年報』、26 号。
- ・ 清水一史 (2015)「ASEAN の自動車産業—域内経済協力と自動車産業の急速な発展—」、石川・朽木・清水 (2015)。
- ・ 清水一史 (2016)「世界経済と ASEAN 経済共同体」、石川・清水・助川 (2016)。
- ・ 清水一史 (2017a)「トランプショックと ASEAN 経済統合」『世界経済評論』第 61 巻第 5 号。
- ・ 清水一史 (2017b)「ASEAN 経済統合の深化と ASEAN Centrality」、『国際問題』第 665 号。

第6章 ASEANの電機電子産業と交通・運輸分野の改善 ーベトナムにおける非日系企業の躍進ー

福井県立大学 地域経済研究所 教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
春日 尚雄

はしがき

製造業としてのエレクトロニクス・電機電子産業は、自動車産業と並んで大きな裾野産業の広がりを持ち、ASEAN 域内でも立地した国、地域の産業の高度化に貢献している。ASEAN の中でも TPP 参加国であるベトナムにおいては、近年輸出構造に大きな変化が見られており、それまで繊維・縫製品といったものが輸出の主力品目であったものが、携帯電話（スマートフォン）を中心に、コンシューマー系のエレクトロニクス製品が輸出品目のトップを占めるまでになった。外国資本による生産拠点の移動、立地がこうした急激な変化をもたらしており、ASEAN 域内では日本企業による集中的な立地は 1985 年以降、タイなどにおいてみられ産業集積の形成が非常に大きなものとなっているが、近年のベトナムではアジア新興国特に韓国メーカーによるものが突出している。

一方、製造業の進出に必要となるサプライチェーンの構築には交通・運輸分野におけるインフラの改善が欠かせないが、ASEAN 地域統合の流れの中では、2015 年 12 月の ASEAN 経済共同体（AEC）の形成に先立つ 2007 年の ASEAN ブループリント以来、ASEAN 域内の交通・運輸分野の改善と連結性（connectivity）向上が不可欠な要素とされてきた。具体的な計画としては、2010 年の ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC あるいは MPAC2010）においては、「連結性」を分類、定義し、陸・海・空に関する優先プロジェクト・課題を盛り込み、ブルネイ行動計画では、①陸上輸送、②航空、③海上輸送、④交通円滑化、の 4 つのセクターにおける具体的な目標などを示した。さらに AEC 形成後、2025 年を目指す AEC2025 ブループリントと、ブルネイ行動計画に相当する後継計画のクアラルンプール交通戦略計画（KLTP）が示され、さらに 2016 年 9 月には、MPAC の後継である ASEAN 連結性マスタープラン 2025（MPAC2025）が出された。こうした ASEAN の交通・運輸の改善への継続した取り組みは、ASEAN 域内に立地した産業へも製造業における産業集積の拡大や工程間分業の促進などを通じて、ポジティブな影響があ

ると考えられている。

第1節 東アジアの生産ネットワークとASEAN

1. 中国への2000年以降における生産集中

東アジアでは1985年のプラザ合意以降急速に増加した日系企業など海外からの直接投資（FDI）を発端とし、域内で生産ネットワークの形成が進んだ。この主たる要因としては、フラグメンテーション（工程間分業）が国際的に展開されたこと、さらには世界的なFTA（自由貿易協定）のネットワーク構築により貿易の加速度的な増大をしたことが大きい。1980年から90年代においてはNIES諸国、そして2000年以降は中国が明らかに貿易と経済成長を牽引する構図となる。当初、日本から中国・ASEANに部品など中間財を輸出し、組立後に最終財となって中国・ASEANから世界の主要消費市場である欧州、北米へ輸出されるという構造の東アジア生産ネットワークであった。2000年以降で最も大きく変化したのは中国から欧米への最終財輸出の急増で、他方、日本から中国への中間財の輸出は大きく伸びず、代わって韓国、ASEANが中国への中間財輸出を伸ばしている。

1980年代から90年代という、まさしく日系企業が海外進出に向かう時期と同じくして起きた、パラダイムシフトと言える「第二のアンバンドリング」がこうした東アジアの生産・流通ネットワークの一大変化を後押ししたと考えられる。中国への生産集中は、新しい価値連鎖（バリューチェーン）により、「どこでも作り消費地で売る」と変化したことから説明が可能である。事例としてあげる電機電子産業でも示されるように、東アジアにおける国際分業において中国が組立・生産、輸出拠点として圧倒的な地位を確立したのに対して、中間財の供給国としては日本だけでなく韓国、ASEANを含めた東アジアに分散してきており、中国を介して域外国との貿易がおこなわれる構造に変化したと言える。

貿易面から見ても東アジアの生産ネットワークに大きな変化が起きているわけであるが、一方で中国の最終財の需要地としての拡大がめざましい。日米欧、ASEANなどからの対中国の最終財輸出はいずれの国も大幅に伸びている。特にEUによる中国向け輸出額の増大が著しい。中国における所得の向上などから、EUや日本が生産する比較的高付加価値な消費財が販売されるようになっていることもあり、世界の工場としての中国は、同時に世界における大市場としての地位を急速に固めつつある。中国需要の圧倒的な拡大は、東アジアネットワーク構造だけでなく、「世界の需要地中国」を内包する自律的な世界的なネットワークとなりつつあると言えるであろう（注1）。

2. チャイナ・プラスワンと ASEAN シフト

中国は次第に生産需要ネットワークの中核としての存在感を高めてきているが、すでに2000年代の前半には「チャイナ・プラスワン」という言葉が生まれていた。これは早い時期に、中国への一極集中の危うさについて認識されていたことを意味している。企業にとっては海外投資について、人件費高騰など投資環境の変化以外に、地政学的な状況を考慮した場合、アジアにおいては中国に加えて ASEAN との2極で立地をおこなう必要性があったと言えるだろう。タイを中心に ASEAN に投資を進めた日系企業の場合、自動車・部品関連の裾野の広い産業集積が形成され、エレクトロニクス産業を含めて日本からの投資が牽引してきたが、近年においてはタイへの新規投資が低調に推移しているのに対して、ベトナムのエレクトロニクス分野では韓国などアジア新興国の投資が目立つようになり、産業構造を変えるまでになっている。

日本から ASEAN および中国への直接投資は、2006 年を境に ASEAN の額が多くなっており、日本による相対的な ASEAN への傾斜の姿勢が見て取れる。日系企業の「ASEAN・東南アジアシフト」の理由として考えられるのは、①日系企業が ASEAN への進出をより早い時期に始めた歴史的背景があること、②AFTA (ASEAN 自由貿易地域) の深化および ASEAN 各国と日本との二国間 EPA (経済連携協定) 締結が進んだこと、③タイを中心に ASEAN 各国が中国との外資誘致の競合に対応し投資規制などを緩和したこと、④日系企業が中国リスクをより早く認識し始め、ASEAN を「チャイナ・プラスワン」として投資が向かっていること、などがあげられる。但し、ASEAN へ投資を振り向けた日本企業を見ると、既存の中国拠点を撤退することは希で、中国拠点を維持しつつ ASEAN に新規投資をおこなうケースが多いとみられている。

第2節 ASEAN におけるアジア新興国電機メーカーの動向

1. ベトナムにおけるエレクトロニクス産業の立地

ASEAN に立地する電機産業は、1960 年代から 1980 年代前半においては輸入代替を目的とした主に家電製品を中心としたものであり、また資本規制などの理由で日本を中心とした外国資本と現地資本との合弁形態が多かった。1990 年代以降は AFTA (ASEAN 自由貿易地域) の進展や外資規制の緩和などにより、生産拠点の統配合と集中、電機メーカー単独資本による進出が活発化し、生産の大規模化と輸出基地化が進んだ経緯がある。

電機産業における一般消費者向け主要製品は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機といった家庭用家電から、次第に半導体を多用するエレクトロニクス・情報機器製品へと売れ筋がシフトしてゆき、製品アーキテクチャーとしてはインテグラル（摺り合わせ）型からモジュラー（組み合わせ）型へと変化してきた。その中で日本企業はこうした製品の競争力を次第に失い、韓国や中国企業のブランドによる市場占有が高まっているのが現状である。

ASEAN における外国資本主導の産業集積は、タイにおける自動車産業がよく知られている。近年ではベトナムへの外国投資の増加が注目されるようになっているが、製造業の中ではエレクトロニクス系の産業が先鞭をつけており、2000 年以降に日本、台湾、韓国からの企業進出が活発化した。（表 1）

表 1 ベトナム(北部)における日・台・韓主な電機メーカーの立地動向

稼働年	企業名	工業団地	生産品目
2002 年	キヤノン（日）	タンロン工業団地	インクジェット・レーザープリンタ
2003 年	パナソニック（日）	タンロン工業団地	冷蔵庫、洗濯機
2005 年	キヤノン（日）	バクニン省クエボ 1 工業団地	レーザープリンタ
2007 年	キヤノン（日）	バクニン省ティエンソン工業団地	インクジェットプリンタ、スキャナー
2007 年	ブラザー工業（日）	ハイズオン省ブーディエン工業団地	モノクロレーザープリンタ
2009 年	フォックスコン（台）	バクニン省クエボ 1 工業団地	家電製品
2009 年	サムスン電子（韓）	バクニン省イエンフォン工業団地	携帯電話、有機 EL
2012 年	京セラ（日）	ハイフォン VSIP 工業団地	モノクロレーザープリンタ、複合機
2013 年	富士ゼロックス（日）	ハイフォン VSIP 工業団地	デジタルカラー複合機、LED プリンタ
2014 年	サムスン電子（韓）	タイグエン省イエンビン工業団地	携帯電話、家電製品
2016 年	LG 電子（韓）	ハイフォンチャンズ工業団地	家電、携帯、有機 EL

（出所）各種報道から筆者作成。

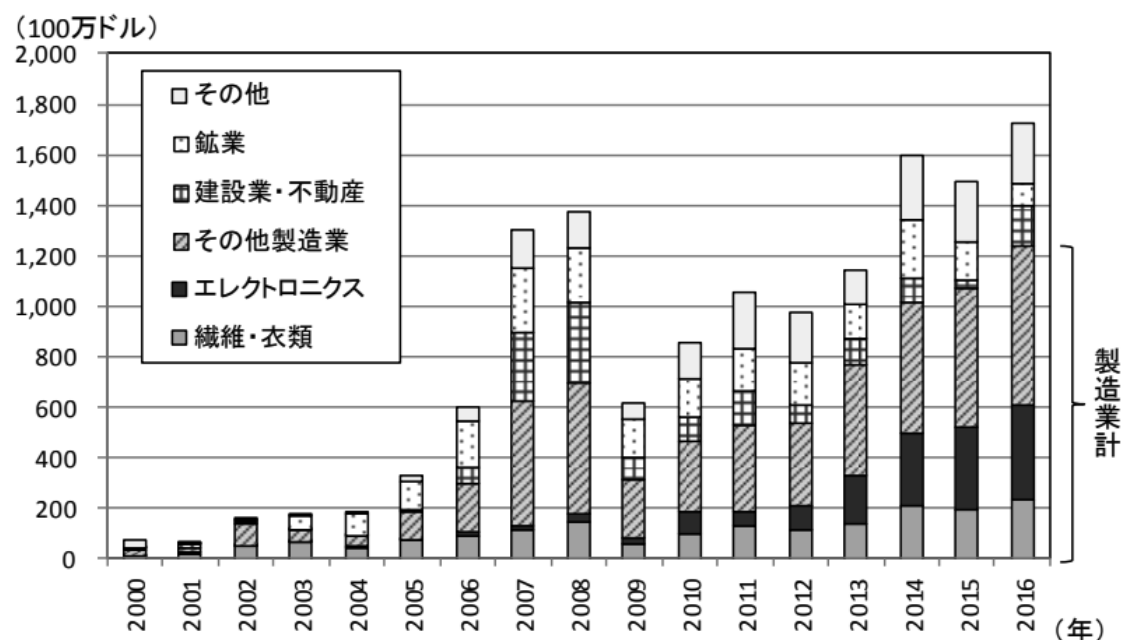
自動車産業のような厚みのある裾野産業がタイにあることで、集積規模としては自動車に比べて比較的小さいエレクトロニクス産業も、当初タイ・バンコクと近接の利益を得てきたと考えることができる。バンコクから約 1,500km 離れたハノイ近郊に、エレクトロニクス産業の集積が形成されたのは、タンロン工業団地に進出したキヤノンが朽木(2007)の

言うアンカー企業としての役割を果たした（注 2）。2000 年代にベトナムに進出した主要電機メーカーの多くは日本企業であり、ハノイを中心とした地域に、キヤノンを筆頭に家庭、法人で使用される情報系の製品であるプリンターの生産拠点が整備されてきた経緯がある。この状況に大きな変化をもたらしたのは 2009 年の韓国サムスン電子による投資であり、当時世界的に爆発的な普及が始まりつつあった携帯型情報端末であるスマートフォンを中心に生産拠点を立地したことが転機となった。

2. アジア新興国によるベトナム投資とエレクトロニクス産業

これまで「チャイナ・プラスワン」としてのベトナムへの活発な直接投資を主導しているのは、韓国などアジア新興国の企業である。2016 年度のベトナム対内直接投資は、韓国によるものが投資件数 1,263、認可額 69 億ドルでいずれも国別でトップとなっており、対ベトナム直接投資全体の 30%を占めるまでになっている（注 3）。韓国による業種別のベトナム投資推移（図 1）によれば、2010 年ごろから製造業の投資が増加し、中でもエレクトロニクスが際立っている。

図 1 韓国による対ベトナム業種別直接投資推移



注1: 2016年は1～9月の合計（ただし、7～9月は一部業種が未反映）

（出所）ジェトロ。

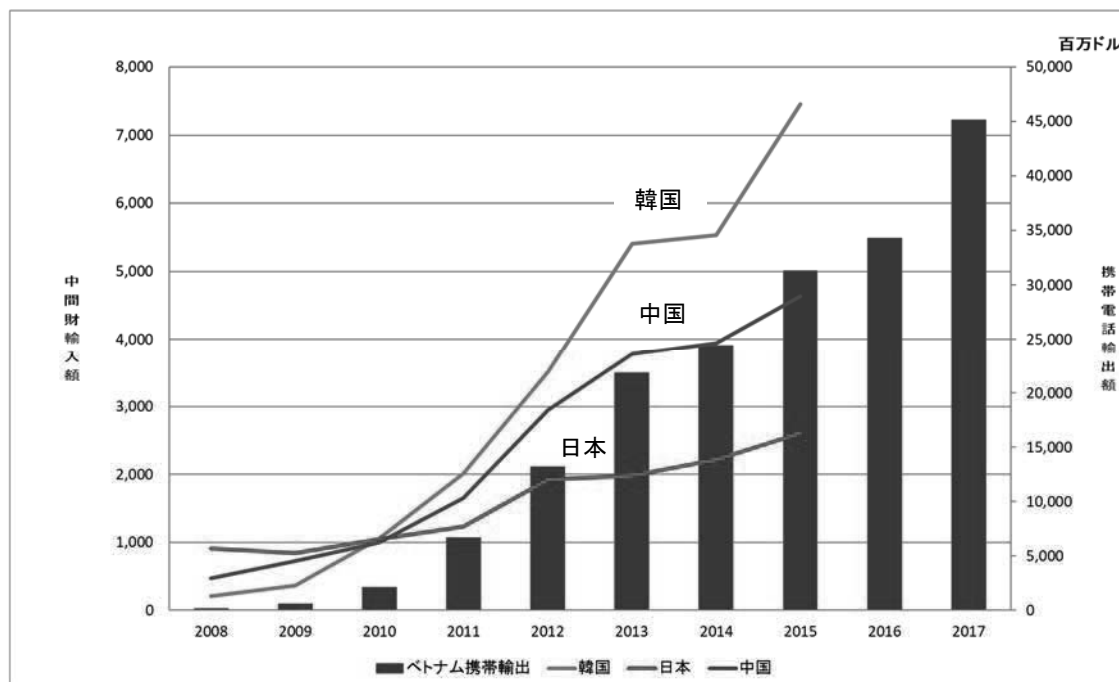
韓国企業によるベトナム投資の最近の投資案件として、2015 年においてはサムスン・デ

ディスプレイが 30 億ドル、2016 年には LG ディスプレイによる 15 億ドルが目立っており、これは電機分野における投資としては、メモリのような半導体生産関連の設備投資を除くと非常に大型のものである。韓国の主要な電機メーカーとしては、サムスン電子（売上高約 20 兆円）、LG 電子（売上高約 6 兆円）（共に 2017 年）の 2 社があるが、両社は製品群が比較的類似しており、また韓国以外の生産拠点は中国を主力としており、ASEAN における拠点は補完的であるという点でも共通している。ディスプレイ投資については、テレビ、モニターなどに使用されてきた液晶パネルに加えて、日本メーカーに先んじて有機 EL（OLED）を商業ベース生産に乗せたのは韓国 2 メーカーで、高価格帯のテレビやスマートフォンへの採用が進みつつある。ベトナムへの韓国電機メーカーによる生産拠点の投資は、情報端末であるスマートフォン、その主要構成部品でもある液晶と新開発の有機 EL パネルなどに加えて、洗濯機、冷蔵庫などの家庭用白物家電など幅広い品目のベトナムでの生産を増やしており、これまで主力であった中国における生産の比重の低下、ASEAN 各国において小規模に生産されてきた製品群のベトナム生産集中が進むと考えられる。

3. 韓国メーカーによる突出したスマートフォン輸出

現時点のベトナムにおけるスマートフォン生産メーカーとしては、韓国サムスン電子の他、韓国 LG 電子およびベトナム現地メーカーがあるが、スマートフォン生産の大規模化は、前述のようにサムスン電子が 2010 年から本格化させた。ベトナムからのスマートフォン（HS8517：電話機、携帯電話、無線電話および部品）の輸出は 2010 年から急速に増え続けており、2017 年の輸出額は 451 億ドル（速報値）にも達している。これはベトナム全輸出額の 21%を占めるとみられ、当然輸出品目の中でもトップとなっている。またスマートフォンの主な輸出先としては、UAE、米国、ドイツ、オーストリアなどとなっている。

図 2 ベトナムからのスマートフォン(HS8517)輸出と日中韓からの中間財輸入推移



(資料) UN Comtrade より HS8517 輸出額、RIETI-TID2015 より” Electrical machinery” 中間財輸入額、報道などから。

韓国サムスン電子を中心としたスマートフォンのベトナム生産および輸出は、日本円換算で 5 兆円以上に達している訳で、これは電機電子分野における 1 生産品目の実績としては、コンシューマー、非コンシューマー問わずかつてなかった大きな規模である。但し調達面については、電子部品類を中心に大半をベトナム国外から輸入せざるを得ない製品の特性があるが、電気機器中間財の輸入先について日中韓を比較すると 2010 年を境に韓国、中国からの輸入が日本を上回り大幅に伸びたことが分かる。(図 2)

スマートフォンのベトナムにおける生産については、いくつかの不確定な要素が含まれていると考えられる。第 1 に、スマートフォンは製品アーキテクチャーでは極めてモジュラー的であり、主幹部品である通信用チップを含めた電子基板搭載部品は、中長期的にもベトナム国内における価値的な調達率は低いものととどまるであろう。第 2 に、携帯用情報端末という開発途上でもある製品は、技術面、市場面の変化が極端に早いことから、韓国特定メーカーによるベトナム生産集中ということが将来どのように優位性として保たれるか不透明なこと、などである。ASEAN の中でもタイ、マレーシアのように、幅広い裾野産業が時間を掛けて育成されてきた国と異なり、ベトナムにおけるスマートフォン生産と輸出によって長期的にこの業種に特化した高度な産業集積を形成することがはたして可

能であるのかという課題が残っている。

第3節 ASEAN 交通インフラ整備とベトナム産業立地

1. ASEAN における交通・運輸の改善

(1) ASEAN 経済共同体 (AEC) と ASEAN 連結性

ASEAN 地域統合が進められ AEC が構想される中で、「連結性 (Connectivity)」の概念は、AEC の成否にも直結するものとして重要視されるようになった。2010 年にほぼ完成された AFTA (ASEAN 自由貿易地域) による域内関税削減・撤廃という大きな柱が 1 つあり、それと共に域内交通インフラ整備と連結性の強化が ASEAN への外国投資を誘致し、競争力を強化するという、もう 1 つの柱として考えられたことでもある。

交通・運輸分野に関連の深い連結性の概念のうち、物理的連結性が主に道路、港湾などハードインフラの整備であり、制度的連結性が交通協定や手続き簡素化などによる貿易円滑化・自由化のためのソフトインフラ整備として進められてきている。ハードインフラに比べて現在でも遅れているとされるソフトインフラについては、ASEAN 加盟国は 2015 年の AEC の創設を見据えて多くの交通関連協定類、覚書などに署名してきた。(表 2)

表 2 交通・運輸に関する ASEAN 連結性の概要 (MPAC2010、AEC2025 ブループリント)

	「物理的連結性」 (physical connectivity)	「制度的連結性」 (institutional connectivity)
対象事項	陸上・海上・航空輸送 内陸水運、島嶼間リンク インターモーダル輸送	交通・運輸円滑化 物品貿易の自由化 国境手続き円滑化
主な具体例	ASEAN ハイウェイネットワーク(AHN)の完成 シンガポール＝昆明間鉄道(SKRL)の完成 内陸水運網の整備 海路交通の整備	単一航空市場(ASAM)の構築 単一海運市場(ASSM)の構築 交通運輸円滑化協定類 (AFAFGIT, AFAFIST, AFAMT)の実効化 陸路越境旅客交通協定(CBTP)の実施 税関手続きの簡素化 国境手続きに関する協力 サブリージョナルな地域協力との連携強化

(資料) Master Plan on ASEAN Connectivity, ASEAN Economic Community Blueprint 2025.

AEC が 2015 年末に形成され、続いて 10 年後の AEC を見据えて公表された AEC2025

ブループリントでは、柱の一つとして「高度化した連結性と分野別協力」を新たに加え、AEC2015よりさらに連結性については一歩進んだ表現となっている。AECブループリント2025の後に発出された、クアラルンプールASEAN交通戦略計画（KLTSP）は2010年のブルネイ行動計画を引き継ぐ日程計画であるが、それまでの交通4分野すなわち陸上輸送、航空、海上輸送、交通円滑化に「持続可能な交通」を加えて5分野としている。KLTSPより遅れて2016年9月に出されたマスタープランのMPAC2025では、新たに5つの戦略的分野を提示している。AEC2025を進めるに際して、ASEAN域内の交通円滑化に関する事項が陸上交通のテーマの中でも注目されている。これはMPAC2025の戦略分野の1つに「シームレスなロジスティクス」があげられているように、従来のハードの阻害要因の多くが排除された中で、交通円滑化のための分野別諸協定類が発効し効率的な実施が大きく遅れていることも背景にある。

（2）ASEAN交通円滑化協定とGMS越境交通協定

ASEANにおける交通・運輸の改善のうち、越境円滑化をおこなうためのソフトインフラがハードインフラに比べて相対的に遅れているとされて久しい。しかしながら、域内交通に関する協定類の整備は形式的には進んでおり、最も問題となる陸上交通の例では越境の際の国境における通関、トランジット手続きなどや貨物の積み替えの必要などへの対応について、ASEANでは「通過貨物円滑化に関する枠組み協定（ASEAN Framework Agreement on the Facilitation of Goods in Transit: AFAFGIT）」が20年前の1998年に署名され、2000年には全加盟国で批准され発効している。これに類似した協定としてGMS（大メコン圏）の越境交通協定（CBTA）は、サブリージョナルな枠組みにおいて1999年にタイ・ラオス・ベトナム3カ国で結ばれた越境交通協定がベースとなり、その後GMS参加6カ国すべての多国間合意まで拡大された。2007年に署名されたこのCBTAは、欧州の交通協定をベースとした膨大な協定書となっている。そのためGMS域内においては、ASEAN交通協定類と合わせて、同様の目的のための2つの越境交通に関する協定が併存していることになる。

ASEANの交通円滑化のための協定類は、基本的に「ASEAN マイナス X」方式を採用している。これに対してCBTAは、国境措置の詳細については国境ごとに2国間（あるいは3カ国）の覚書（MoU）が結ばれる必要があり、現時点では特定の国境で現在MoUが結ばれている。これによってCBTA実現における課題の一つである越境手続きの簡素化の

図 3 シングルストップ、シングルウィンドウの最終イメージ(注 4)



127

て現場ではライセンスに関するトラブルが起きることもであるとされており、国境における「抵抗」はまだまだ強いと考えるべきであろう。

ASEAN の枠組みでは AFAFGIT に続いて、2009 年に「国際輸送円滑化に関する枠組み協定 (ASEAN Framework Agreement on Facilitation of Inter - State Transport : AFAFIST)」が署名された。登録された運送事業者に、国家間運送を行うことを認める、すなわち自国での運送を受け入れることを義務付けるものである。AFAFIST は AFAFGIT と付属文書を共有している協定であり、国境で貨物の積み替えを必要とされなくなることから、複数国にまたがるトランジット輸送を緩和することが期待されている。

また ASEAN の交通協定類では MPAC においても戦略の一つとされている、マルチモード輸送システムがある。異なった輸送モードである道路、鉄道、海運などを組み合わせることから、インターモーダル輸送、複合一貫輸送とも呼ばれる。交通協定としては 2005 年に署名された「マルチモード輸送に関する枠組み協定 (ASEAN Framework Agreement on Multimodal Transport : AFAMT)」がある。AFAMT の締結国は国際マルチモード輸送に関する国内法を整備することが求められるが、全ての国において準備ができていない。マルチモード輸送においては、インランド・コンテナ・デポ (ICD) に集められるコンテナを輸送する方法の組み合わせがポイントになり、東西回廊を利用しタイラオスーベトナムを横断するマルチモード輸送を効率よくおこなう構想もある。またメコン川利用の内陸水運では、カンボジア内陸にできた大型コンテナ・ターミナルを利用することで、大量の運搬物を安価にベトナム沿岸部の港湾群に運び、さらに海運で輸出するような効率的、環境配慮型輸送モードの組み合わせを目指すことが十分視野に入ってきている。

ASEAN 交通円滑化協定類 (AFAFGIT/AFAFIST および AFAMT) の最終化へ向けた作業の他、現在進めている ASEAN 陸路越境旅客交通枠組み協定 (ASEAN Framework Agreement on Cross - Border Transport of Passengers by Road Vehicles : CBTP) や、運転免許の相互認証協定 (Agreement on the Recognition of Domestic Driving Licenses) の推進といった取り組みは、前述の上位の ASEAN 交通円滑化協定類を支援することになる。

2. ハノイ周辺における交通インフラ整備と産業立地

(1) 外国援助が後押しするハノイの公共交通インフラ

ベトナムにおいてハノイは首都であることもあり、各種インフラ整備が優先的に進められている。ここではハノイ首都圏の公共交通を中心とした都市交通、周辺都市との接続、港湾整備、貿易円滑化を目的としたシステム開発、などについて触れてみたい。まずハノイにおける都市交通整備は、発展途上国であるベトナムの経済発展と都市集中化の早い段階で着手されている。ASEAN の他の国においては、2000 年前後のタイ・バンコクのように、市内で激しい交通渋滞が発生した時期にインフラ整備が間に合わず大きな混乱が生じた例があり、その教訓も生かされていると言える。また交通インフラの大半のプロジェクトは、円借款を始めとした外国援助を「活用」しており、これが大きな特徴となっている。

ハノイでは高架式を中心とした市内鉄道の計画が複数あり、①都市鉄道 1 号線(円借款) 第 1 期 2020 年完成予定、BOT 方式、②都市鉄道 2 号線 (円借款) 建設中、BOT 方式、③都市鉄道 2A 号線 (中国 ODA) 建設中、BOT 方式、④都市鉄道 3 号線 (仏 ODA、ADB 融資等) 建設中、BOT 方式、4 号線～8 号線は計画中、となっておりその路線の多さに驚く。また道路整備については、大都市 20～50Km 圏の渋滞回避に有効な環状線が 1 つのポイントでもあり、①環状 2 号線 (円借款、世銀融資) (ノイバイ空港から市内への Nhat Tan 橋含む) 供用中、②環状 3 号線 (円借款) (含む Thang Long 橋など) 2018 年全線完成予定、③環状 4 号線は計画中、となっており、日本の例からも整備の遅れることが多い環状線がハノイ圏では早期に整備が進められている。

ハノイから東に約 100km の距離にはハイフォン市があり、河川港を中心とした港湾があることからハノイ圏においては主要な積み出し港となっている。そのためロジスティクスの面からもハイフォンの近くには企業立地が増えており、ハノイ、ハイフォンの一体化が産業ベルトのように進んでいると言える。交通インフラの面からは、この両都市を結ぶ道路である従来の国道 5 号線が渋滞することから、バイパスとして新たに高速道路が建設された。ハノイーハイフォン高速道路であるが、2015 年 12 月に完成し、6 車線仕様の BOT 方式で運営されている高規格の高速道路である。但し、この高速道路の利用が少ないという問題があり、現行の通行料金が一般車 16 万ドン (約 800 円)、40ft 搭載トラック 84 万ドン (約 4,200 円) であるが、特にコストに敏感な商用の貨物トラックは筆者が数回走行したが 1 回も見ることにはなかった (注 6)。道路の建設、運営に PPP (官民連携) を活用することが増えているが、収益性を勘案した通行料が現地の実態に合わず利用者が増えないことは大きな課題であると言える。

ハイフォン周辺の港湾整備であるが、ラックフェン港は沖合を埋め立て円借款で建設さ

れている大型港で、水深は 14m クラス、2018 年の完成予定である。従来の河川港であるハイフォン港、ディンブー港は、水深 7-8m クラスであるが拡張中である。またハロン湾にあるカイラン港は、やや小規模で水深 10m クラスであるがこれも拡張中となっている。

(2) ベトナムの交通円滑化を推進した VNACCS

ベトナムにおける交通・運輸にかかわるソフトインフラとして、特に貿易円滑化に貢献するベトナム電子税関申告システム（VNACCS）が 2014 年 4 月から稼働している。これは日本で使われている NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）をベースにベトナム版として開発されたもので、日本の無償 ODA 案件で供与され、ベトナムにとっては NSW（ナショナル・シングルウィンドウ）に相当するものになる。

可能な業務としては、①輸出入通関関連（46）、②入出港関係（29）、③マニフェスト関連（32）、④保税運送（12）、⑤共通業務関連（13）、⑥他省庁手続き関連（17）（括弧内はコード数）であり、VNACCS の導入による貿易実務の主な改善点としては、①輸入申告から許可までの処理時間短縮、②輸入許可書の提示が不要でペーパーレス、③HS コード入力だけでインボイス作成が可能、④他省庁における申請手続きの完了が確認可能、などの点が上げられる。システムの稼働から 3 年以上を経て、製造業、物流業を中心とした日系企業のヒアリングで、通関手続きの時間短縮効果が大きいことを中心に高く評価されている。

表 3 ASEAN 各国の貿易手続きに関わる所要時間・コスト

Doing Business 2017	貿易手続き: Trading across borders									
	190カ国中		輸出書類	輸出国境	輸出書類	輸出国境	輸入書類	輸入国境	輸入書類	輸入国境
	ビジネス環境		所要時間	所要時間	所要費用	所要費用	所要時間	所要時間	所要費用	所要費用
	ランキング	ランキング	(hours)	(hours)	(USドル)	(USドル)	(hours)	(hours)	(USドル)	(USドル)
Singapore	2	41	2	12	37	335	3	35	40	220
Thailand	46	56	11	51	97	223	4	50	43	233
Malaysia	23	60	10	48	45	321	10	72	60	321
Vietnam	82	93	50	58	139	309	76	62	183	392
Philippines	99	95	72	42	53	456	96	72	50	580
Cambodia	131	102	132	48	100	375	132	8	120	240
Indonesia	91	108	61	53	139	254	133	99	164	383
Lao PDR	139	120	216	12	235	73	216	14	115	153
Brunei Darussalam	72	142	163	117	90	340	140	48	50	395
Myanmar	170	159	144	144	140	432	48	232	210	457

(資料) World Bank(2016), *Doing Business 2017*.

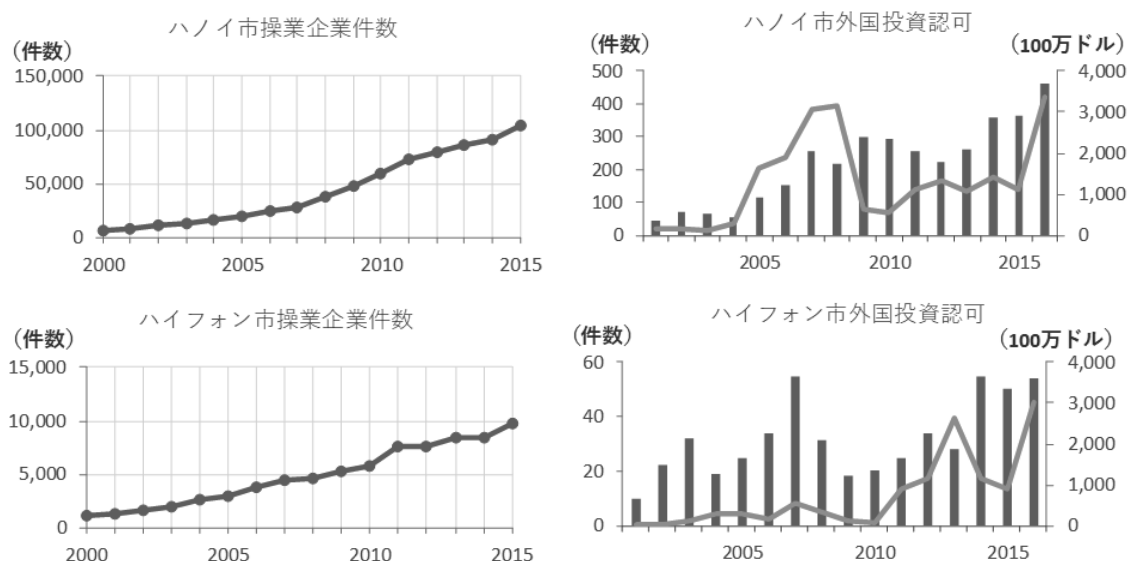
表 3 に示したように、世界銀行から公表され各国のビジネス環境を評価している **Doing Business2017** によれば、ベトナムの貿易手続き (**Trading across borders**) に関するランキングは **ASEAN10** カ国の中で **ASEAN6** のフィリピン、インドネシアおよびブルネイを上回って 4 番目に位置していることが特筆される。これによれば、ベトナムにおける輸出入に関わる所要費用には大きな優位性は見られないが、書類や国境における所要時間についてはシンガポール、タイ、マレーシアに次いでいる。これは特にソフトインフラの影響が大きいものであることから、**VNACCS** の導入による効果が大きいとみられる。実際、**Doing Business2013** の時点では、ベトナムの貿易手続きに関する **ASEAN** 加盟国における順位は 6 番目で、**VNACCS** が導入された 2014 年以降に順位を上げている。**VNACCS** のような日本からの援助による電子システムが入ることは、利害関係の調整に手間取って **NSW** の構築に手間取っている他の中進国と比較すると、先進国の技術・知識をパッケージで取り込める「後発性の利益」をベトナムは享受していると言えるだろう。

(3) ハノイ周辺の工業団地とエレクトロニクス企業進出

ハノイ市周辺の工業団地では、この地域のエレクトロニクス産業で先鞭を付けたキャノンあるいはパナソニックが 2000 年代初頭に進出し、ノイバイ空港に 14km と近いタンロン (**Thang Long**) 工業団地 (住友商事が出資) が日系としては良く知られている。この他にエレクトロニクス企業が立地した工業団地としては、サムスン電子が最初に進出したベトナム系のイエンフォン (**Yen Phong**) 工業団地 (市内から 35km)、ほぼ同時期に台湾の EMS 大手の **Foxconn** (鴻海・ホンハイ) が立地した、クエボ 1 (**Que Vo 1**) 工業団地 (市内から 35km)、サムスン・グループ各社が追加で立地したイエンビン (**Yen Binh**) 工業団地 (市内から 60km、空港から北に 16km)、キャノンの分工場が立地したティエンソン (**Tien Son**) 工業団地 (市内から 35km)、加えて立地の少ないハノイ市の西側に位置しベトナム政府系のホアラックハイテクパーク (**Hoa Lac Hi-Tech Park**) (市内から 30km) があるが、現時点ではベトナムのソフトウェア大手 **FPT** などが進出している。(図 4)

これらの工業団地は市内から 20~30km 圏で、主に東と北方向への放射状道路および環状 2,3 号線の道路の整備によって市内からの利便性が高まっている。特に空路をサプライチェーンの主要な輸送手段としている企業にとっては、ノイバイ空港への近接は大きなメリットである。一方、ハイフォン市とのアクセスが 5 号線改修と新高速道路完成で改善さ

図 5 ハノイ、ハイフォンへの企業進出、外国投資の状況



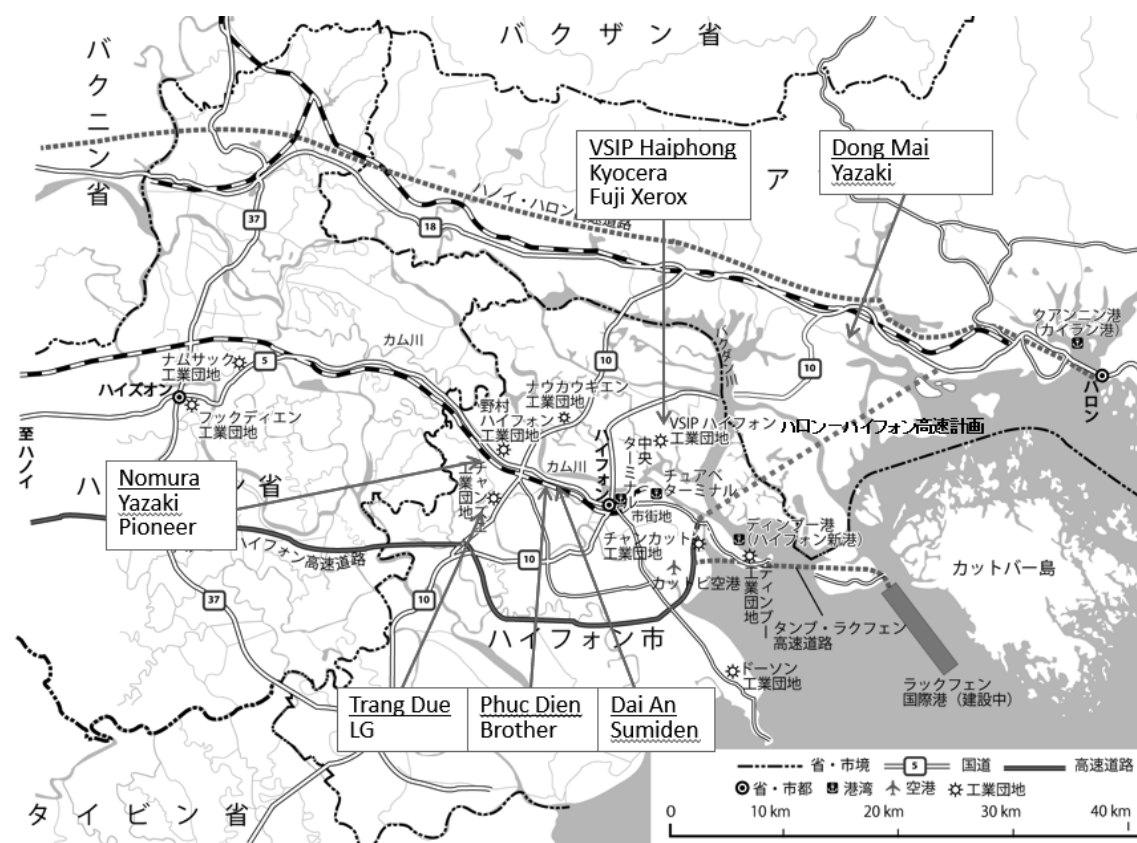
(出所) アジア経済研究所 石田正美氏作成 (原資料) Global Statistics Office

一方、図 6 のようにハイフォン方面における工業団地は、日系が開発したものとしては 1994 年野村證券が投資した、野村ハイフォン (Nomura Hai Phong) 工業団地が以前から知られており、多くの日系企業が入居している。従来ハイフォン方面で工業立地の多いのは国道 5 号線沿いの地域であり、ベトナム系のフックディエン (Phuc Dien) 工業団地にはキャノン同様、プリンター生産をおこなっているブラザー工業が立地しており、隣接するようなダイアン (Dai An) 工業団地には Sumidenso (住友電装) が立地しているなどこの沿線には日系、非日系の企業が数多く操業している。最近の大型工業団地の立地は 5 号線から離れている場合も多く、ハイフォン市北部に位置する VSIP ハイフォン (VSIP Hai Phong) 工業団地 (ベトナム・シンガポール合弁、三菱商事も出資) では Fuji Xerox, 京セラといった日系プリンターメーカーが入っている。加えて近年エレクトロニクス分野で影響の大きい韓国勢の中では、LG 電子が 10 号線 (5 号線の南) 沿いにあるチャンズ (Trang Due) 工業団地に非常に大きな投資をしている。同工業団地には LG 電子、LG ディ스플레이、韓国系のサプライヤーと思われる企業群が立地しており、筆者も視察したがさながら韓国系エレクトロニクス企業の集積が形成されつつある。LG 電子はサムスン電子の約四分の一の事業規模であるが、家電製品、スマートフォン、液晶有機 EL パネル関連分野の単独の生産拠点としては東南アジア最大級の規模であろう。この工場の本格稼働は 2018 年以降であろうが、韓国エレクトロニクス企業のベトナム集中投資を実感させられる。

また空路については、ハイフォン市南に位置する小規模ではあるがカットビ空港が 2015

年から稼働しており、国内線が主体であるが国際線については韓国の仁川空港との路線が運行している。ハイフォン方面進出企業でノイバイ空港からの空輸を利用している企業は、将来カットビ空港の利用が増え利便性が高まる可能性がある。

図 6 ハイフォン近郊の主な工業団地と電機電子進出企業



(出所) アジア経済研究所 石田正美氏作成地図に筆者加筆。

最後に

ASEAN 地域経済統合にともなう AEC2015 あるいは AEC2025 に示された交通インフラ整備の方向と、それを 1 つのテコとしたアジア新興国の企業が躍進する状況をベトナム北部を事例に概観した。ASEAN 域内の輸送が改善されるにつれ、産業の越境フラグメンテーションによる工程間分業が進み、ASEAN 統合の目的の 1 つでもある (CLM3 カ国との) 格差是正に寄与することが長く構想されてきた。しかしながら長距離の道路輸送は越境がともなうケースでは、現時点において想定に比較して限定的なのは事実である。むしろ産業集積内における短距離輸送によってサプライチェーン構築を飛躍的に向上させたことにより、むしろ都市化の進行を促進した側面の方が強い。こうした現実を踏まえた上で、

今後の ASEAN 域内におけるモダルシフトの動きや、各国の財政負担の問題に向き合わねばならない。

表 4 では距離別に異なる交通インフラ整備の具体的な優先課題を示している。ASEAN ではメガ都市とも言える 1000 万人級都市の出現によって、市内中央部における大量輸送公共機関の整備が優先の緊急課題となり、さらにはベットタウンへの接続、郊外工業地域との利便性向上、そして 100km 程度の圏内の中都市が単一の産業集積、産業ベルトに一体化するような事例が増え、その傾向が加速化している。

表 4 ASEAN にみる大都市化にともなう距離別交通インフラ整備の優先課題

	～20km圏内 (都市内交通)	～50km圏内 (近郊接続)	～100km圏内 (郊外都市接続)	～500km (都市間・越境)
現時点で優先課題とすべき主な整備対象	交差点改良、地下鉄、高架鉄道、ライトレール、バスレーン、内環状線、都市高速	道路拡幅、高品質舗装化、外環状線、都市交通延伸	高規格道路、バイパス道路、車両重量規制、港湾設備、港湾進入路、中速鉄道	道路メンテ、重量規制、港湾設備、港湾進入路、国境措置の国内法制化、高速鉄道
主な目的	市内混雑緩和	都市機能広域化	産業集積広域化	越境サプライチェーン

(出所) 筆者作成

前述のように、ベトナム・ハノイ近郊で見られているアジア新興国、特に韓国のエレクトロニクス企業は、こうした交通インフラの改善を見据えた立地を積極的におこなっている。ASEAN では、タイ・バンコク圏における交通インフラ整備が経済発展に比較すると遅れた経験があり、現在では産業集積の密度が高くなる副作用が顕在化している。逆にベトナム・ハノイ圏では、海外援助などを活用した都市圏交通インフラ整備が先行していることにより、外国投資誘致が比較的円滑に進んでいると言えるのではないかと。

<注>

1. 経済産業省(2011)「世界と我が国の通商構造の変化」。
2. 朽木昭文(2007)、大手グローバル企業の進出により、部品メーカーなど裾野産業の進出、育成が一気に進むような状況を指す。
3. 日本は投資件数 574、認可額 25 億ドルで韓国に次いで国別 2 位。(2016 年)
4. シングルストップ、シングルウィンドウが実現するためには、数段階の暫定的な形態を経る必要がある。図の例では、ベトナムーラオスの国境において越境先側国で CIQ をラオス、ベトナムの係官が共同で検査をおこない、必要があれば共同検査場 (CCA) で双方の国の係官が物理的な CQ のチェックをおこなうというもので、ほぼ最終的な段階の通関形態と言える。
5. タイ公務員の国外での公務という問題が未解決となっている。
6. 2017 年 8 月調査時。

<参考文献>

- 旭リサーチセンター(2017)「製造業にとってのベトナム投資の魅力と課題」。<https://www.asahi-kasei.co.jp/arc/service/pdf/1012.pdf>
- 石川幸一・清水一史・助川成也(2016)『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文眞堂。
- 春日尚雄(2014)『ASEAN シフトが進む日系企業ー統合一体化するメコン地域』文眞堂。
- 木村福成・大久保敏弘・安藤光代・松浦寿幸・早川和伸(2016)『東アジア生産ネットワークと経済統合』慶應義塾大学出版会。
- 朽木昭文(2007)『アジア産業クラスター論ーフローチャート・アプローチの可能性』書籍工房早山。
- 経済産業省(2011)『通商白書 2011』。
- ジェトロ(2016)「産業立地はどう変わるか」電気・電子産業編」ジェトロ。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/55b32a21595bd1a7/20160054.pdf
- 富士キメラ総研『ワールドエレクトロニクス市場総調査』各年版、富士キメラ総研。
- 富士経済『グローバル家電市場総調査』各年版、富士経済。
- 日本総研(2017)「韓国企業・経済にとって重要性が増すベトナム」韓国経済の今後を展望するシリーズ 12、日本総研。<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/10132.pdf>
- ASEAN Secretariat(2010a). *Brunei Action Plan 2011-2015: ASEAN Strategic Transport Plan*, ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat(2010b). *Master Plan on ASEAN Connectivity*, ASEAN Secretariat.
- ASEAN Secretariat(2015a). *ASEAN2025: Forging ahead Together*, Jakarta.
- ASEAN Secretariat(2015b). *Kuala Lumpur Transport Strategic Plan(ASEAN Transport Strategic Plan 2016-2025)*, Jakarta.
- ASEAN Secretariat(2016). *Master Plan on ASEAN Connectivity2025*, ASEAN Secretariat.
- Baldwin, Richard (2014) "Multilateralising 21st Century Regionalism", Paris: OECD Conference Centre.
- World Bank(2016). *Doing Business2017*, World Bank Group.

〔禁無断転載〕

TPP11 と ASEAN の貿易、投資、産業への影響

発行日 2018 年 3 月

編集発行 一般財団法人 国際貿易投資研究所

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

Tel : (03) 5148-2601 Fax : (03) 5148-2677

